

第9期 常陸太田市高齢者福祉計画

(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

《令和6年度～令和8年度》

令和6年3月

常陸太田市

ごあいさつ



わが国においては、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年には高齢者人口がピークを迎えることが予想されております。

本市におきましても、令和5年には65歳以上の高齢化率が40%を超え、市民の5人に2人が高齢者となり、高齢化の進展に伴う問題への対応が急務とされております。

また、高齢者の平均寿命が延びる一方で、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進することが必要です。本市では令和4年度にフレイル対策室を設置し、その取り組みの一つであるフレイル対策事業を行っております。第9期となる本計画においても、シニア世代の健康づくりを積極的に推進してまいります。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年を見据え、地域住民及び地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らし、地域をともに創り、お互いを尊重し合える「地域共生社会」の実現を目指し、医療、介護、介護予防及び高齢者福祉サービスが切れ目なく提供される「住み慣れた地域・住まいで、安心して暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムの深化・推進～」を基本理念に掲げ令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定いたしましたので、市民の皆様、関係事業者の方々のなお一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、各種実態調査を通じてご協力くださいました市民の皆様をはじめ、様々な視点から計画の策定にご尽力いただきました「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の皆様並びに関係各位に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

常陸太田市長 宮田 達夫

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨

1. <u>計画策定の背景</u>	1
2. <u>介護保険制度の変遷</u>	1
(1) <u>介護保険制度のあゆみ</u>	1
(2) <u>地域共生社会の実現に向けて</u>	2
3. <u>計画の役割と位置付け</u>	2
(1) <u>法令等の根拠</u>	2
(2) <u>関連計画との位置付け</u>	3
4. <u>計画の期間</u>	4
5. <u>日常生活圏域の設定</u>	5
6. <u>計画の策定体制</u>	6
(1) <u>第9期常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会</u>	6
(2) <u>高齢者等実態調査の実施</u>	6
(3) <u>パブリック・コメントの実施</u>	6

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. <u>人口の現状及び将来推計</u>	7
(1) <u>人口と高齢化率の推移</u>	7
(2) <u>人口と高齢化率の推計</u>	8
2. <u>要支援・要介護認定者等の状況</u>	9
(1) <u>要支援・要介護認定者数の推移</u>	9
(2) <u>要支援・要介護認定者数の第8期推計値と実績比較</u>	9
(3) <u>認知症高齢者の推移</u>	10
3. <u>介護保険サービス等の状況</u>	11
(1) <u>介護予防給付サービスによる利用者数及び給付費の状況</u>	11
(2) <u>介護給付サービスによる利用者数及び給付費の状況</u>	13
4. <u>高齢者等実態把握調査</u>	15
(1) <u>調査の概要</u>	15
(2) <u>世帯構成</u>	16
(3) <u>健康づくり・介護予防について</u>	17
(4) <u>認知症について</u>	25
(5) <u>生きがいや社会参加について</u>	26
(6) <u>介護・介助について</u>	30

(7) 生活支援について	36
(8) 介護保険施策について	39

第3章 本市がめざす福祉のまちづくり

1. 基本理念	44
2. 重点目標	45
(1) 重点目標	45
(2) 施策の体系	46

第4章 施策の取り組み

重点目標1. 安心して暮らせる環境をつくります	47
1. 地域包括ケアと地域で支え合うしくみづくりの推進	47
2. 介護者への支援	52
3. 認知症高齢者への支援体制の充実	54
4. 地域包括支援センターの機能の充実	58
5. 自立生活の支援（高齢者福祉サービス）	65
6. 在宅医療・介護連携の推進	68
7. 高齢者の権利擁護の推進	70
8. 安全で安心して暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援	74
重点目標2. 健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します	77
1. 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸	77
重点目標3. 社会参加と生きがいづくりを支援します	84
1. 生きがいのある暮らしへの支援	84
2. 就業等の支援	87
重点目標4. ニーズに応じた介護サービスを提供します	88
1. 介護保険サービスの提供と基盤整備	88

第5章 介護保険事業の推進

1. 第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の位置付け	92
2. 被保険者の推移と推計	
(1) 総人口及び高齢者の推移と推計	93
(2) 被保険者の推移と推計	94
3. 要支援・要介護認定者の推計	95
4. 介護保険サービスの整備計画と量の見込み	96
(1) 介護保険サービスの充実	96

(2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ……………	98
(3) 地域支援事業の量の見込み ……………	109
(4) 介護保険事業費の推計値 ……………	113
(5) 標準給付費の見込額 ……………	115
(6) 市町村特別給付 ……………	115
5. 介護給付適正化に向けた取り組み及び目標 ……………	116
(1) 第8期の取り組み ……………	116
(2) 第9期の取り組み方針と目標 ……………	116
6. 第1号被保険者の保険料 ……………	117
(1) 給付と負担の関係 ……………	117
(2) 第9期の介護保険料基準額 ……………	117
(3) 第9期の保険料段階 ……………	120
7. 低所得者等への対応 ……………	121
(1) 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減 ……………	121
(2) 高額介護（予防）サービス費 ……………	121
(3) 高額医療合算介護（予防）サービス費 ……………	121
(4) 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減 ……………	121
(5) 訪問介護サービス費の助成 ……………	121
(6) 高額介護（予防）サービス費等の貸付 ……………	121
(7) 境界層該当者への対応 ……………	121

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制 ……………	122
(1) 推進体制の確立 ……………	122
(2) 地域住民や関係機関との連携 ……………	122
2. 計画の推進（点検・評価） ……………	123
(1) 計画の進捗管理と評価 ……………	123

資料編……………	124
----------	-----

第 1 章

計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

本市では、令和3年3月に策定した「第8期常陸太田市高齢者福祉計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」において、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年を見据え、住み慣れた地域・住まいで、だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、「第9期常陸太田市高齢者福祉計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」を策定します。

2. 介護保険制度の変遷

(1) 介護保険制度のあゆみ

介護保険制度は平成12(2000)年の介護保険法施行により開始され、既に20年以上を経過しています。

平成17(2005)年には、平成27(2015)年に団塊の世代が高齢者となることを見据えた介護保険法の改正が行われ、平成18(2006)年から介護予防重視型のシステム確立に向けて制度が動き出しました。

平成24(2012)年には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取り組みがスタートし、平成26(2014)年の法改正では、地域包括ケアシステムの構築に向け、全国一律の予防給付を市区町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化が進められました。

平成29(2017)年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保が大きな柱になっています。

令和3(2021)年には「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件」が告示され、2040年までを見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進、災害や感染症対策に係る体制整備といった指針の改正が行われています。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

平成29(2017)年に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正とあわせて、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を行うための社会福祉法の改正が行われました。高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものです。

令和3(2021)年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市区町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化等の措置を講ずることとされています。

3. 計画の役割と位置付け

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。

老人福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

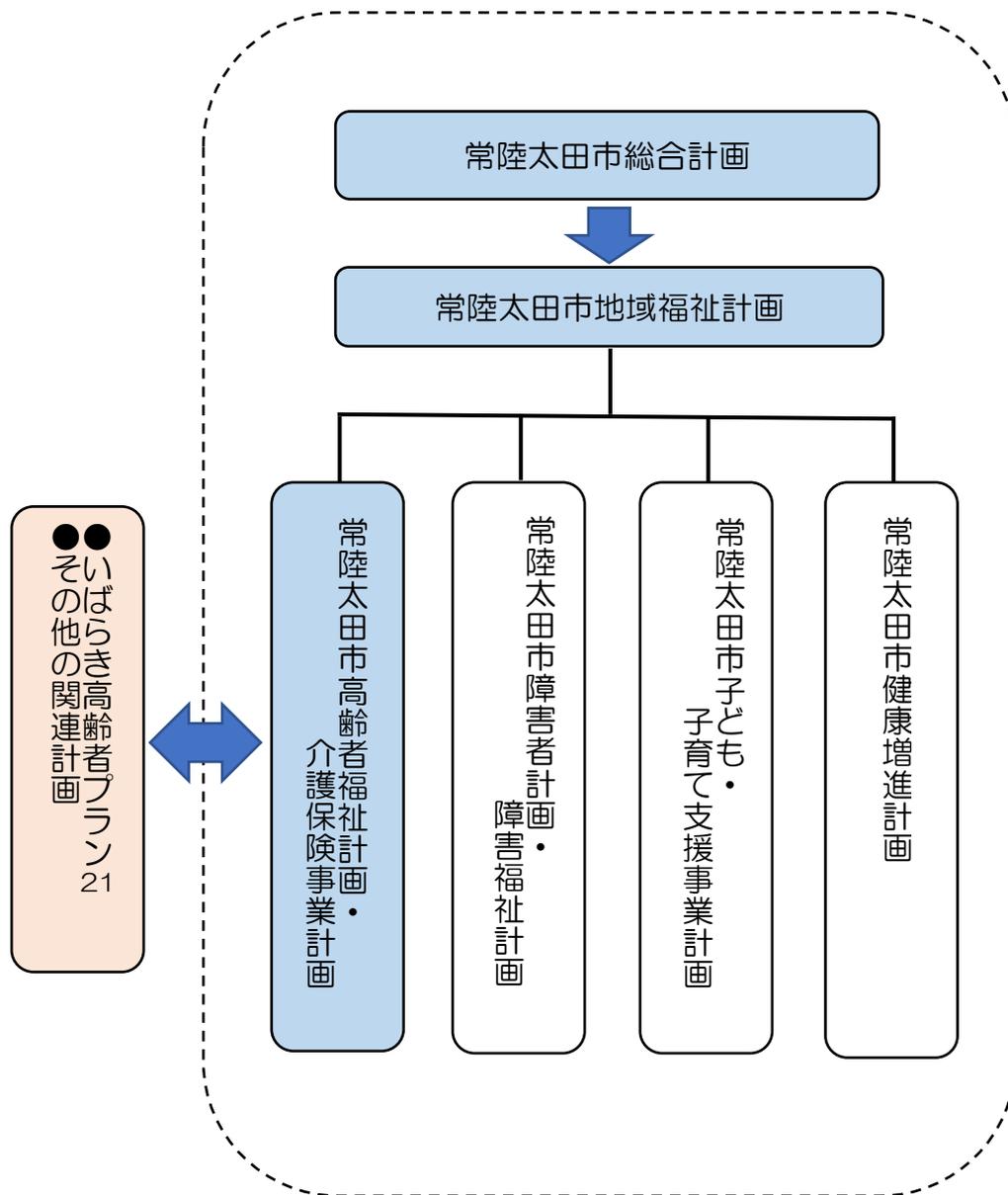
介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用傾向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備するため、本市の高齢者施策と介護保険事業の総合的・効果的な推進を図るものであり、第9期計画は、第8期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けての方向性を継承しつつ、地域共生社会の実現を目指していく計画となります。

(2) 関連計画との位置付け

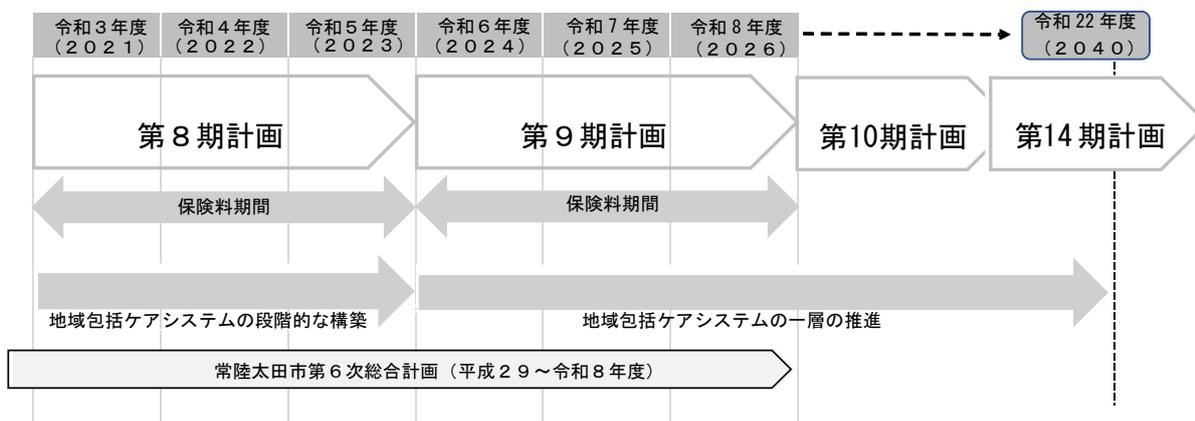
「第9期常陸太田市高齢者福祉計画」は、高齢者福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「常陸太田市第6次総合計画」や地域福祉の基本計画となる「常陸太田市地域福祉計画」との整合性を図り策定する計画です。

また、障害者施策、保健・医療施策等の各計画や、いばらき高齢者プラン21との整合性も図るものとします。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度を始期とし、令和8(2026)年度を終期とする3年間です。令和22(2040)年度やその先までの中長期的な視野に立ち、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ります。

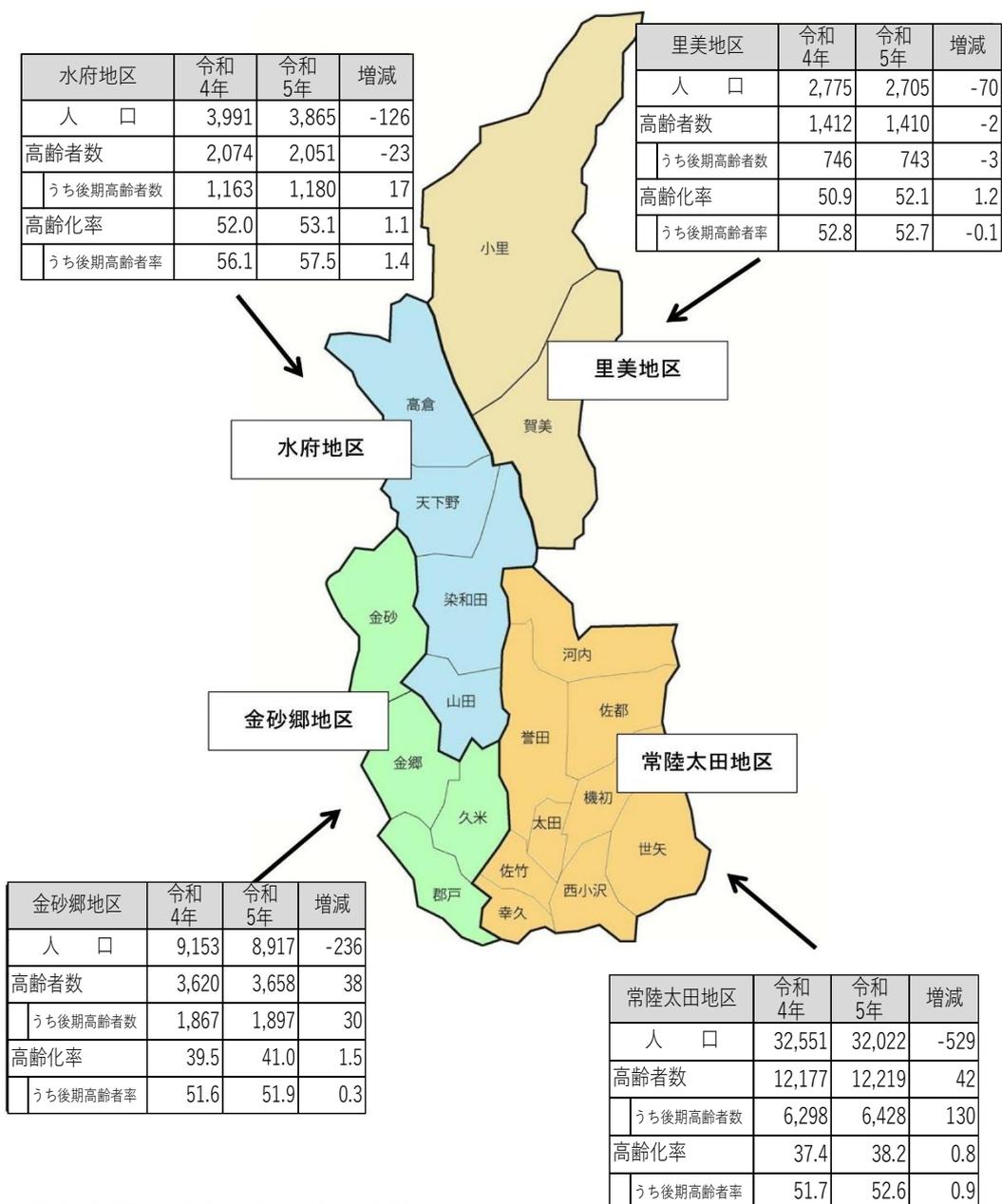


5. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画の策定にあたり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な地域を単位とする日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域の設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、地域密着型サービス等を提供する事業所の整備状況などを総合的に勘案し、その区域ごとにサービス見込み量の確保について定めるものとします。

本計画の日常生活圏域は、第8期計画に引き続き、市町村合併前の旧市町村単位（4地区）で設定します。

○第9期計画の日常生活圏域（圏域ごとの状況）※住民基本台帳の各10月1日より



（資料：住民基本台帳人口 各年10月1日現在）
 高齢化率は端数処理の関係で一貫しない場合があります。

6. 計画の策定体制

(1) 第9期常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

本計画を策定するにあたっては、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険被保険者、介護サービス事業者の代表者等で構成される「第9期常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

令和4年11月から令和5年2月にかけて、高齢者の生活実態や健康状態、高齢者施策等への考え方及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握し、計画に反映させることを目的として「高齢者等実態調査」を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメントを令和6年1月22日から令和6年2月20日にかけて実施しました。

特にご意見はありませんでした。

第2章

高齢者を取り巻く現状

第2章 高齢者を取り巻く現状

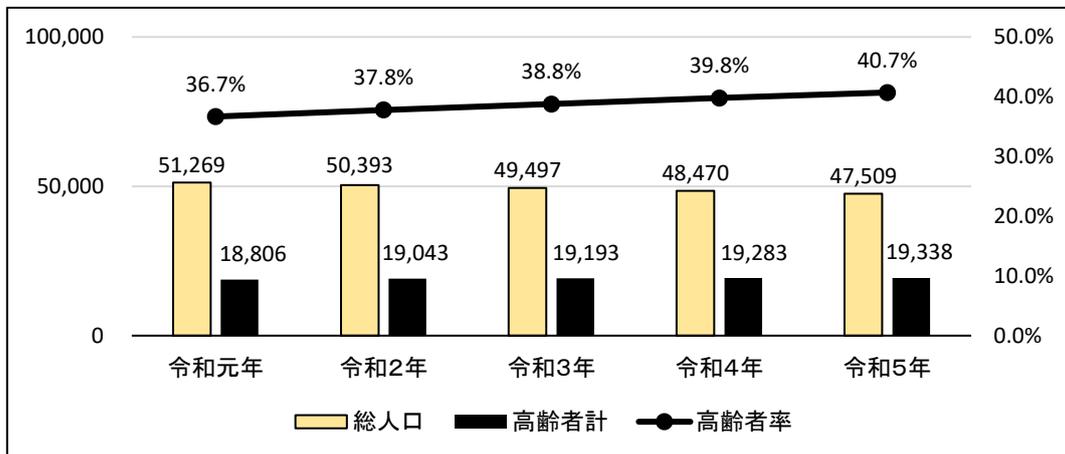
1. 人口の現状及び将来推計

(1) 人口と高齢化率の推移

常陸太田市の総人口の推移は、緩やかに減少しており、令和5年では47,509人となっています。高齢者人口（65歳以上人口）は増加し続け、高齢化率は40.7%と約5人に2人が高齢者となっています。

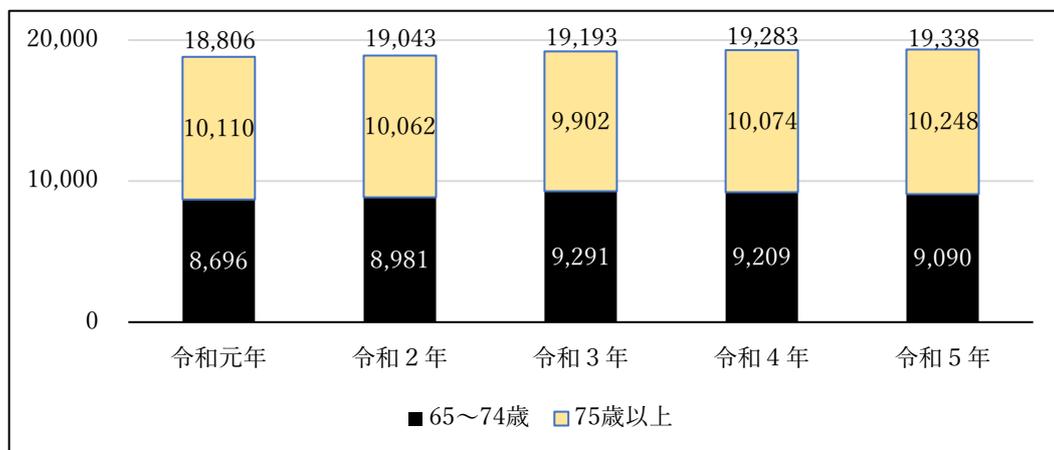
このうち、前期高齢者（65～74歳）は9,090人、後期高齢者（75歳以上）は10,248人となっています。

○総人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳人口

○高齢者数の推移



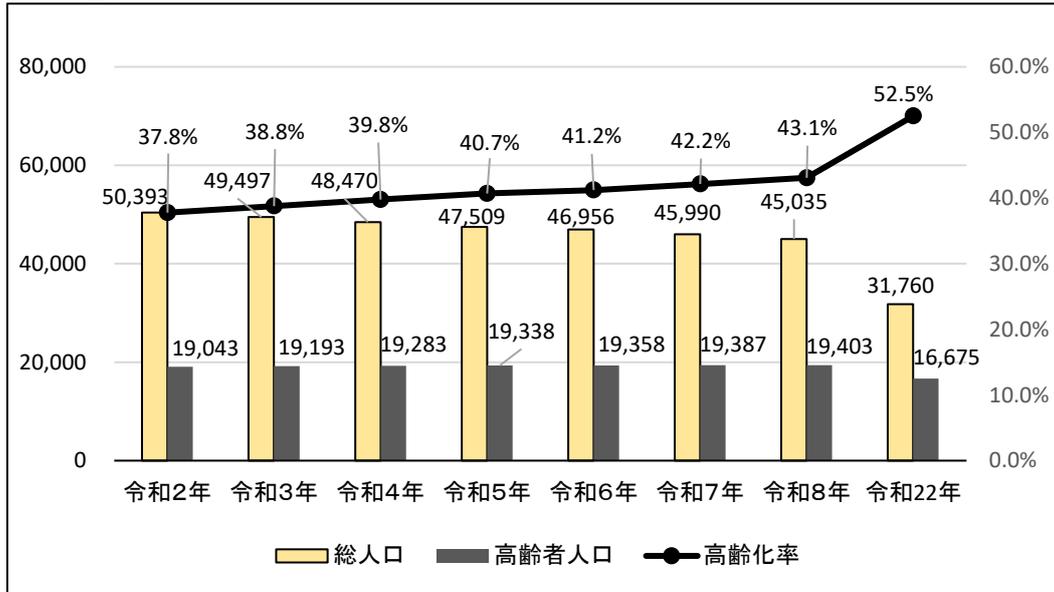
資料：住民基本台帳人口

(2) 人口と高齢化率の推計

団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が全て後期高齢者となる令和7年の総人口は45,990人、5年後の令和12年では41,234人と減少傾向にあると推計されます。第9期計画期間の最終年である令和8年では、総人口が45,035人、うち65歳以上の高齢者は19,403人、高齢化率は43.1%と上昇することが見込まれます。

今後は総人口が減少することに伴い、相対的な高齢化率上昇が推計されています。

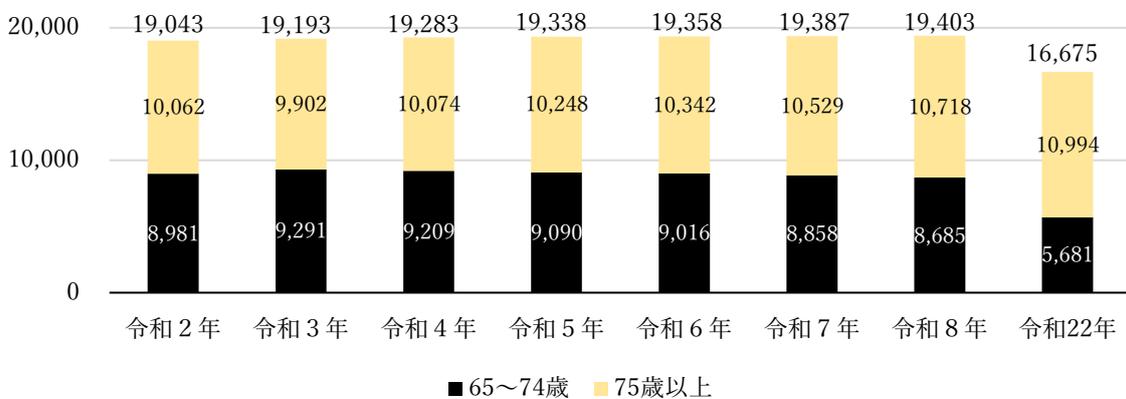
○人口の推計



資料：住民基本台帳人口・地域包括ケア「見える化」システム

65歳～74歳高齢者の人口を見ると、引き続き増加傾向にありますが、令和7年以降は75歳以上高齢者数が減少傾向となることが推計されています。それに伴い全体としての高齢者数は減少に転じることが推計されています。

○高齢者数の推計



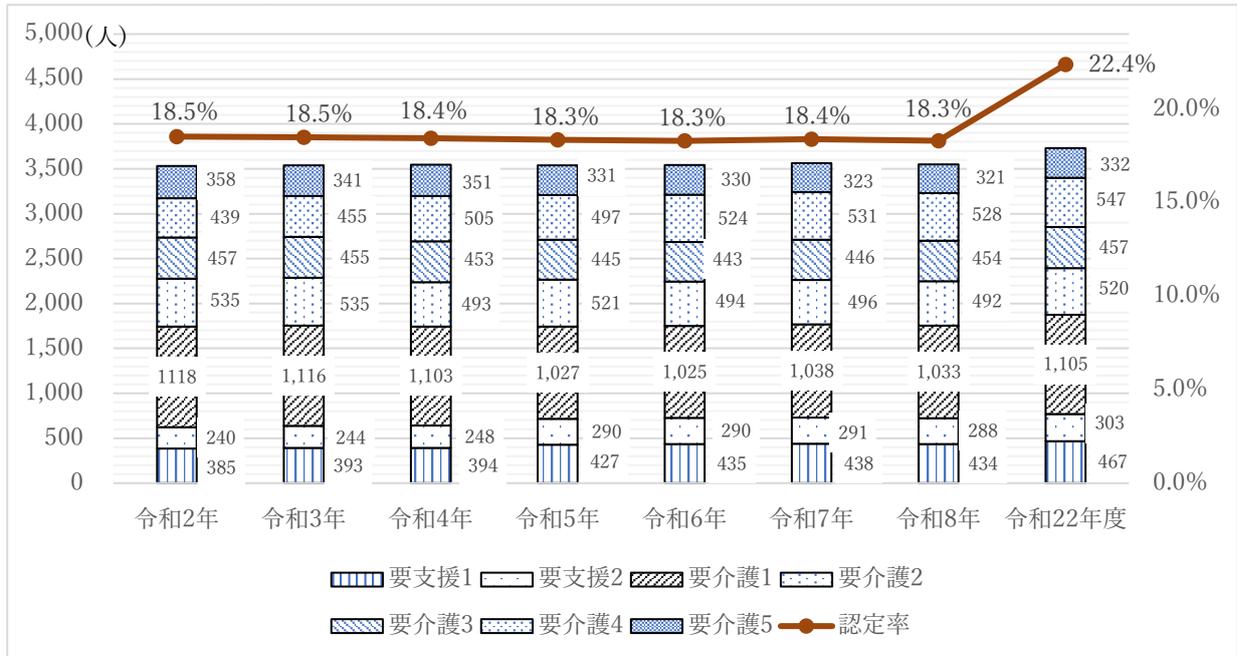
資料：住民基本台帳人口・地域包括ケア「見える化」システム

2. 要支援・要介護認定者等の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の推移では、令和4年で3,547人となっており、平成30年の3,467人と比較すると、80人増加しています。

○要支援・要介護認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告年報

(2) 要支援・要介護認定者数の第8期推計値と実績比較

第8期計画では、要支援1・2、要介護4が計画値超過傾向にあります。

○第8期推計値との比較

(単位：人)

	令和3年			令和4年			令和5年		
	第8期推計値	実績	対推計比	第8期推計値	実績	対推計比	第8期推計値	実績	対推計比
要支援1	360	393	109.2%	361	394	109.1%	362	427	118.0%
要支援2	256	244	95.3%	255	248	97.3%	255	290	113.7%
要介護1	1,130	1,116	98.8%	1,147	1,103	96.2%	1,159	1,027	88.6%
要介護2	558	535	95.9%	554	493	89.0%	556	521	93.7%
要介護3	463	455	98.3%	461	453	98.3%	460	495	96.7%
要介護4	417	455	109.1%	416	505	121.4%	411	447	120.9%
要介護5	388	341	87.9%	389	351	90.2%	390	331	84.9%
計	3,572	3,539	99.1%	3,583	3,547	99.0%	3,593	3,538	95.5%

資料：介護保険事業状況報告年報（令和5年は9月月報値）

(3) 認知症高齢者の推移

令和4年国民生活基礎調査（厚生労働者）によると、介護が必要になった主な原因の第1位は認知症でした。要介護（要支援）認定者の認知症高齢者自立度分布をみると、令和5年の要介護（要支援）認定者数に対する「見守り又は支援が必要な方（自立度Ⅱ以上）」は47.6%となっており、本市においても認知症が介護の必要になる主な要因と考えられます。

○認知症高齢者自立度の分布・要介護（要支援）認定者の推移 単位：人

年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年
要介護（要支援）認定者数	3,603	3,598	3,623	3,610	3,623
Ⅱa以上	1,715	1,837	1,975	2,093	2,599
割合	47.6%	51.1%	54.5%	58.0%	71.7%

（各年10月1日現在）

・認知症高齢者自立度

高齢者の認知症による判断力・思考力の低下の程度を加味して、日常生活への影響を評価する指標。主治医意見書及び介護認定調査により評価する。

自立、Ⅰ、Ⅱ（Ⅱa、Ⅱb）、Ⅲ（Ⅲa、Ⅲb）、Ⅳ、Mの分類があり、Mが最も自立度が低い。

表にあるⅡは「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態である。

3. 介護保険サービス等の状況

(1) 介護予防給付サービスによる利用者数及び給付費の状況

介護予防給付サービスによるサービス利用者数及び給付費の実績値は、地域密着型介護予防サービスについては実績がありませんでしたが、介護サービス及び介護予防支援においては一部のサービスを除き利用者、給付費共に計画値を上回りました。特に居宅療養管理指導については利用者数が計画値を大きく上回りました。

○介護予防サービスによる利用者数の状況

(単位：人)

サービスの種類	令和3年			令和4年			実績値 伸び率 (令和4年/令和3年)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 介護サービス	1,860	2,276	122.4%	1,848	2,452	132.7%	107.7%
訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	-
訪問看護	180	250	138.9%	180	284	157.8%	113.6%
訪問リハビリテーション	0	0	-	0	7	-	-
居宅療養管理指導	24	53	220.8%	24	84	350.0%	158.5%
通所リハビリテーション	672	766	114.0%	672	841	125.1%	109.8%
短期入所生活介護	36	43	119.4%	36	48	133.3%	111.6%
短期入所療養介護	0	1	-	0	1	-	100.0%
福祉用具貸与	852	1,074	126.1%	840	1,101	131.1%	102.5%
特定福祉用具購入費	36	36	100.0%	36	38	105.6%	105.6%
住宅改修	48	49	102.1%	48	34	70.8%	69.4%
特定施設入居者生活介護	12	4	33.3%	12	14	116.7%	350.0%
(2) 地域密着型介護予防サービス	72	16	22.2%	72	0	0.0%	-
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	60	15	25.0%	60	0	0.0%	-
認知症対応型共同生活介護	12	1	8.3%	12	0	0.0%	-
(3) 介護予防支援	1,452	1,825	125.7%	1,428	1,942	136.0%	106.4%
合計	3,384	4,117	121.7%	3,348	4,394	131.2%	106.7%

資料：介護保険事業状況報告年報

○介護予防サービスによる給付費の状況

(単位:千円)

サービスの種類	令和3年			令和4年			実績値 伸び率 (令和4年/令和3年)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 介護サービス	42,801	44,606	104.2%	42,786	48,885	114.3%	109.6%
訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	-
訪問看護	6,273	6,513	103.8%	6,276	7,448	118.7%	114.4%
訪問リハビリテーション	0	0	-	0	146	-	-
居宅療養管理指導	241	367	152.3%	241	408	169.3%	111.2%
通所リハビリテーション	23,044	24,914	108.1%	23,056	27,507	119.3%	110.4%
短期入所生活介護	1,974	1,029	52.1%	1,991	1,359	68.3%	132.1%
短期入所療養介護	0	18	-	0	63	-	350.0%
福祉用具貸与	4,014	5,223	130.1%	3,966	6,390	161.1%	122.3%
特定福祉用具購入費	1,308	1,037	79.3%	1,308	1,033	79.0%	99.6%
住宅改修	5,353	5,312	99.2%	5,353	3,846	71.8%	72.4%
特定施設入居者生活介護	594	193	32.5%	595	685	115.1%	354.9%
(2) 地域密着型介護予防サービス	2,757	696	25.2%	2,759	0	-	-
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	2,757	511	18.5%	2,759	0	0.0%	-
認知症対応型共同生活介護	0	185	-	0	0	-	-
(3) 介護予防支援	6,560	8,326	126.9%	6,456	8,960	138.8%	107.6%
合計	52,118	53,628	102.9%	52,001	57,845	111.2%	107.9%

資料：介護保険事業状況報告年報

(2) 介護給付サービスによる利用者数及び給付費の状況

介護給付サービスによるサービス利用者数及び給付費の実績値は、概ね計画値の範囲内となっています。サービス別では、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が利用者数、給付費共に計画値を大きく上回った一方で、小規模多機能型居宅介護は利用者数・給付費共に計画値を大きく下回りました。

○介護サービスによる利用者数の状況

(単位：人)

サービスの種類	令和3年			令和4年			実績値 伸び率 (令和4年/令和3年)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 介護サービス	31,752	32,745	103.1%	32,724	33,560	102.6%	102.5%
訪問介護	2,952	3,374	114.3%	3,036	3,530	116.3%	104.6%
訪問入浴介護	264	341	129.2%	264	339	128.4%	99.4%
訪問看護	2,424	2,358	97.3%	2,496	2,352	94.2%	99.7%
訪問リハビリテーション	204	229	112.3%	204	218	106.9%	95.2%
居宅療養管理指導	1,860	2,832	152.3%	1,908	3,340	175.1%	117.9%
通所介護	6,900	6,670	96.7%	7,032	6,360	90.4%	95.4%
通所リハビリテーション	4,092	3,749	91.6%	4,272	3,690	86.4%	98.4%
短期入所生活介護	2,244	2,023	90.2%	2,316	2,262	97.7%	111.8%
短期入所療養介護	396	263	66.4%	408	344	84.3%	130.8%
福祉用具貸与	9,516	10,117	106.3%	9,828	10,300	104.8%	101.8%
特定福祉用具購入費	204	174	85.3%	228	162	71.1%	93.1%
住宅改修	204	162	79.4%	228	128	56.1%	79.0%
特定施設入居者生活介護	492	453	92.1%	504	535	106.2%	118.1%
(2) 地域密着型サービス	8,040	7,699	95.8%	8,208	7,697	93.8%	100.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	192	269	140.1%	204	272	133.3%	101.1%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	48	3	6.3%	48	0	0.0%	-
小規模多機能型居宅介護	540	359	66.5%	540	375	69.4%	104.5%
認知症対応型共同生活介護	1,728	1,611	93.2%	1,740	1,630	93.7%	101.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型通所介護	5,532	5,457	98.6%	5,676	5,420	95.5%	99.3%
(3) 施設サービス	8,928	8,716	97.6%	8,988	8,558	95.2%	98.2%
介護老人福祉施設	6,000	5,675	94.6%	6,060	5,615	92.7%	98.9%
介護老人保健施設	2,700	2,818	104.4%	2,700	2,742	101.6%	97.3%
介護療養型医療施設	228	202	88.6%	228	160	70.2%	79.2%
介護医療院	0	21	-	0	41	-	195.2%
(4) 居宅介護支援	18,162	18,834	103.7%	19,476	18,606	95.5%	98.8%
合計	66,882	67,994	101.7%	69,396	68,421	98.6%	100.6%

資料：介護保険事業状況報告年報

○介護サービスによる給付費の状況

(単位：千円)

サービスの種類	令和3年			令和4年			実績値 伸び率 (令和4年/令和3年)
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1) 介護サービス	1,638,298	1,511,295	92.2%	1,684,484	1,505,188	89.4%	99.6%
訪問介護	158,089	189,289	119.7%	163,197	185,756	113.8%	98.1%
訪問入浴介護	18,220	22,403	123.0%	17,742	20,026	112.9%	89.4%
訪問看護	115,101	91,326	79.3%	120,244	87,457	72.7%	95.8%
訪問リハビリテーション	6,100	6,619	108.5%	6,196	5,891	95.1%	89.0%
居宅療養管理指導	16,465	20,925	127.1%	16,894	22,238	131.6%	106.3%
通所介護	523,584	493,164	94.2%	535,721	458,336	85.6%	92.9%
通所リハビリテーション	241,651	229,686	95.0%	250,567	223,546	89.2%	97.3%
短期入所生活介護	275,817	209,268	75.9%	280,939	233,838	83.2%	111.7%
短期入所療養介護	52,514	28,080	53.5%	53,807	37,124	69.0%	132.2%
福祉用具貸与	103,735	110,003	106.0%	106,801	111,210	104.1%	101.1%
特定福祉用具購入費	5,579	4,660	83.5%	6,192	5,017	81.0%	107.7%
住宅改修	20,727	15,588	75.2%	23,144	13,658	59.0%	87.6%
特定施設入居者生活介護	100,716	90,284	89.6%	103,040	101,091	98.1%	112.0%
(2) 地域密着型サービス	1,127,273	1,011,470	89.7%	1,144,513	1,003,396	87.7%	99.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25,592	35,456	138.5%	28,887	37,952	131.4%	107.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	7,630	157	2.1%	7,546	0	0.0%	-
小規模多機能型居宅介護	93,200	53,523	57.4%	93,252	58,138	62.3%	108.6%
認知症対応型共同生活介護	442,548	400,168	90.4%	445,770	413,306	92.7%	103.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型通所介護	558,303	522,166	93.5%	569,058	494,000	86.8%	94.6%
(3) 施設サービス	2,386,460	2,282,460	95.6%	2,402,379	2,274,998	94.7%	99.7%
介護老人福祉施設	1,561,590	1,463,418	93.7%	1,577,052	1,463,185	92.8%	100.0%
介護老人保健施設	741,765	750,131	101.1%	742,176	752,066	101.3%	100.3%
介護療養型医療施設	83,105	63,850	76.8%	83,151	48,000	57.7%	75.2%
介護医療院	0	5,061	-	0	11,747	-	232.1%
(4) 居宅介護支援	258,308	258,754	100.2%	270,417	258,312	95.5%	99.8%
合計	5,410,339	5,063,979	93.6%	5,501,793	5,041,894	91.6%	99.6%

資料：介護保険事業状況報告年報

4. 高齢者等実態把握調査

(1) 調査の概要

「第9期常陸太田市高齢者福祉計画」を策定するにあたって、高齢者の生活状況や健康状態などを伺い、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、策定の基礎資料とすることを目的として令和4年11月から令和5年2月にかけて実施しました。

■ 調査対象と回収状況

区分	調査対象者	配付数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域二 一ズ調査(65歳以上)	一般高齢者、要支援1・2、介護予 防・日常生活支援総合事業対象 者	2,700件	1,897件	70.3%
介護予防・日常生活圏域二 一ズ調査(60歳～64歳)	60歳以上65歳未満の方 要支援1・2、介護予防・日常生活 支援総合事業対象者含む	600件	359件	59.8%
在宅介護実態調査	在宅の要介護1～5の方	600件	467件	77.8%
介護支援専門員調査	市内事業所の介護支援専門員	46件	42件 (対象外4件)	91.3%
介護サービス事業者調査	市内の介護サービス提供事業者	59件	59件	100%

※介護支援専門員調査の対象外4件について

誤って対象外である地域包括支援センター職員に調査依頼したものの回収率には反映しないが、集計数値に含まれるため記載。

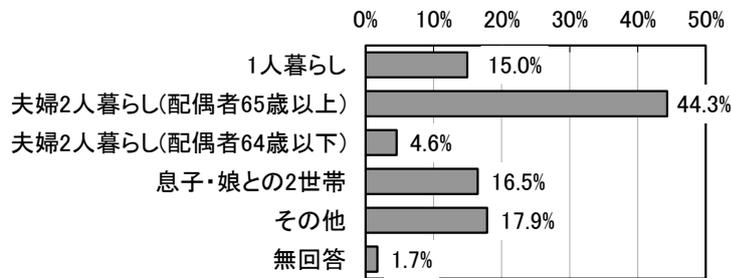
■ 分析・表示

- ・表中の「度数」「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- ・本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」、回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は、「非該当」として扱います。
- ・設問の構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（%）で示しているため、非該当者数は構成比に含まれません。
- ・比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し表示しているため、合計が100%にならない場合があります。（算出値はExcelにて有効桁数保持）
- ・複数回答については、回答者数を基数として百分率（%）で示しているため、合計値が100%にならない場合があります。
- ・本報告書では、回答合計の表記を単一回答（○は一つ）は「合計」、複数回答（○はいくつでも）は「回答者数」としています。非該当処理が含まれる設問は「回答者数」と表記しています。

(2) 世帯構成

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

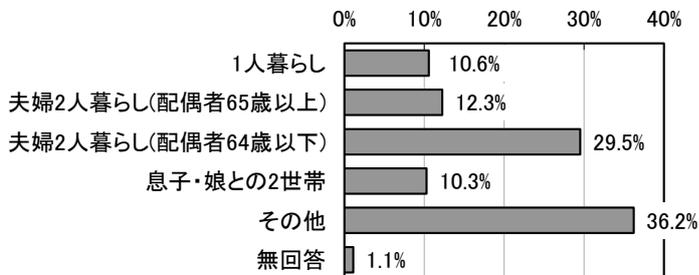
家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が44.3%（第8期43.7%）と最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が16.5%（同15.1%）、「1人暮らし」が15.0%（同14.3）となっており、高齢者のみ世帯が増加傾向にあります。



項目	度数	構成比
1人暮らし	284	15.0%
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	841	44.3%
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	87	4.6%
息子・娘との2世帯	313	16.5%
その他	339	17.9%
無回答	33	1.7%
合計	1,897	100.0%

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（60歳～64歳）

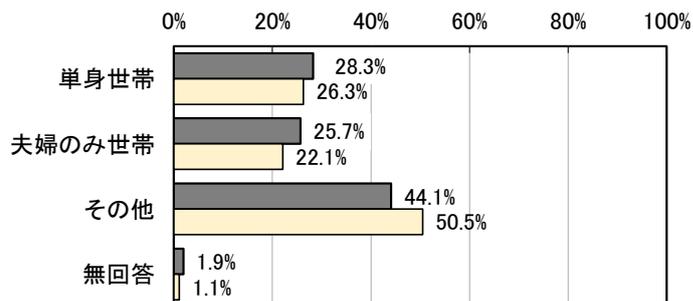
家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」が29.5%（第8期27.2%）と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が12.3%（同15.9%）、「1人暮らし」が10.6%（同8.2%）、「息子・娘と2世帯」が10.3%（同11.9%）となっています。「その他」は親（義親）との同居、兄弟世帯などが考えられます。



項目	度数	構成比
1人暮らし	38	10.6%
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	44	12.3%
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	106	29.5%
息子・娘との2世帯	37	10.3%
その他	130	36.2%
無回答	4	1.1%
合計	359	100.0%

■在宅介護実態調査

「単身世帯」が28.3%、「夫婦のみ世帯」が25.7%となっています。前回と比較し「単身世帯」及び「夫婦のみ世帯」が増加傾向にあります。



項目	度数	構成比
単身世帯	132	28.3%
夫婦のみ世帯	120	25.7%
その他	206	44.1%
無回答	9	1.9%
合計	467	100.0%

(3) 健康づくり・介護予防について

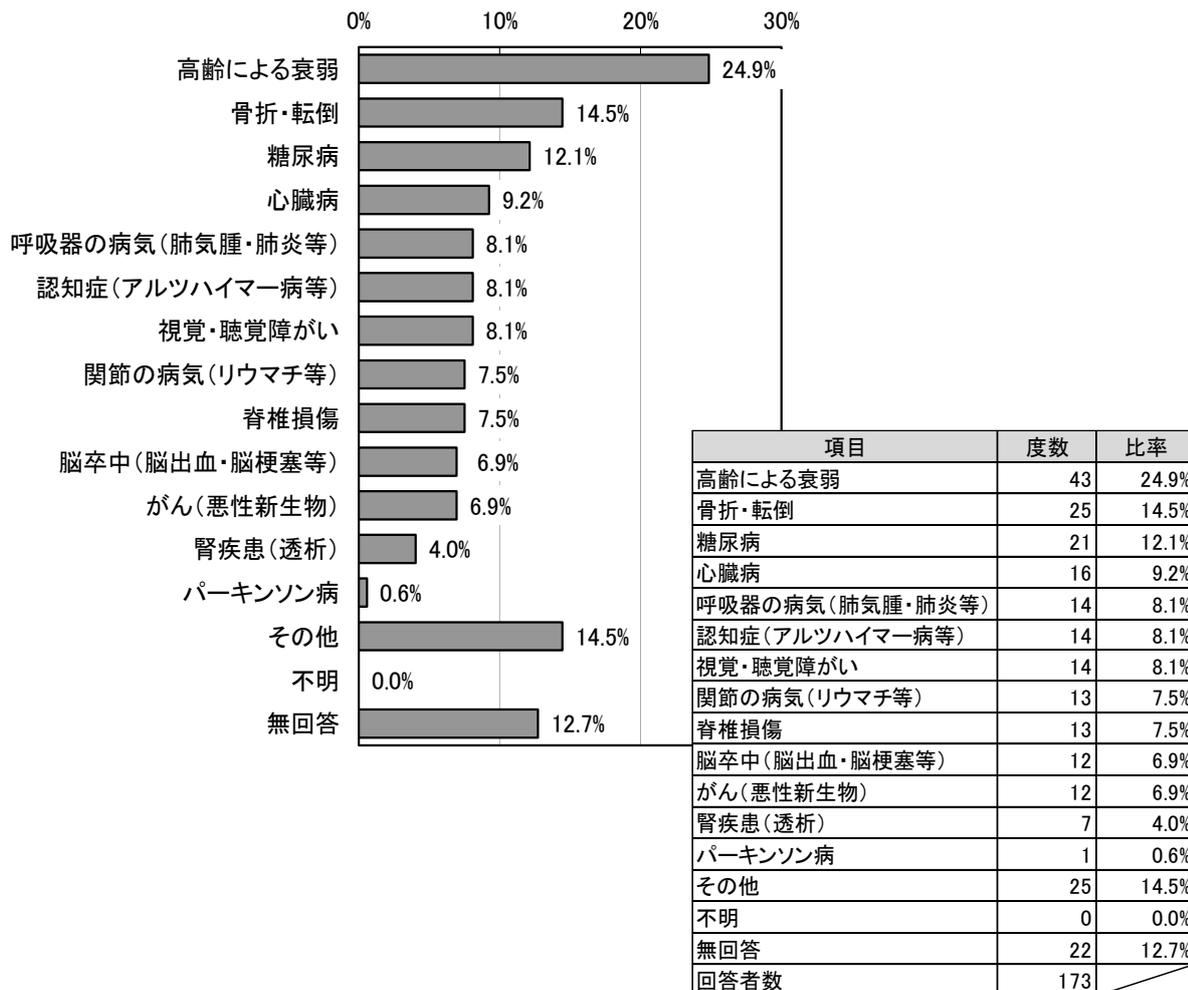
①健康づくりについて

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

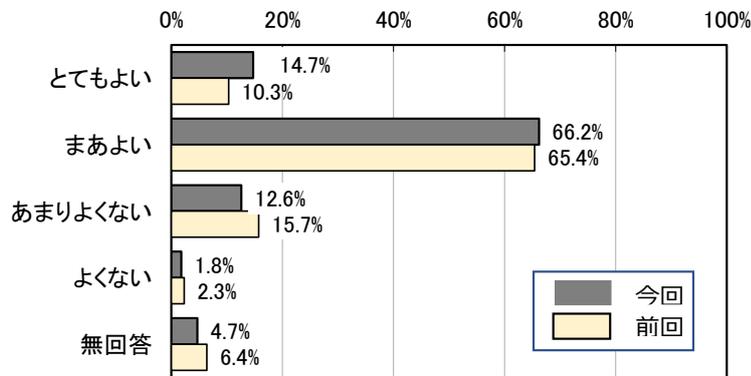
「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が5.2%、「現在、何らかの介護を受けている(*)」が4.0%となっています。介護・介助が必要になった主な原因を尋ねたところ、「高齢による衰弱」が最も多く24.9%、次いで「骨折・転倒」が14.5%、「糖尿病」が12.1%となっています。（複数回答）

項目	度数	構成比
介護・介助は必要ない	1,697	89.5%
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	98	5.2%
現在、何らかの介護を受けている(*)	75	4.0%
無回答	27	1.4%
合計	1,897	100.0%

*介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む

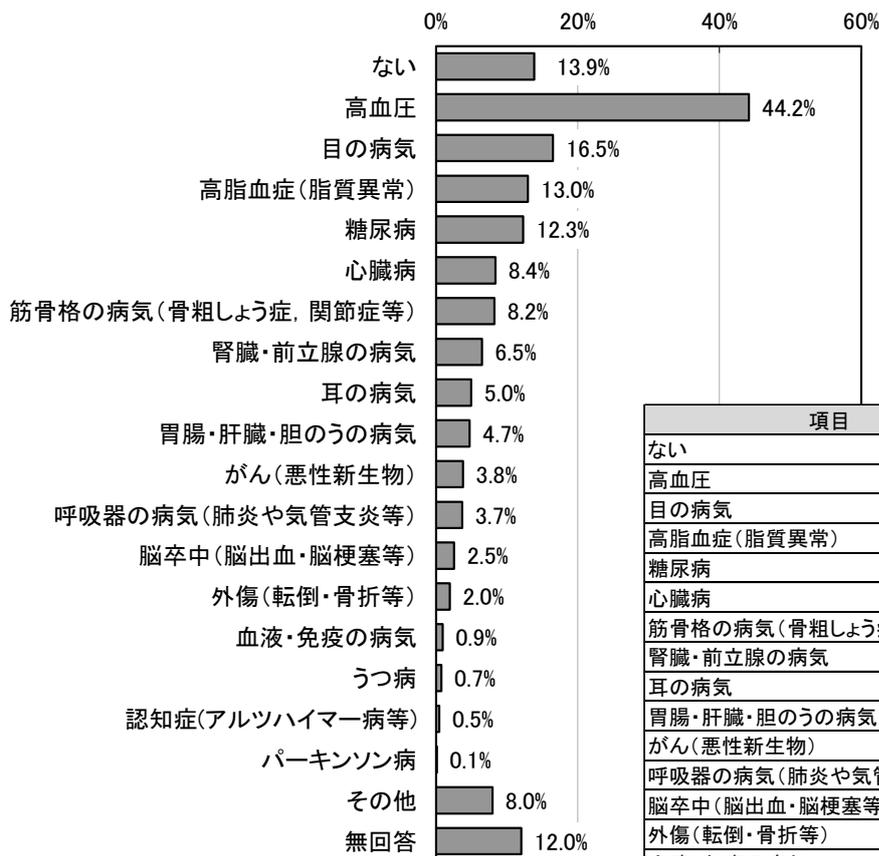


現在の健康状態については、「とてもよい」「まあよい」が80.9%、「よくない」「あまりよくない」が14.4%となっています。



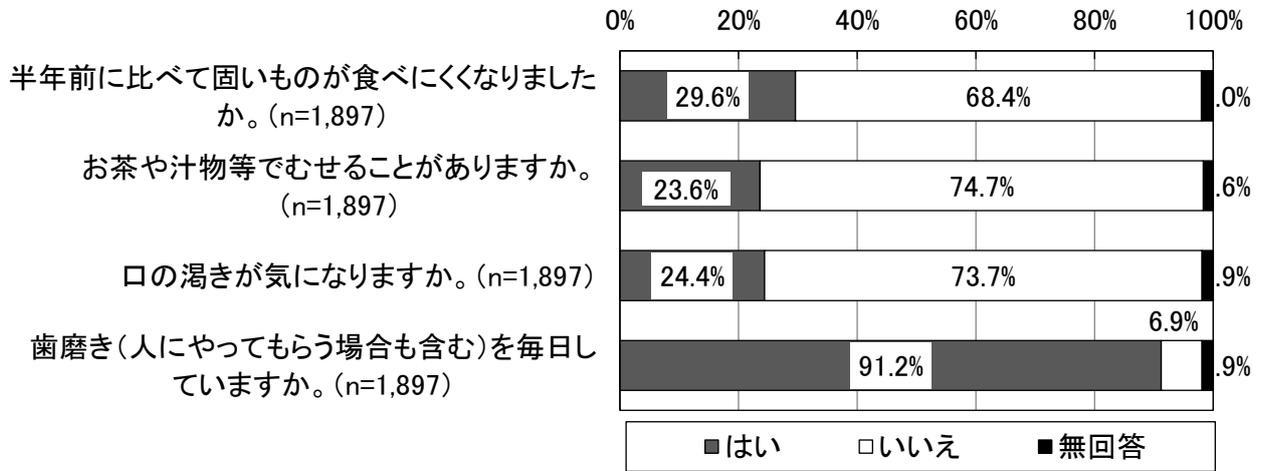
項目	度数	構成比
とてもよい	279	14.7%
まあよい	1,256	66.2%
あまりよくない	239	12.6%
よくない	34	1.8%
無回答	89	4.7%
合計	1,897	100.0%

現在治療中、または後遺症のある病気については「高血圧」が最も多く44.2%、次いで「目の病気」が16.5%、「高脂血症（脂質異常）」が13.0%となっています。（複数回答）

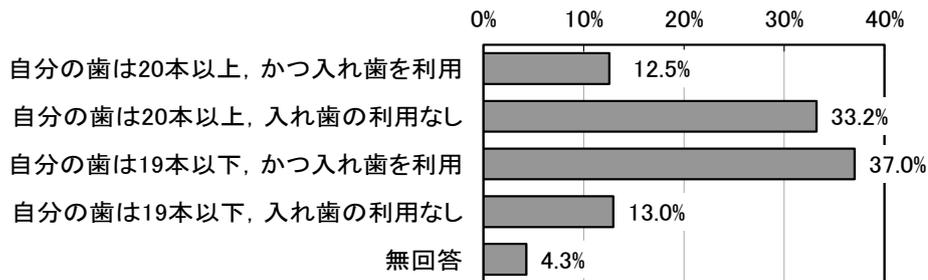


項目	度数	比率
ない	263	13.9%
高血圧	838	44.2%
目の病気	313	16.5%
高脂血症(脂質異常)	246	13.0%
糖尿病	233	12.3%
心臓病	159	8.4%
筋骨格の病気(骨粗しょう症, 関節症等)	156	8.2%
腎臓・前立腺の病気	123	6.5%
耳の病気	94	5.0%
胃腸・肝臓・胆のうの病気	90	4.7%
がん(悪性新生物)	72	3.8%
呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)	70	3.7%
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	48	2.5%
外傷(転倒・骨折等)	37	2.0%
血液・免疫の病気	18	0.9%
うつ病	14	0.7%
認知症(アルツハイマー病等)	9	0.5%
パーキンソン病	2	0.1%
その他	151	8.0%
無回答	228	12.0%
合計	1,897	

食べることについては、「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」が29.6%、「お茶や汁物等でむせることがある」が23.6%、「口の渇きが気になる」が24.4%となっています。



歯の数と入れ歯の利用状況については、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が最も多く、37.0%となっています。



■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（60歳～64歳）

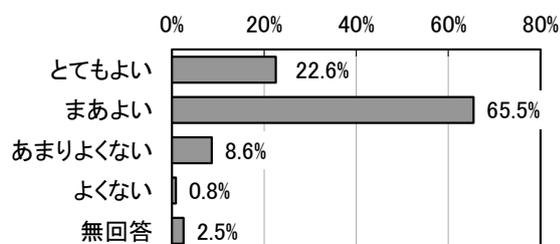
「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6人、「現在、何らかの介護を受けている（※）」が6人となっています。介護・介助が必要となった主な原因としては「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」、「糖尿病」が各々2件、「心臓病」、「パーキンソン病」、「腎疾患（透析）」、「視覚・聴覚障がい」、「脊椎損傷」がそれぞれ1件となっています。（複数回答）

項目	度数	構成比
介護・介助は必要ない	345	96.1%
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	6	1.7%
現在、何らかの介護を受けている（※）	6	1.7%
無回答	2	0.6%
合計	359	100.0%

※介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む

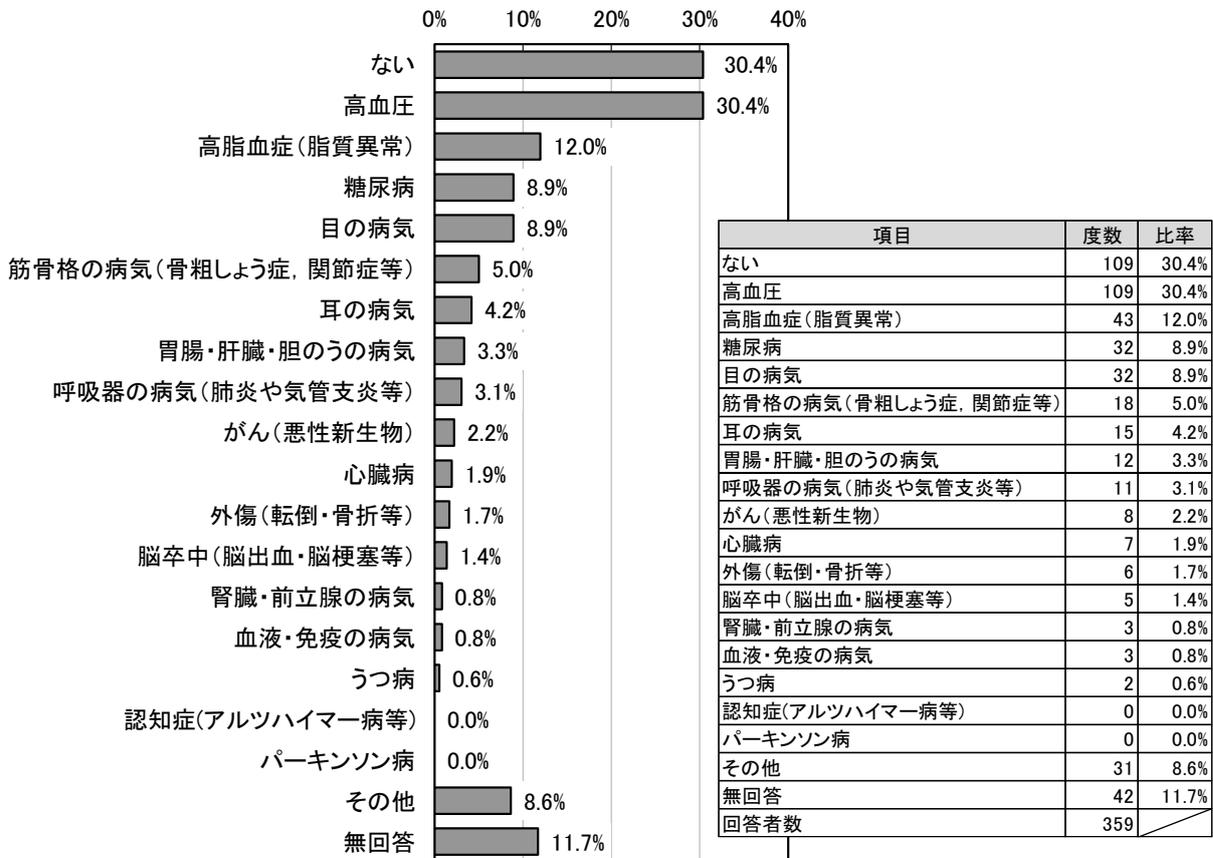
項目	度数	比率
糖尿病	2	16.7%
骨折・転倒	2	16.7%
高齢による衰弱	2	16.7%
心臓病	1	8.3%
パーキンソン病	1	8.3%
腎疾患（透析）	1	8.3%
視覚・聴覚障がい	1	8.3%
脊椎損傷	1	8.3%
その他	4	33.3%
不明	0	0.0%
無回答	3	25.0%
回答者数	12	

現在の健康状態については「とてもよい」「まあよい」が88.1%、「よくない」「あまりよくない」が9.4%となっています。

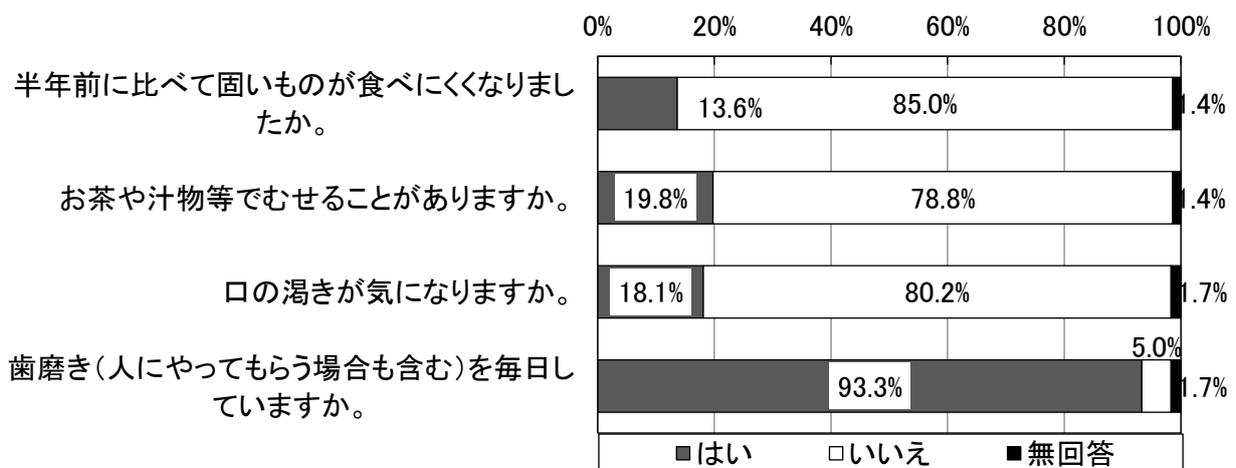


項目	度数	構成比
とてもよい	81	22.6%
まあよい	235	65.5%
あまりよくない	31	8.6%
よくない	3	0.8%
無回答	9	2.5%
合計	359	100.0%

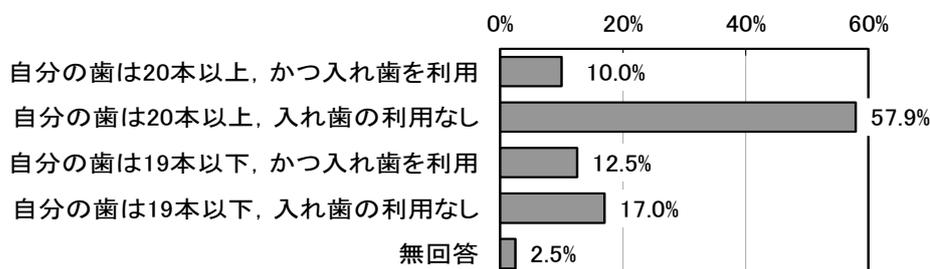
現在治療中、または後遺症のある病気については「高血圧」が最も多く 30.4%、次いで「高脂血症（脂質異常）」が 12.0%、「糖尿病」、「目の病気」が 8.9%となっています。（複数回答）



食べることについては、「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」が 13.6%、「お茶や汁物等でむせることがある」が 19.8%、「口の渇きが気になる」が 18.1%となっています。

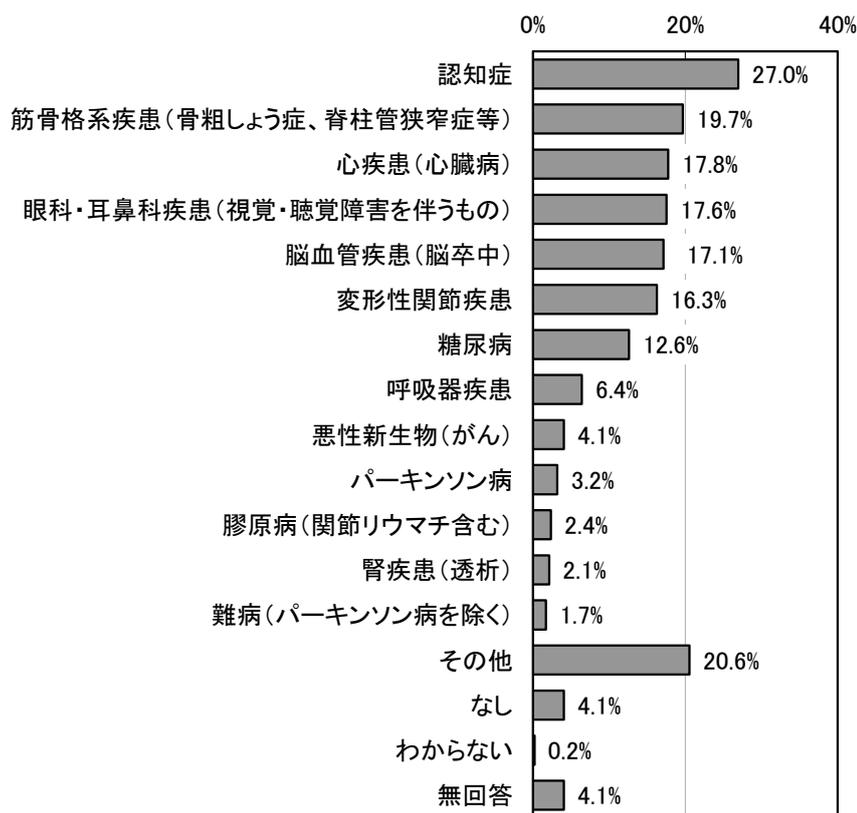


歯の数と入れ歯の利用状況については、「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用なし」が最も多く、57.9%となっています。



■在宅介護実態調査

ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病については、「認知症」が最も多く27.0%、次いで「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が19.7%、「心疾患（心臓病）」が17.8%となっています。（複数回答）



②リスク該当者について

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

一般高齢者について、国の手引き（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」令和4年8月 厚生労働省老健局）に基づき、各機能が低下している高齢者の地域分布を把握し、事業の対象者・対象地域・実施内容の検討の際に活用することを目的とします。

◇機能別リスク

○常陸太田地区…「低栄養傾向」のみ市平均を上回っていますが、その他の項目は全て市平均を下回っています。

○金砂郷地区……「口腔機能の低下」は市内で最も高く、「運動機能の低下」も市平均を上回っていますが、その他の項目は全て市平均を下回っています。

○水府地区……市平均を上回る項目が多く、「低栄養傾向」「認知機能の低下」については市内で最も高くなっています。

○里美地区……「運動機能の低下」「転倒リスク」「閉じこもり傾向」が市内で最も高くなっていますが、その他の項目は全て市内で最も低くなっています。

(単位：人)

	全体 (n=1,897)	常陸太田地区 (n=1,162)	金砂郷地区 (n=298)	水府地区 (n=189)	里美地区 (n=136)
運動器機能の低下	206	119	33	20	18
	10.9%	10.2%	11.1%	10.6%	13.2%
転倒リスク	487	286	75	49	41
	25.7%	24.6%	25.2%	25.9%	30.1%
閉じこもり傾向	496	302	75	47	43
	26.1%	26.0%	25.2%	24.9%	31.6%
低栄養傾向	25	18	3	3	1
	1.3%	1.5%	1.0%	1.6%	0.7%
口腔機能の低下	413	245	73	42	28
	21.8%	21.1%	24.5%	22.2%	20.6%
認知機能の低下	736	444	115	76	51
	38.8%	38.2%	38.6%	40.2%	37.5%

◇日常生活リスク

○常陸太田地区…「うつ傾向」「社会的役割の低下」は市内で最も高く、特に「うつ傾向」は他地区と比較し大きく上回っています。

○金砂郷地区……「知的能動性の低下」は市内で最も高く、「手段的日常生活動作の低下」も市平均を上回っていますが、「うつ傾向」は最も低くなっています。

○水府地区………全ての項目で市平均を下回っており、「社会的役割の低下」については市内で最も低く、市平均を大きく下回っています。

○里美地区………「手段的日常生活動作の低下」が市内で最も高く、「知的能動性の低下」も市平均を上回っています。

(単位：人)

	全体 (n=1,897)	常陸太田地区 (n=1,162)	金砂郷地区 (n=298)	水府地区 (n=189)	里美地区 (n=136)
手段的日常生活動作 (IADL)の低下	83	49	14	8	7
	4.4%	4.2%	4.7%	4.2%	5.1%
うつ傾向	678	429	98	63	46
	35.7%	36.9%	32.9%	33.3%	33.8%
知的能動性の低下	250	143	46	21	19
	13.2%	12.3%	15.4%	11.1%	14.0%
社会的役割の低下	499	321	78	40	34
	26.3%	27.6%	26.2%	21.2%	25.0%

・手段的日常生活動作

着替えやトイレ動作、歩くことなど最低限の日常生活に加え、買い物や屋外での生活など「応用的な動作」も踏まえたものです。

・知的能動性

公的機関での書類作成、本や新聞を読むといった、創作や余暇を楽しむなどの知的活動を行う能力のことです。

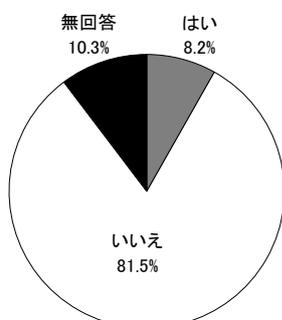
・社会的役割

他者との関わりや就労の継続、趣味活動・生きがい活動・地域貢献活動への参加といった社会活動や学習の機会を持つことです。

(4) 認知症について

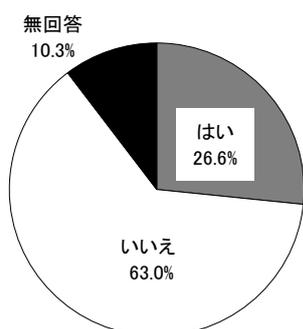
■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか」については、「はい」が8.2%、「いいえ」が81.5%となっています。



項目	度数	構成比
はい	155	8.2%
いいえ	1,547	81.5%
無回答	195	10.3%
合計	1,897	100.0%

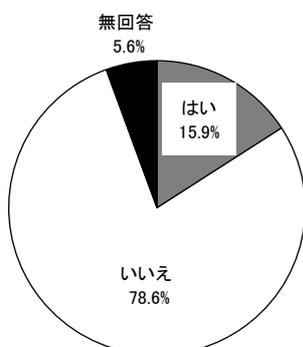
認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が26.6%、「いいえ」が63.0%となっています。



項目	度数	構成比
はい	505	26.6%
いいえ	1,196	63.0%
無回答	196	10.3%
合計	1,897	100.0%

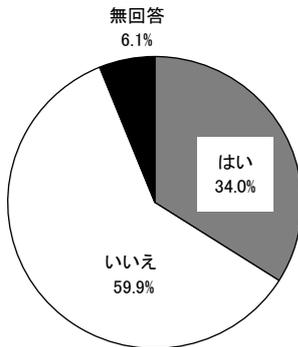
■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（60歳～64歳）

「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか」については、「はい」が15.9%、「いいえ」が78.6%となっています。



項目	度数	構成比
はい	57	15.9%
いいえ	282	78.6%
無回答	20	5.6%
合計	359	100.0%

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が34.0%、「いいえ」が59.9%となっています。

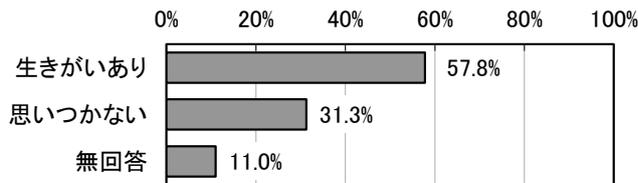


項目	度数	構成比
はい	122	34.0%
いいえ	215	59.9%
無回答	22	6.1%
合計	359	100.0%

(5) 生きがいや社会参加について

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

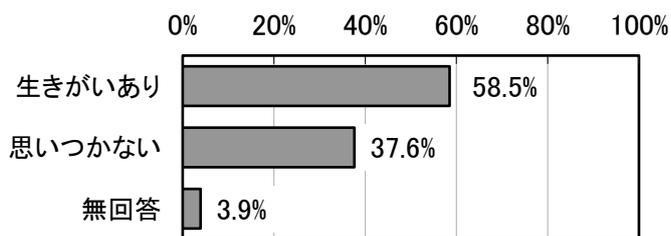
「生きがいがあるか」との質問に対し「あり」が57.8%、「思いつかない」は31.3%となっています。



項目	度数	構成比
生きがいあり	1,096	57.8%
思いつかない	593	31.3%
無回答	208	11.0%
合計	1,897	100.0%

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（60歳～64歳）

「生きがいがあるか」との質問に対し「あり」が58.5%、「思いつかない」は37.6%となっています。

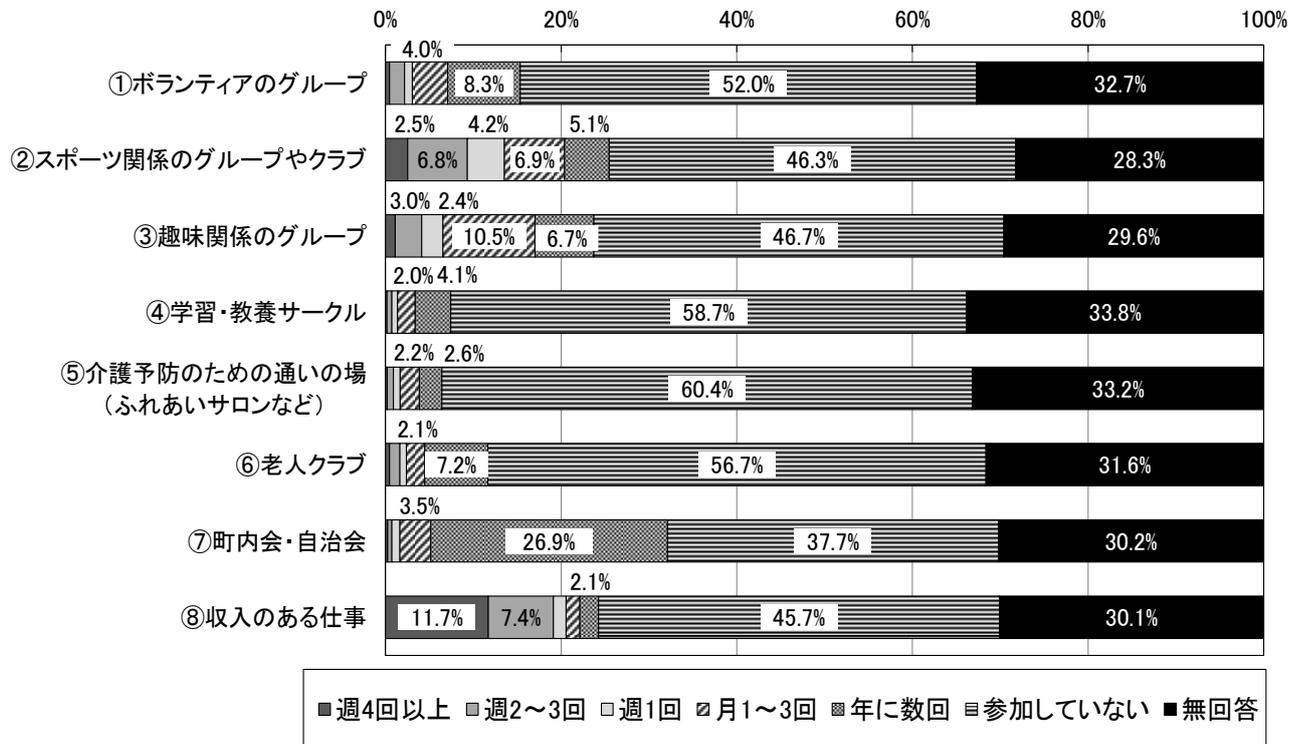


項目	度数	構成比
生きがいあり	210	58.5%
思いつかない	135	37.6%
無回答	14	3.9%
合計	359	100.0%

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

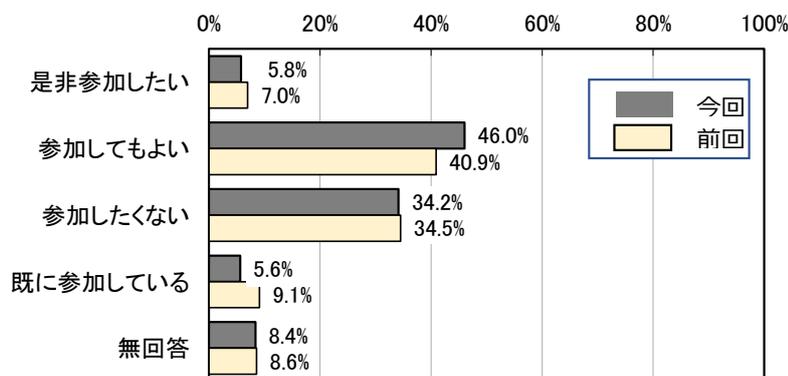
「地域での活動について」は「年数回以上参加」しているものでは「町内会・自治会」が32.1%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が25.4%、「収入ある仕事」が24.2%となっています。

「月1回以上参加」と短期継続的活動の観点では、「スポーツ関係のグループやクラブ」が20.3%と最も高くなります。（図では回答者2%未満の項目は非表示となっています）



「地域住民による健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思うか」については、「是非参加したい」「参加してもよい」が51.8%、「既に参加している」を含めて6割近くになっており、地域活動に対する意欲は高い傾向にあります。

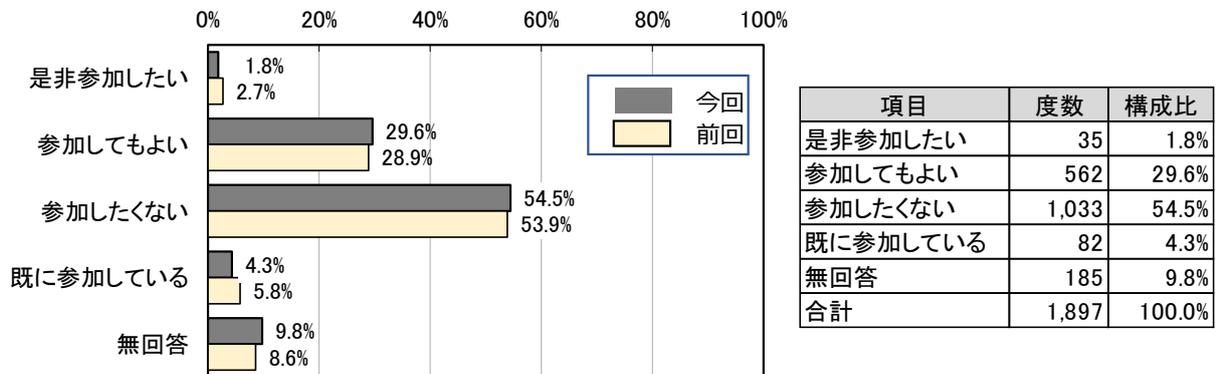
「是非参加したい」「参加してもよい」は前回（令和2年1月）より3.9ポイント増加しています。



項目	度数	構成比
是非参加したい	110	5.8%
参加してもよい	873	46.0%
参加したくない	648	34.2%
既に参加している	107	5.6%
無回答	159	8.4%
合計	1,897	100.0%

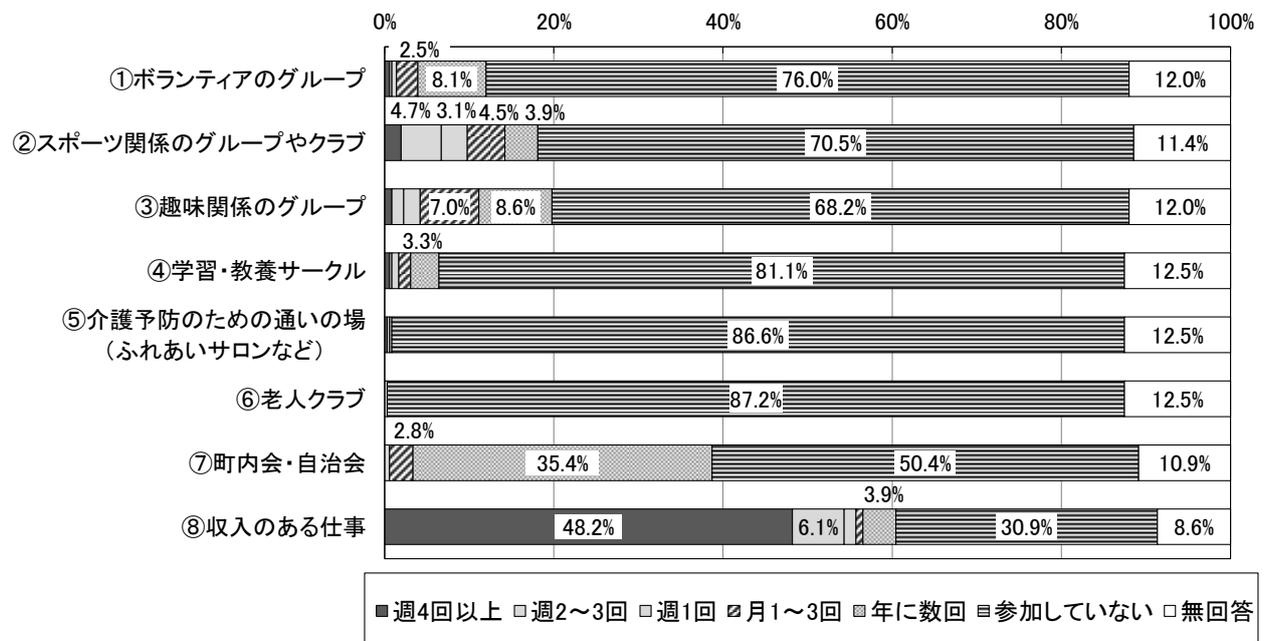
合わせて「地域活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うか」尋ねたところ「是非参加したい」「参加してもよい」が31.4%、「既に参加している」を含めて35.7%となっています。

「是非参加したい」「参加してもよい」は前回（令和2年1月）と大きく変わりありません。

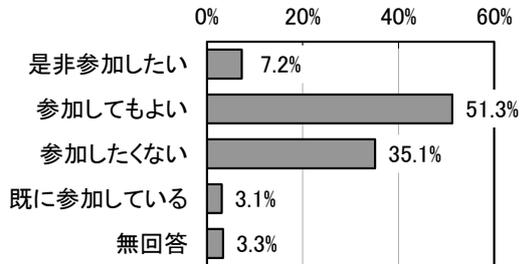


■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（60歳～64歳）

「地域での活動について」は「年数回以上参加」しているものでは「収入のある仕事」が60.5%と最も高く、「町内会・自治会」が38.7%、「趣味関係のグループ」が19.8%と、5人中3人が就労されています。

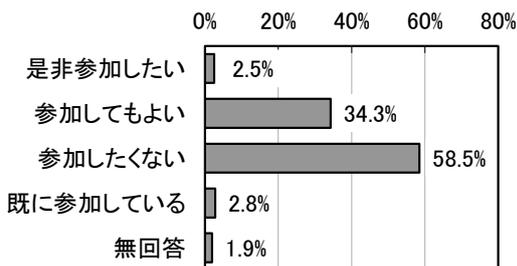


「地域住民による健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思うか」について尋ねたところ、「是非参加したい」「参加してもよい」が58.5%、「既に参加している」を含めて6割を超えています。



項目	度数	構成比
是非参加したい	26	7.2%
参加してもよい	184	51.3%
参加したくない	126	35.1%
既に参加している	11	3.1%
無回答	12	3.3%
合計	359	100.0%

合わせて「地域活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うか」尋ねたところ「是非参加したい」「参加してもよい」が36.8%、「既に参加している」を含めて39.6%となっています。

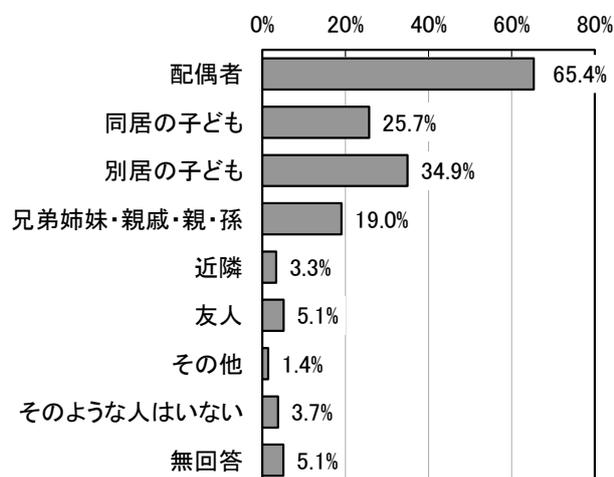


項目	度数	構成比
是非参加したい	9	2.5%
参加してもよい	123	34.3%
参加したくない	210	58.5%
既に参加している	10	2.8%
無回答	7	1.9%
合計	359	100.0%

(6) 介護・介助について

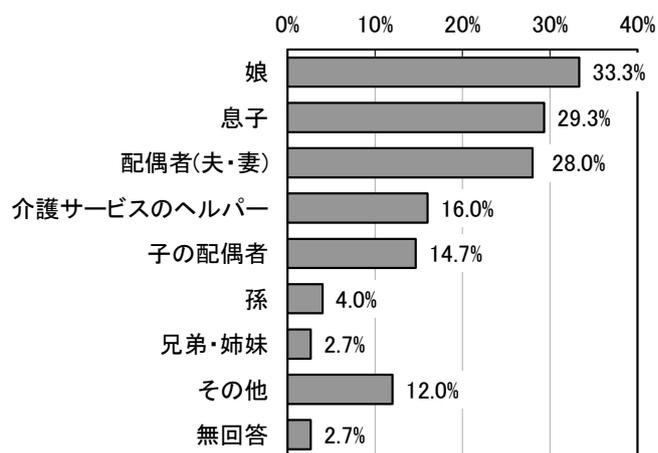
■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上）

病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人を尋ねたところ、「配偶者」が最も多く65.4%、次いで「別居の子ども」が34.9%、「同居の子ども」が25.7%となっています。（複数回答）



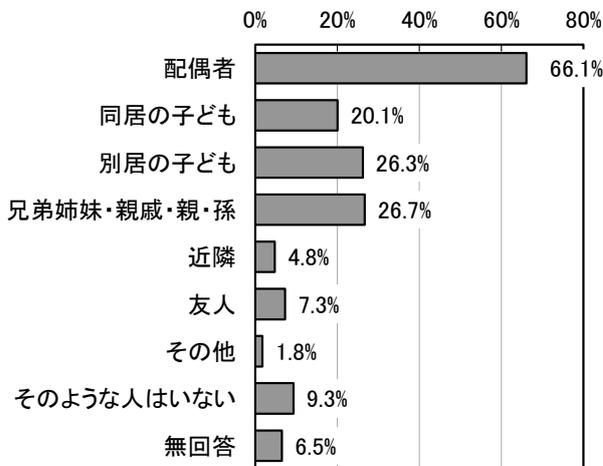
項目	度数	比率
配偶者	1,240	65.4%
同居の子ども	488	25.7%
別居の子ども	663	34.9%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	361	19.0%
近隣	63	3.3%
友人	97	5.1%
その他	27	1.4%
そのような人はいない	71	3.7%
無回答	96	5.1%
回答者数	1,897	

また「(3) 健康づくり・介護予防について」において介護・介助を受けていると回答した方に、「主にどなたの介護・介助を受けているか」を尋ねた結果では、「娘」が最も多く33.3%、次いで「息子」が29.3%、「配偶者(夫・妻)」が28.0%となっています。（複数回答）



項目	度数	比率
娘	25	33.3%
息子	22	29.3%
配偶者(夫・妻)	21	28.0%
介護サービスのヘルパー	12	16.0%
子の配偶者	11	14.7%
孫	3	4.0%
兄弟・姉妹	2	2.7%
その他	9	12.0%
無回答	2	2.7%
回答者数	75	

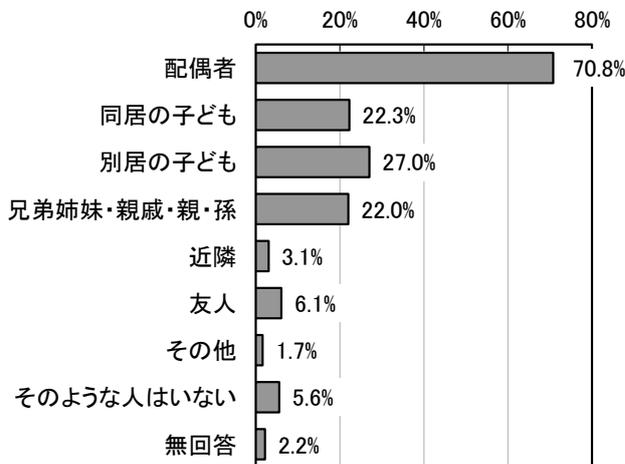
反対に、看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」が最も多く 66.1%、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 26.7%、「別居の子ども」が 26.3%となっています。(複数回答)



項目	度数	比率
配偶者	1,254	66.1%
同居の子ども	381	20.1%
別居の子ども	498	26.3%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	507	26.7%
近隣	91	4.8%
友人	138	7.3%
その他	34	1.8%
そのような人はいない	177	9.3%
無回答	124	6.5%
回答者数	1,897	

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (60歳～64歳)

病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人を尋ねたところ、「配偶者」が最も多く 70.8%、次いで「別居の子ども」が 27.0%、「同居の子ども」が 22.3%となっています。(複数回答)

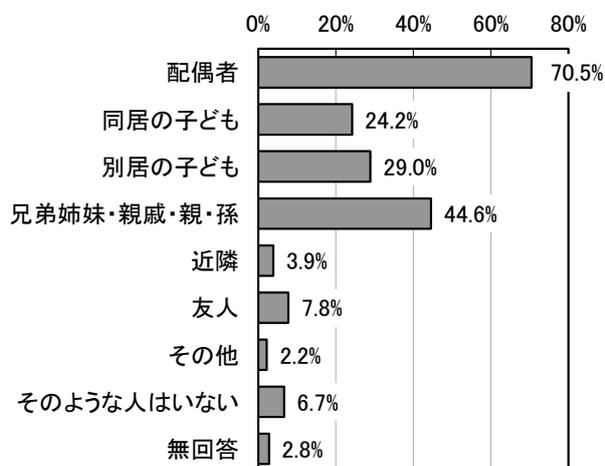


項目	度数	比率
配偶者	254	70.8%
同居の子ども	80	22.3%
別居の子ども	97	27.0%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	79	22.0%
近隣	11	3.1%
友人	22	6.1%
その他	6	1.7%
そのような人はいない	20	5.6%
無回答	8	2.2%
回答者数	359	

また「(3) 健康づくり・介護予防について」において介護・介助を受けていると回答した方に、「主にどなたの介護・介助を受けているか」を尋ねた結果では、「配偶者(夫・妻)」が1件、「介護サービスのヘルパー」が2件、「その他」が3件となっています。(複数回答)

項目	度数	比率
配偶者(夫・妻)	1	16.7%
息子	0	0.0%
娘	0	0.0%
子の配偶者	0	0.0%
孫	0	0.0%
兄弟・姉妹	0	0.0%
介護サービスのヘルパー	2	33.3%
その他	3	50.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	6	

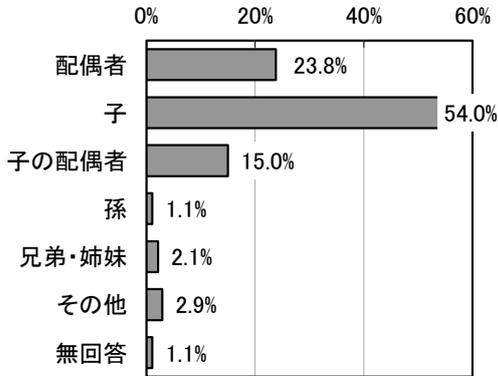
反対に、看病や世話をしあける人については、「配偶者」が最も多く70.5%、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が44.6%、「別居の子ども」が29.0%となっています。(複数回答)



項目	度数	比率
配偶者	253	70.5%
同居の子ども	87	24.2%
別居の子ども	104	29.0%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	160	44.6%
近隣	14	3.9%
友人	28	7.8%
その他	8	2.2%
そのような人はいない	24	6.7%
無回答	10	2.8%
回答者数	359	

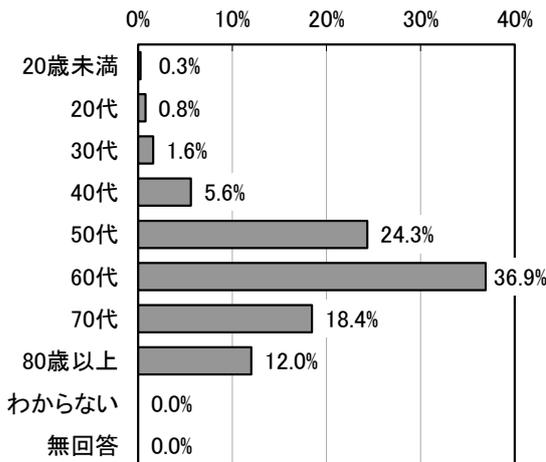
■在宅介護実態調査

調査対象者の方に、主な介護者・介助者を尋ねたところ、「子」が最も多く54.0%、次いで「配偶者」が23.8%、「子の配偶者」が15.0%となっています。



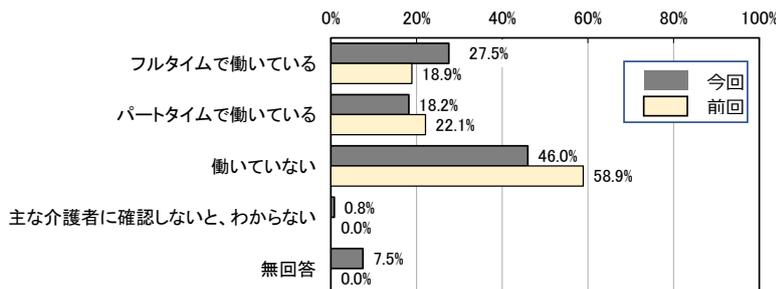
項目	度数	構成比
配偶者	89	23.8%
子	202	54.0%
子の配偶者	56	15.0%
孫	4	1.1%
兄弟・姉妹	8	2.1%
その他	11	2.9%
無回答	4	1.1%
回答者数	374	

主な介護者の年齢については、「60代」が最も多く36.9%、次いで「50代」が24.3%、「70代」が18.4%となっています。



項目	度数	構成比
20歳未満	1	0.3%
20代	3	0.8%
30代	6	1.6%
40代	21	5.6%
50代	91	24.3%
60代	138	36.9%
70代	69	18.4%
80歳以上	45	12.0%
わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	374	

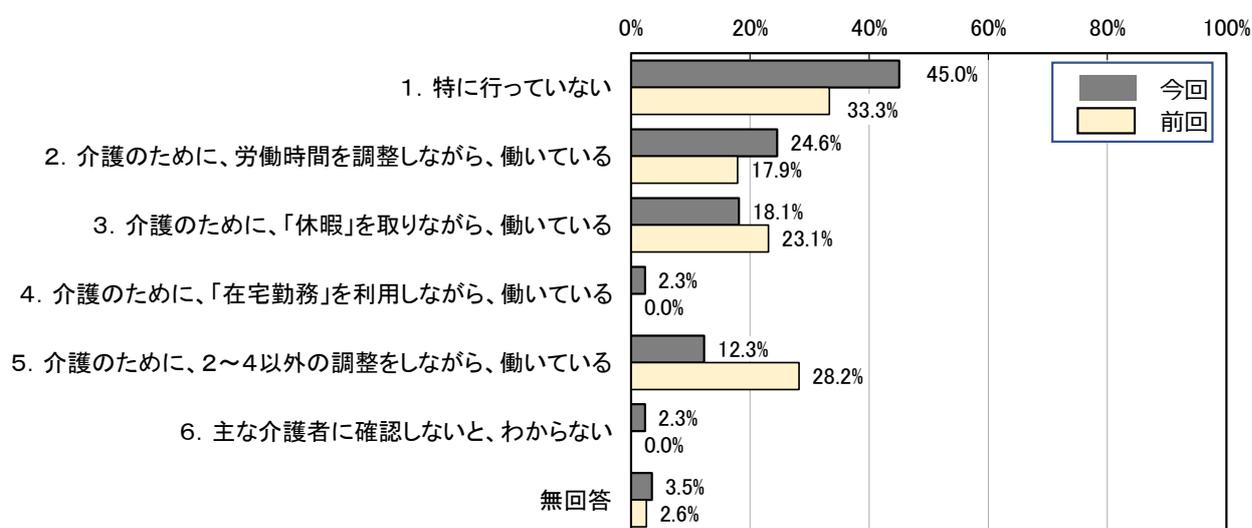
主な介護者の現在の勤務形態について尋ねたところ、「働いていない」が46.0%、「フルタイムで働いている」が27.5%、「パートタイムで働いている」が18.2%となっています。「フルタイムで働いている」が前回（令和2年1月）より8.6ポイント増加しています。



項目	度数	構成比
フルタイムで働いている	103	27.5%
パートタイムで働いている	68	18.2%
働いていない	172	46.0%
主な介護者に確認しないと、わからない	3	0.8%
無回答	28	7.5%
合計	374	100.0%

「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方に対し、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしているか尋ねたところ、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が最も多く24.6%、次いで「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が18.1%、「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」が12.3%となっています。

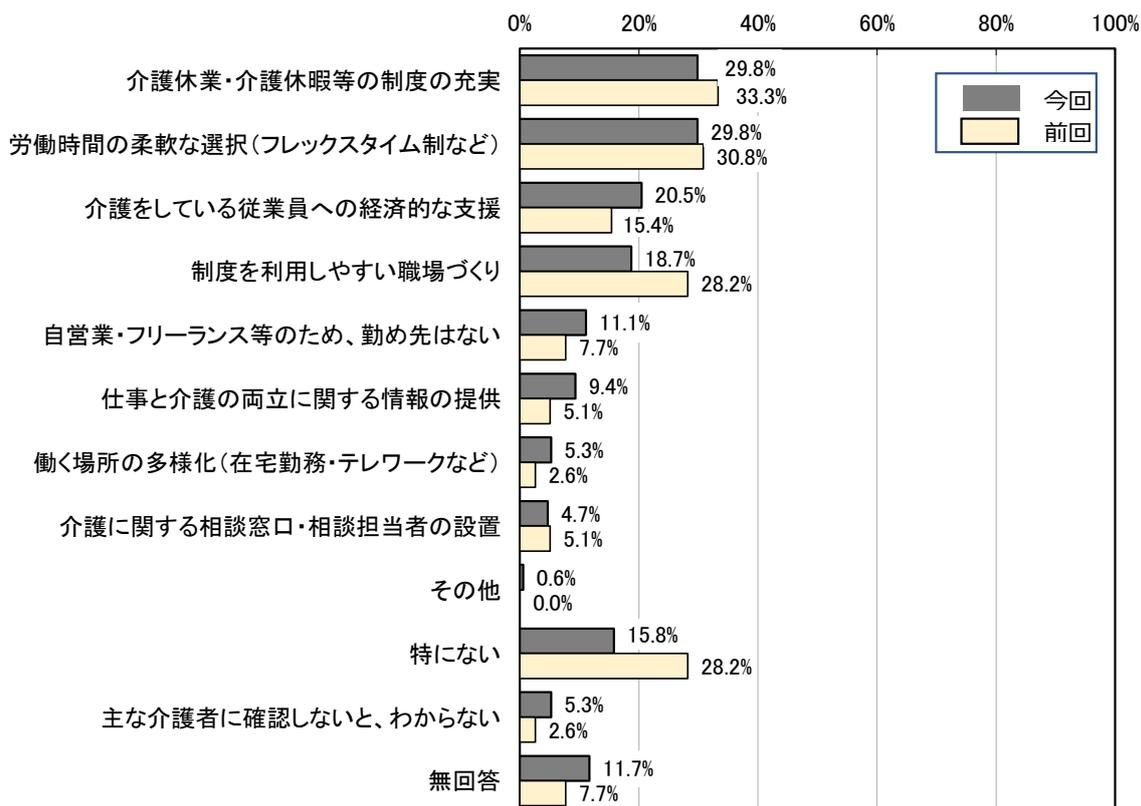
前回（令和2年1月）と比較し、「特に行っていない」が11.7ポイント増加、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が6.7ポイント増加しています。対して「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」は18.9ポイント減少しています。



項目	度数	構成比
1. 特に行っていない	77	45.0%
2. 介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている	42	24.6%
3. 介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている	31	18.1%
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている	4	2.3%
5. 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている	21	12.3%
6. 主な介護者に確認しないと、わからない	4	2.3%
無回答	6	3.5%
回答者数	171	

また同様に、「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方に対し、仕事と介護の両立のために勤め先からどのような支援があれば効果があると思うか尋ねたところ、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が最も多く 29.8%、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」が 20.5%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 18.7%となっています

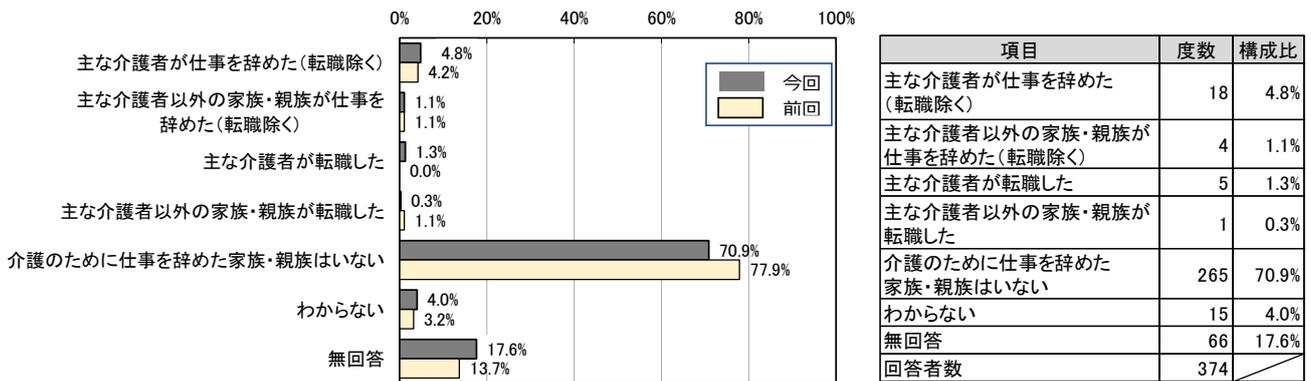
前回（令和2年1月）と比較し、「介護をしている従業員への経済的な支援」が 5.1 ポイント増加、対して「制度を利用しやすい職場づくり」は 9.5 ポイント減少しています。



項目	度数	構成比
介護休業・介護休暇等の制度の充実	51	29.8%
労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)	51	29.8%
介護をしている従業員への経済的な支援	35	20.5%
制度を利用しやすい職場づくり	32	18.7%
自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	19	11.1%
仕事と介護の両立に関する情報の提供	16	9.4%
働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど)	9	5.3%
介護に関する相談窓口・相談担当者の設置	8	4.7%
その他	1	0.6%
特になし	27	15.8%
主な介護者に確認しないと、わからない	9	5.3%
無回答	20	11.7%
回答者数	171	

また介護を理由として仕事を辞めた方がいるか尋ねたところ、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が70.9%、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が4.8%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が1.1%、「主な介護者が転職した」が1.3%となっています。

前回（令和2年1月）と比較し同様の項目が多い中、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が7.0ポイント減少しています。

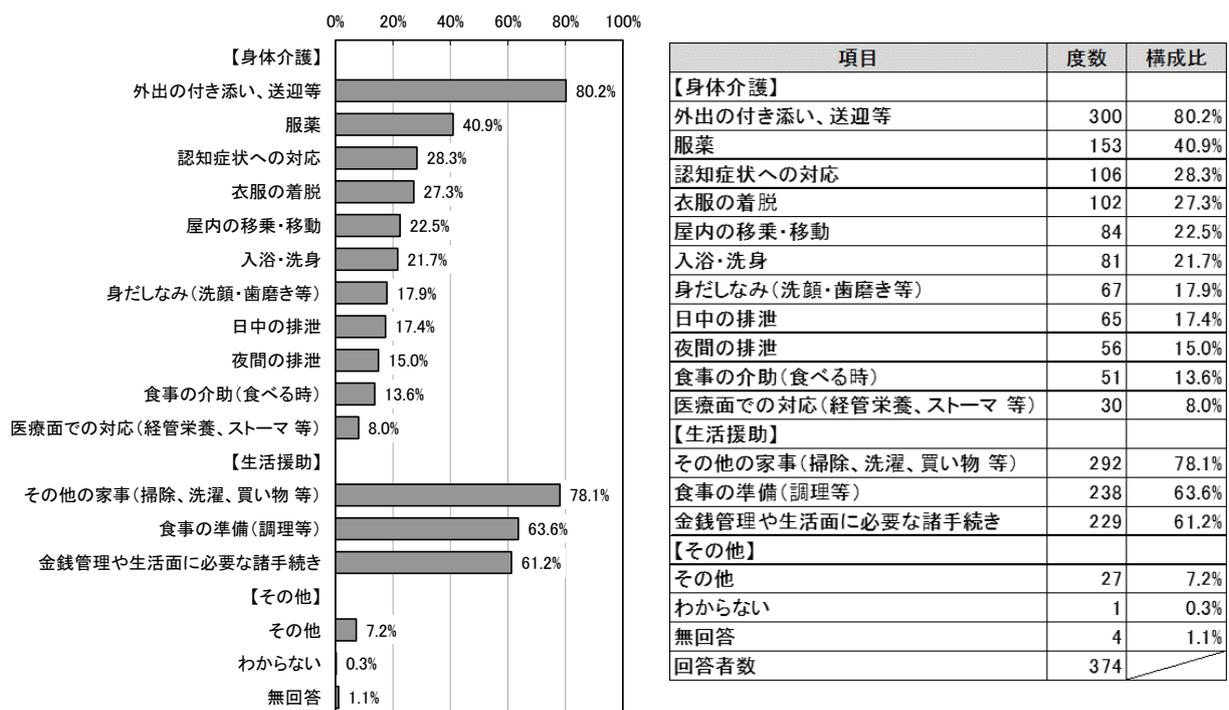


(7) 生活支援について

■在宅介護実態調査

主な介護者が行っている介護等を尋ねたところ、身体介護では「外出の付き添い、送迎等」が最も多く80.2%、次いで「服薬」が40.9%、「認知症状への対応」が28.3%となっています。

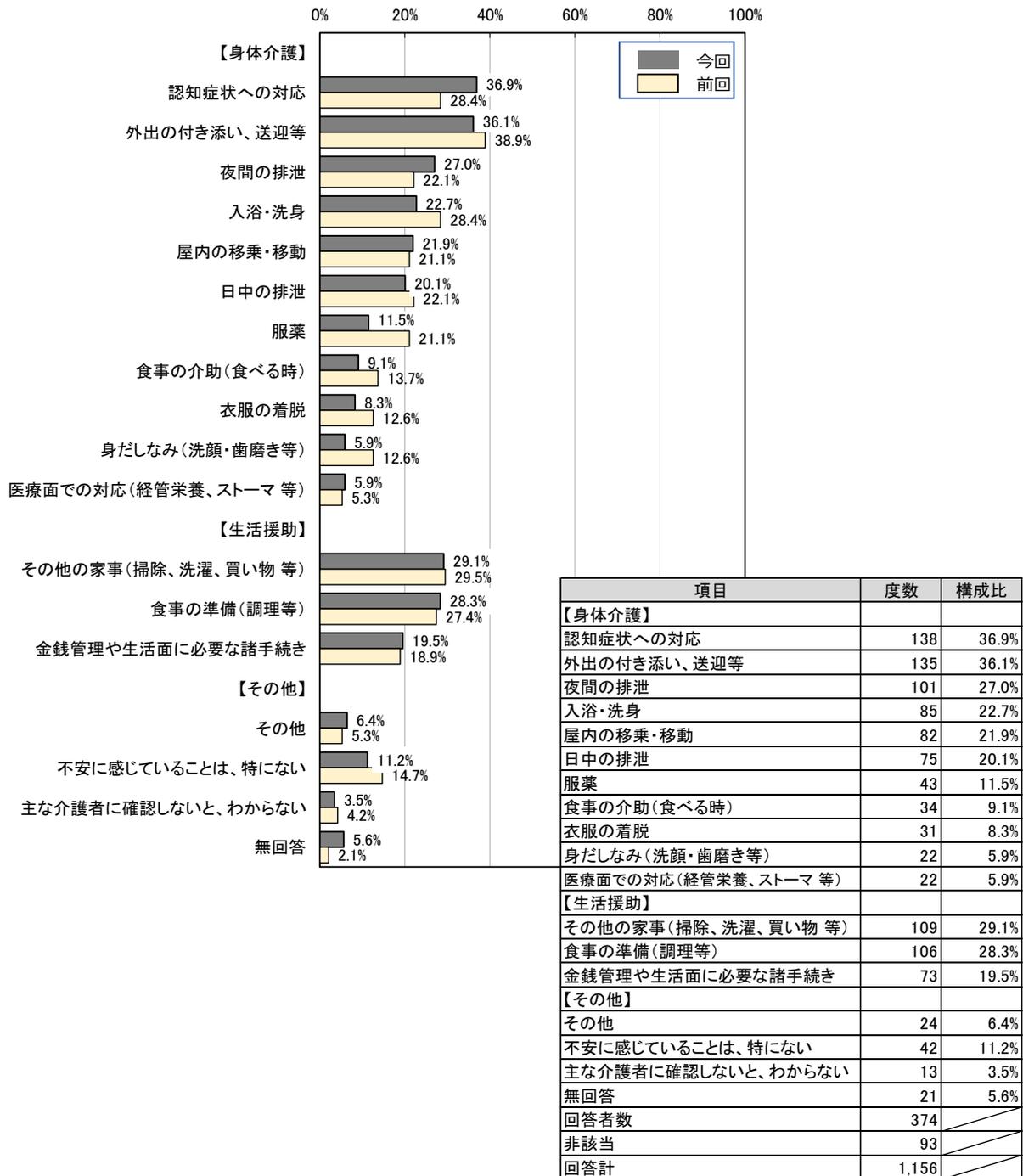
生活援助では「家事（掃除、洗濯、買い物等）」が78.1%、「食事の準備」が63.6%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が61.2%となっています。



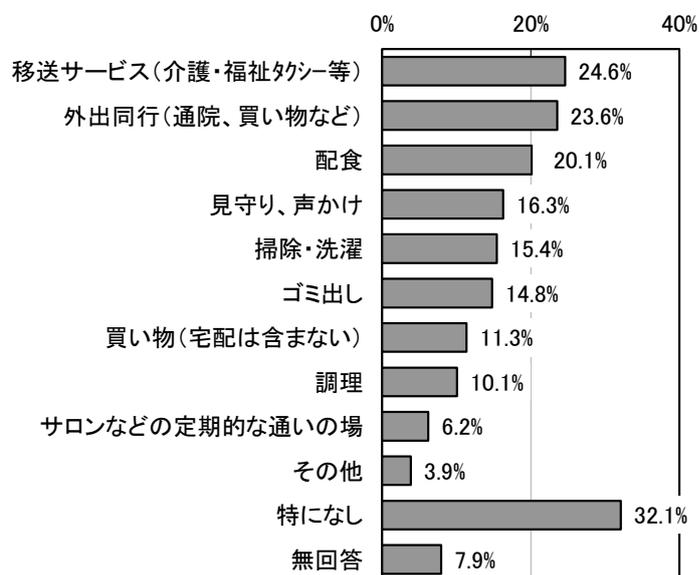
現在の生活を継続していく上で、主な介護者の方は不安を感じる介護等については、身体介護では「認知症状への対応」が最も多く36.9%、次いで「外出の付き添い、送迎等」が36.1%、「夜間の排泄」が27.0%となっています。

生活援助では「家事（掃除、洗濯、買い物等）」が29.1%、「食事の準備」が28.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が19.5%となっています。

前回（令和2年1月）と比較し「認知症状への対応」が8.5ポイント増加しています。



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多く24.6%、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が23.6%、「配食」が20.1%となっている一方で、「特になし」も32.1%の回答がありました。



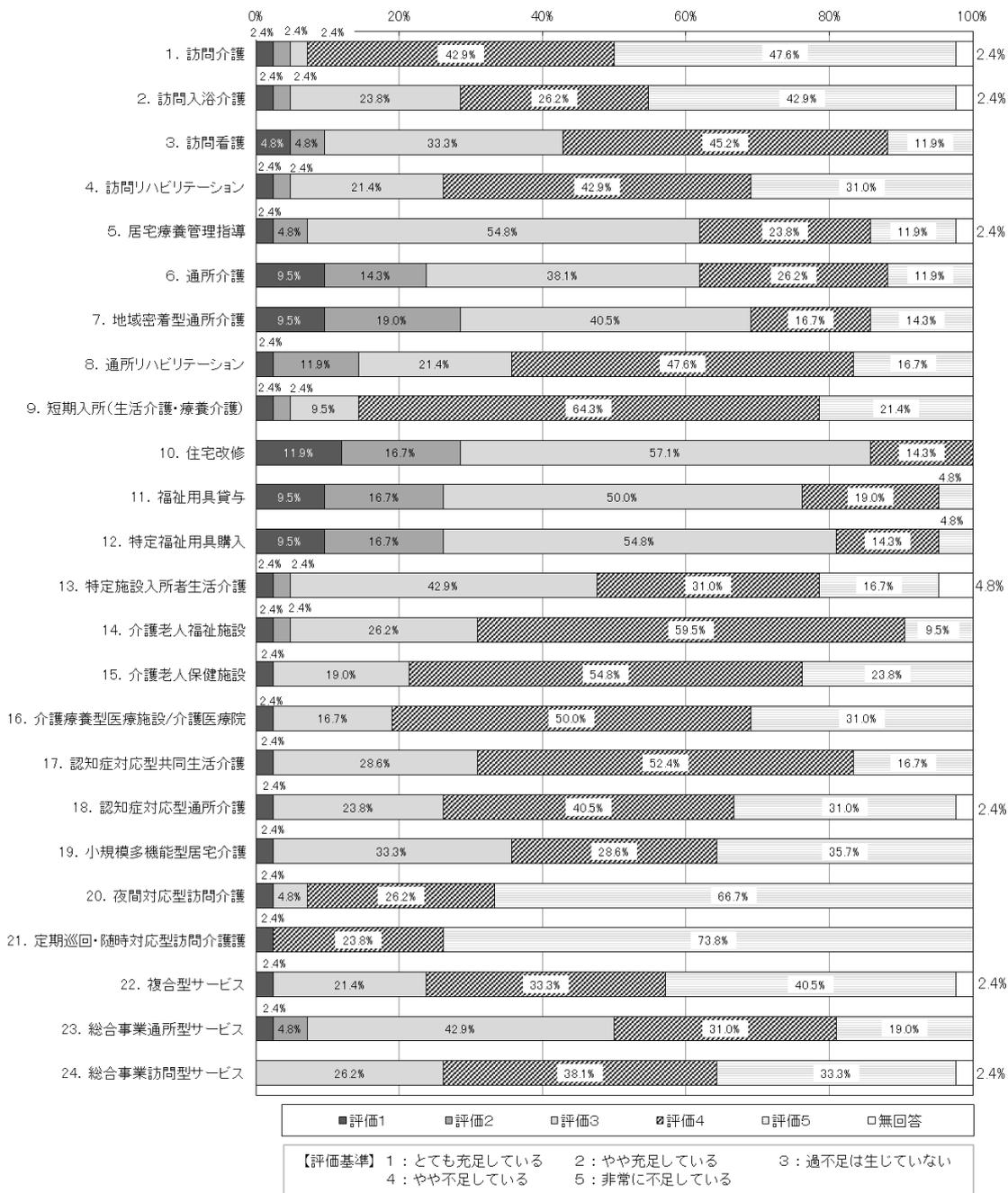
項目	度数	構成比
移送サービス(介護・福祉タクシー等)	115	24.6%
外出同行(通院、買い物など)	110	23.6%
配食	94	20.1%
見守り、声かけ	76	16.3%
掃除・洗濯	72	15.4%
ゴミ出し	69	14.8%
買い物(宅配は含まない)	53	11.3%
調理	47	10.1%
サロンなどの定期的な通いの場	29	6.2%
その他	18	3.9%
特になし	150	32.1%
無回答	37	7.9%
回答者数	467	

(8) 介護保険施策について

■介護支援専門員調査

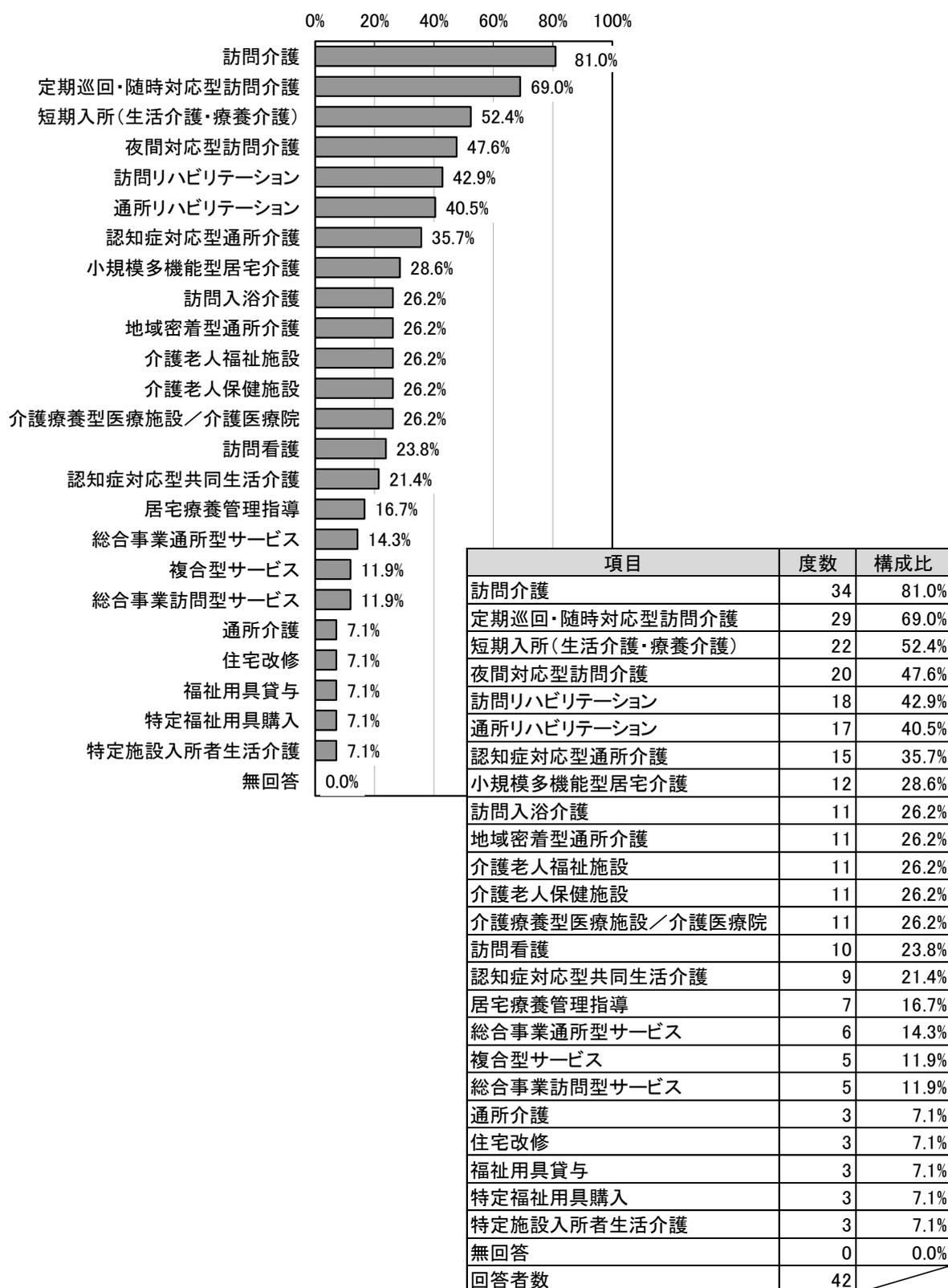
市内での介護（介護予防）サービス等の種類や量の充足・不足については『とても充足している』『やや充足している』は「住宅改修」、「地域密着型通所介護」が28.6%と最も多く、次いで「福祉用具貸与」、「特定福祉用具購入」が26.2%となっています。

対して『非常に不足している』『やや不足している』では「定期巡回・随時対応型訪問介護」が97.6%と最も多く、次いで「夜間対応型訪問介護」が92.9%、「訪問介護」が90.5%となっています。それ以外にも、50%を超える項目が多くみられます。（複数回答）



項目(度数)	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	無回答	合計
1. 訪問介護	1	1	1	18	20	1	42
2. 訪問入浴介護	1	1	10	11	18	1	42
3. 訪問看護	2	2	14	19	5	0	42
4. 訪問リハビリテーション	1	1	9	18	13	0	42
5. 居宅療養管理指導	1	2	23	10	5	1	42
6. 通所介護	4	6	16	11	5	0	42
7. 地域密着型通所介護	4	8	17	7	6	0	42
8. 通所リハビリテーション	1	5	9	20	7	0	42
9. 短期入所(生活介護・療養介護)	1	1	4	27	9	0	42
10. 住宅改修	5	7	24	6	0	0	42
11. 福祉用具貸与	4	7	21	8	2	0	42
12. 特定福祉用具購入	4	7	23	6	2	0	42
13. 特定施設入所者生活介護	1	1	18	13	7	2	42
14. 介護老人福祉施設	1	1	11	25	4	0	42
15. 介護老人保健施設	1	0	8	23	10	0	42
16. 介護療養型医療施設/介護医療院	1	0	7	21	13	0	42
17. 認知症対応型共同生活介護	1	0	12	22	7	0	42
18. 認知症対応型通所介護	1	0	10	17	13	1	42
19. 小規模多機能型居宅介護	1	0	14	12	15	0	42
20. 夜間対応型訪問介護	1	0	2	11	28	0	42
21. 定期巡回・随時対応型訪問介護	1	0	0	10	31	0	42
22. 複合型サービス	1	0	9	14	17	1	42
23. 総合事業通所型サービス	1	2	18	13	8	0	42
24. 総合事業訪問型サービス	0	0	11	16	14	1	42
項目(構成比)	1	2	3	4	5	無回答	合計
1. 訪問介護	2.4%	2.4%	2.4%	42.9%	47.6%	2.4%	100.0%
2. 訪問入浴介護	2.4%	2.4%	23.8%	26.2%	42.9%	2.4%	100.0%
3. 訪問看護	4.8%	4.8%	33.3%	45.2%	11.9%	0.0%	100.0%
4. 訪問リハビリテーション	2.4%	2.4%	21.4%	42.9%	31.0%	0.0%	100.0%
5. 居宅療養管理指導	2.4%	4.8%	54.8%	23.8%	11.9%	2.4%	100.0%
6. 通所介護	9.5%	14.3%	38.1%	26.2%	11.9%	0.0%	100.0%
7. 地域密着型通所介護	9.5%	19.0%	40.5%	16.7%	14.3%	0.0%	100.0%
8. 通所リハビリテーション	2.4%	11.9%	21.4%	47.6%	16.7%	0.0%	100.0%
9. 短期入所(生活介護・療養介護)	2.4%	2.4%	9.5%	64.3%	21.4%	0.0%	100.0%
10. 住宅改修	11.9%	16.7%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
11. 福祉用具貸与	9.5%	16.7%	50.0%	19.0%	4.8%	0.0%	100.0%
12. 特定福祉用具購入	9.5%	16.7%	54.8%	14.3%	4.8%	0.0%	100.0%
13. 特定施設入所者生活介護	2.4%	2.4%	42.9%	31.0%	16.7%	4.8%	100.0%
14. 介護老人福祉施設	2.4%	2.4%	26.2%	59.5%	9.5%	0.0%	100.0%
15. 介護老人保健施設	2.4%	0.0%	19.0%	54.8%	23.8%	0.0%	100.0%
16. 介護療養型医療施設/介護医療院	2.4%	0.0%	16.7%	50.0%	31.0%	0.0%	100.0%
17. 認知症対応型共同生活介護	2.4%	0.0%	28.6%	52.4%	16.7%	0.0%	100.0%
18. 認知症対応型通所介護	2.4%	0.0%	23.8%	40.5%	31.0%	2.4%	100.0%
19. 小規模多機能型居宅介護	2.4%	0.0%	33.3%	28.6%	35.7%	0.0%	100.0%
20. 夜間対応型訪問介護	2.4%	0.0%	4.8%	26.2%	66.7%	0.0%	100.0%
21. 定期巡回・随時対応型訪問介護	2.4%	0.0%	0.0%	23.8%	73.8%	0.0%	100.0%
22. 複合型サービス	2.4%	0.0%	21.4%	33.3%	40.5%	2.4%	100.0%
23. 総合事業通所型サービス	2.4%	4.8%	42.9%	31.0%	19.0%	0.0%	100.0%
24. 総合事業訪問型サービス	0.0%	0.0%	26.2%	38.1%	33.3%	2.4%	100.0%

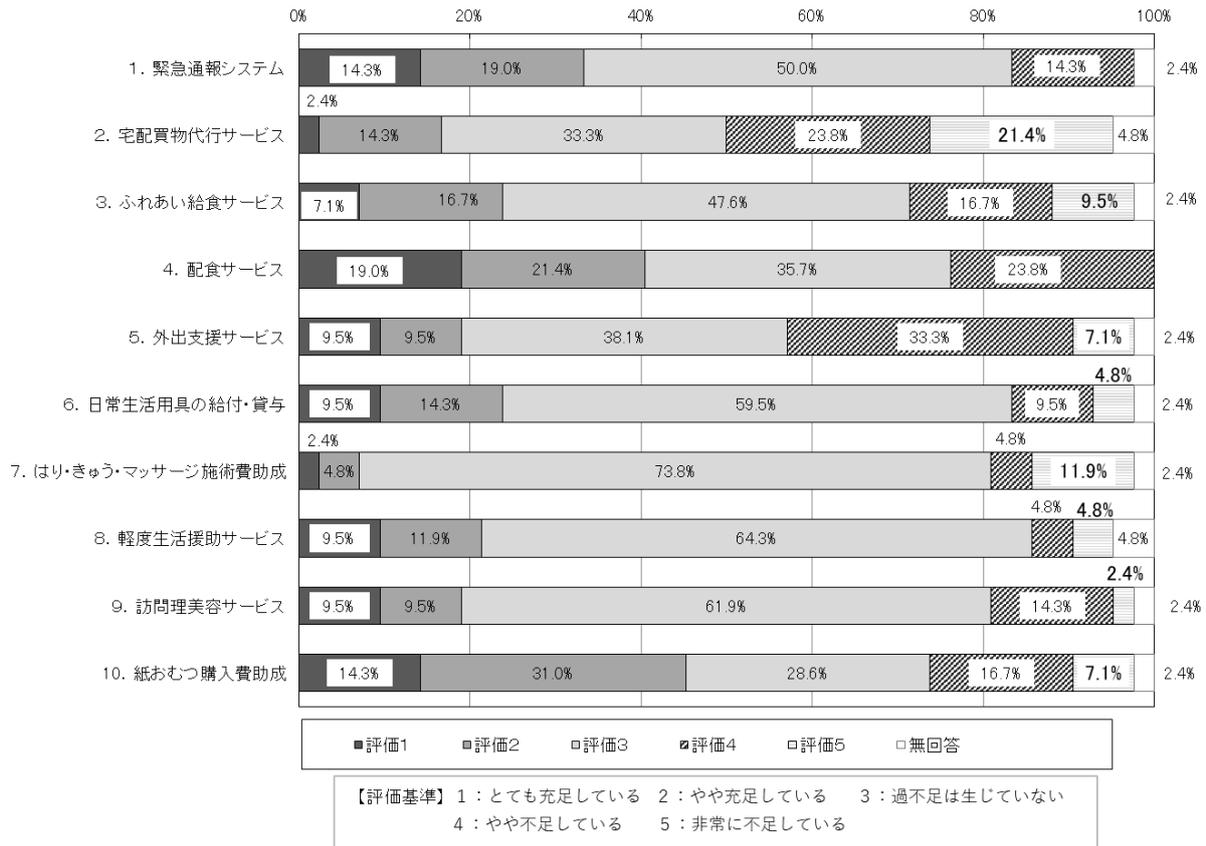
今後充実すべきサービスについて尋ねたところ、「訪問介護」が最も多く81.0%、次いで「定期巡回・随時対応型訪問介護」が69.0%、「短期入所（生活介護・療養介護）」が52.4%となっています。（複数回答）



第2章 高齢者を取り巻く現状

市の高齢者福祉サービスに対して尋ねたところ、『とても満足度・利便性が高い』『まあまあ満足度・利便性が高い』は「紙おむつ購入費助成」が45.2%と最も多く、次いで「配食サービス」が40.5%、「緊急通報システム」が33.3%となっています。

対して「非常に不満・利便性が低い」「やや不満・利便性が低い」では「宅配買物代行サービス」が45.2%と最も多く、次いで「外出支援サービス」が40.5%、「ふれあい給食サービス」が26.2%となっています。

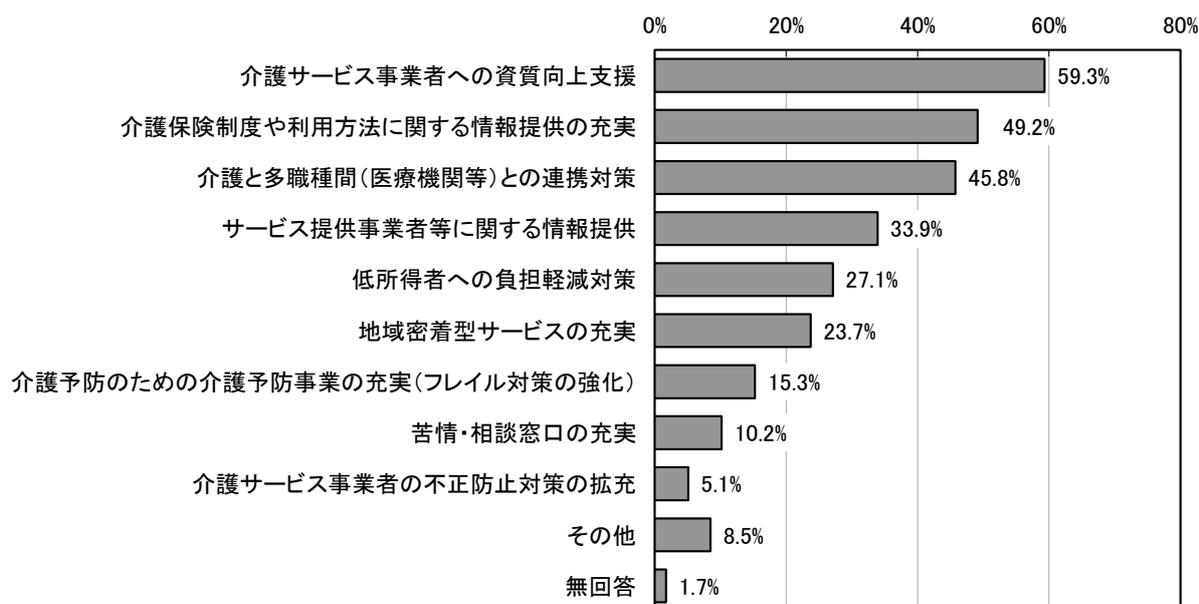


項目(度数)	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	無回答	合計
1. 緊急通報システム	6	8	21	6	0	1	42
2. 宅配買物代行サービス	1	6	14	10	9	2	42
3. ふれあい給食サービス	3	7	20	7	4	1	42
4. 配食サービス	8	9	15	10	0	0	42
5. 外出支援サービス	4	4	16	14	3	1	42
6. 日常生活用具の給付・貸与	4	6	25	4	2	1	42
7. はりきゅう・マッサージ施術費助成	1	2	31	2	5	1	42
8. 軽度生活援助サービス	4	5	27	2	2	2	42
9. 訪問理美容サービス	4	4	26	6	1	1	42
10. 紙おむつ購入費助成	6	13	12	7	3	1	42
項目(構成比)	1	2	3	4	5	無回答	合計
1. 緊急通報システム	14.3%	19.0%	50.0%	14.3%	0.0%	2.4%	100.0%
2. 宅配買物代行サービス	2.4%	14.3%	33.3%	23.8%	21.4%	4.8%	100.0%
3. ふれあい給食サービス	7.1%	16.7%	47.6%	16.7%	9.5%	2.4%	100.0%
4. 配食サービス	19.0%	21.4%	35.7%	23.8%	0.0%	0.0%	100.0%
5. 外出支援サービス	9.5%	9.5%	38.1%	33.3%	7.1%	2.4%	100.0%
6. 日常生活用具の給付・貸与	9.5%	14.3%	59.5%	9.5%	4.8%	2.4%	100.0%
7. はりきゅう・マッサージ施術費助成	2.4%	4.8%	73.8%	4.8%	11.9%	2.4%	100.0%
8. 軽度生活援助サービス	9.5%	11.9%	64.3%	4.8%	4.8%	4.8%	100.0%
9. 訪問理美容サービス	9.5%	9.5%	61.9%	14.3%	2.4%	2.4%	100.0%
10. 紙おむつ購入費助成	14.3%	31.0%	28.6%	16.7%	7.1%	2.4%	100.0%

■介護事業者実態調査

今後の介護保険の施策において、必要と思われるものについて尋ねたところ、「介護サービス事業者への資質向上支援」が最も多く59.3%、次いで「介護保険制度や利用方法に関する情報提供の充実」が49.2%、「介護と多職種間（医療機関等）との連携対策」が45.8%となっています

「その他」の意見としては「介護人材の育成、就労支援」「外国人材の受入れ」など介護人材不足に関する記載と「過疎地訪問時の支援」が挙げられています。



項目	度数	比率
介護サービス事業者への資質向上支援	35	59.3%
介護保険制度や利用方法に関する情報提供の充実	29	49.2%
介護と多職種間(医療機関等)との連携対策	27	45.8%
サービス提供事業者等に関する情報提供	20	33.9%
低所得者への負担軽減対策	16	27.1%
地域密着型サービスの充実	14	23.7%
介護予防のための介護予防事業の充実(フレイル対策の強化)	9	15.3%
苦情・相談窓口の充実	6	10.2%
介護サービス事業者の不正防止対策の拡充	3	5.1%
その他	5	8.5%
無回答	1	1.7%
回答者数	59	

第 3 章

本市がめざす福祉のまちづくり

第3章 本市がめざす福祉のまちづくり

1. 基本理念

本市では、これまで「住み慣れた地域・住まいで、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを通じ、高齢者が安心して自分らしく生活することだけでなく、高齢化の進行・人口減少などによる社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民及び地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らし、地域をともに創り、お互いを尊重し合える「地域共生社会」の実現を目指してきました。

国では、昭和22年から24年生まれの団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を目標に、「医療」・「予防」・「介護」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現を推進しており、今後もこれを深化・推進させることを掲げています。

市では、令和4年度から、健康と日常生活でサポートが必要な介護状態の間に位置し、虚弱な状態である、いわゆるフレイル対策を重要施策として取り組んでおり、高齢者一人ひとりがいつまでも健康で自立した日常生活が送れるよう支援するとともに、健康寿命の延伸に向けた取り組み及び介護予防とその重症化防止を推進しています。

今後、高齢化が一層進む中で、包括的な支援体制の構築などの社会福祉基盤の整備とあわせて、フレイル対策や地域包括ケアシステムの推進、地域づくり等を一体的に取り組む基本的な考えである地域共生社会実現へ向け、様々な取り組みを図ってまいります。

さらに、地域住民などと協力し、災害等の緊急時や日頃の見守り体制、感染症対策に係る体制整備の充実を図ります。

住み慣れた地域・住まいで、安心して暮らせるまちづくり

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

2. 重点目標

(1) 重点目標

計画の理念を実現するため、次の4つの重点目標を設定します。

【重点目標1】 安心して暮らせる環境をつくります

自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で高齢者を支える医療、予防、介護、生活支援、住まいの適切なサービスの組み合わせによる地域包括ケアシステムをより一層、深化・推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域・住まいで暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制や様々な介護ニーズに対する体制づくりの充実に取り組みます。

【重点目標2】 健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域・住まいで暮らしていけるよう、ニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、高齢者の健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。

また、高齢者の状態に応じて、介護予防や重症化防止のための取り組みや活動に参加できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

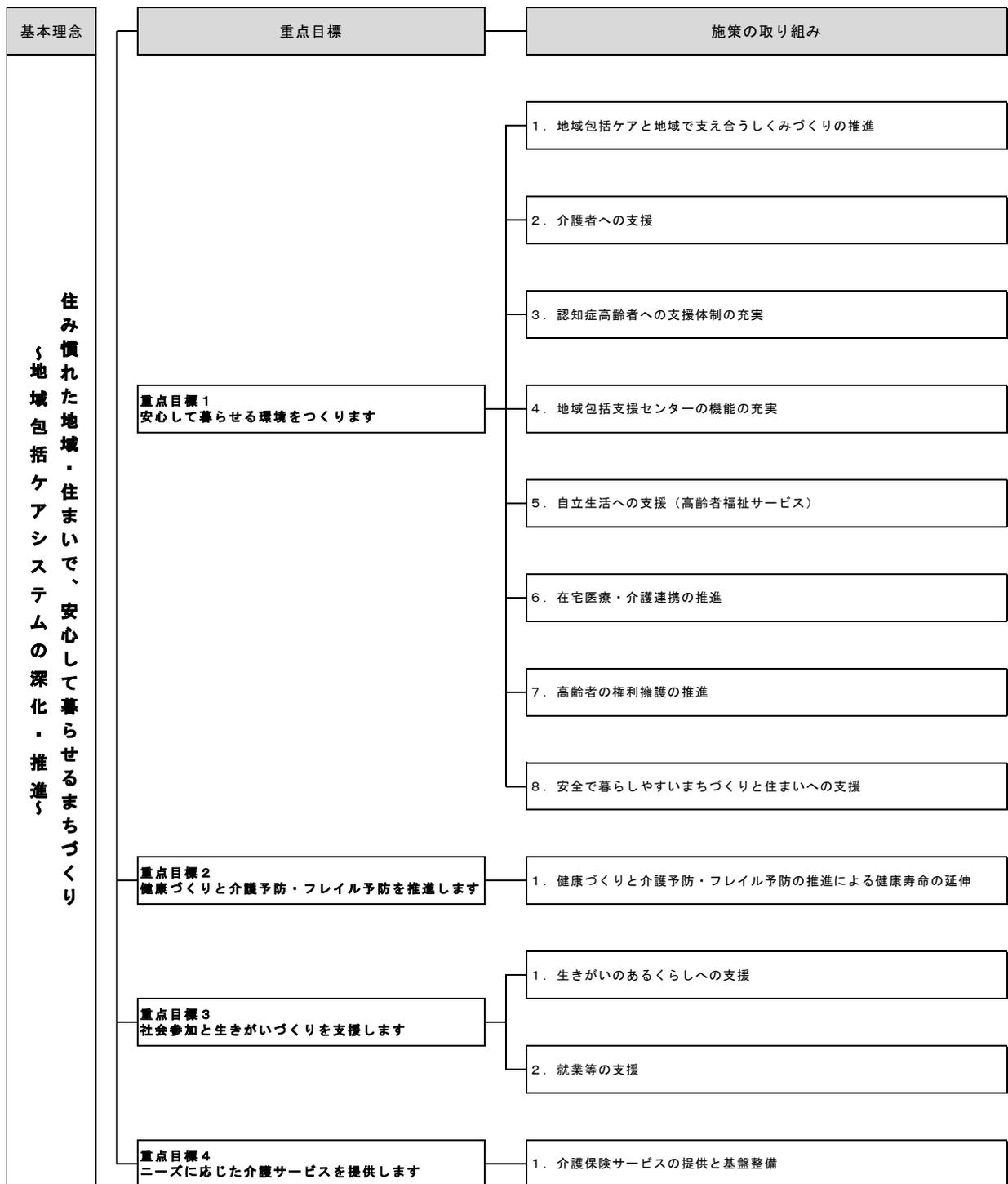
【重点目標3】 社会参加と生きがいづくりを支援します

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮し、地域づくりの担い手としても活躍の機会がさらに広がるよう、生きがいづくりや社会参加を推進します。

【重点目標4】 ニーズに応じた介護サービスを提供します

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活をするができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

(2) 施策の体系



第4章

施策の取り組み

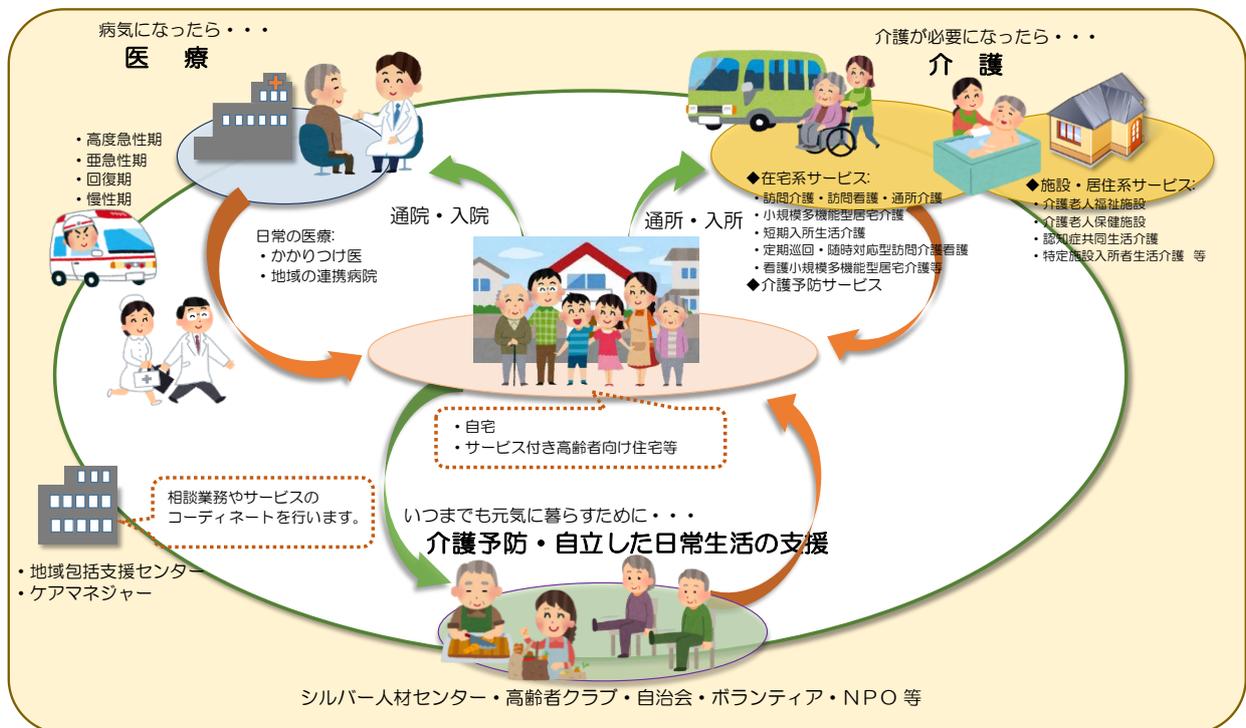
第4章 施策の取り組み

重点目標1 安心して暮らせる環境をつくります

1. 地域包括ケアと地域で支え合うしくみづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療・介護など様々なサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るだけでなく、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。市における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による「地域の活力」を生かし、市と市民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを一層推進していきます。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

(1) 現状とこれまでの取り組み

<地域包括ケアシステムの推進>

- ◆地域包括ケアにおける医療・介護・住まい・介護予防・生活支援の5つの構成要素について、地域における見守り体制の強化や一体的なサービス体制構築を図るため、市及び地域包括支援センター、医療・介護の専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、在宅介護支援センターなどと連携し、地域ケア会議による地域課題の抽出と政策形成に取り組み、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。
- 合わせて、介護予防推進の観点から、フレイル対策に積極的に取り組んでいます。

<地域支え合いの推進体制づくり>

- ◆市の人口は今後、年齢構成が大きく変化し、生産年齢人口の割合が低下する一方、75歳以上の高齢者人口の割合は大きく上昇すると予測されています。また、一人暮らし高齢者についても、増加が見込まれています。高齢者を取り巻く環境の変化に備え、元気な高齢者をはじめとした地域の担い手による、見守りや支え合いが一層重要となります。
- ◆生活支援体制整備事業（※51ページに事業概要）による取り組みとして、社会福祉協議会に市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置し、地域におけるニーズの把握、通いの場の運営支援、住民主体の団体や関係機関との関係づくり、担い手の育成、「地域支え合い活動」の普及啓発等に連携して取り組んでいます。また、生活支援コーディネーターの連絡会や勉強会を通じて関係者間の情報共有を行っています。

<地域を支える担い手への支援の充実>

- ◆ふれあいサロン、老人クラブによる見守りや、ふれあい給食の活動など、様々な形で、多様な主体が地域の高齢者を支えています。
- ◆高齢者が歩いて通える範囲に「通いの場」を増やすために、地域で活動しようとする住民などを対象に運営支援を行っています。

<見守り体制のさらなる充実>

- ◆65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯等のうち、見守りを希望する方を対象に、民生委員・児童委員が定期的に訪問し、安否の確認及び見守りを行う事業を、社会福祉協議会が実施しています。
- ◆新聞販売店や郵便局等、高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り協定事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を市または警察、消防などの関係機関へ連絡

する等、地域における支え合いの輪を広げています。

- ◆社会福祉協議会において、コミュニティ・公民館単位の地域（19地区）で高齢者見守り活動に関わる民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、地域ボランティア等による「ふれあいネットワーク会議」を開催し、意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの充実を図っています。

（2）課題

<地域包括ケアシステムの推進>

- ◆医療・介護等の「5つの構成要素」に加え、「自助」「互助」「共助」「公助」とのバランスを取りつつ地域資源の確保と開発を図る必要があります。
また、自分らしい暮らしを送るために、まずは安心できる地域・住まいや日常生活を支える生活支援、寝たきりにならないための介護予防の取り組みが重要です。

<地域支え合いの推進体制づくり>

- ◆高齢化、単身化が進む中、地域で自分らしく安心して暮らし続けるには、介護サービス等の充実に加え、元気な高齢者をはじめとした、地域を支える担い手の存在が重要となります。
- ◆高齢者が暮らす地域の課題に合わせたサービスや支援を創出していく必要があることから、第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターが連携して地域を支える担い手の育成や、地域で活動する団体等、多様な主体への支援を引き続き行っていく必要があります。また、地域で活動する団体等と関係機関が連携できるようネットワークづくりを進めていくことも重要です。
- ◆高齢世帯を取り巻くニーズは、介護や障害、生活困窮者の支援など制度の枠を超えて、複雑化・複合化しており、様々な機関の協働による包括的な支援を行う相談体制が必要です。

<地域を支える担い手への支援の充実>

- ◆民生委員・児童委員、ボランティア、高齢者見守り協定事業者等による地域の力を生かした支援体制の強化を図るとともに、地域を支える担い手への支援の充実を図っていく必要があります。

<見守り体制のさらなる充実>

- ◆一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対応し、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、高齢者福祉サービス提供等の施策による見守り体制のさらなる充実を図る必要があります。

- ◆高齢者の見守りを強化するため、高齢者見守り協定事業者等の見守り活動中に得た情報や安否確認が必要な異変等を、速やかに市または警察、消防などの関係機関へ連絡できるよう、引き続き見守りの担い手に周知していく必要があります。

(3) 今後の取り組みの方向性

<地域包括ケアシステムの推進>

- ◆健康保険・介護保険サービスや高齢福祉サービスといった「共助」「公助」の整備や充実も重要ですが、「自助」「互助」を基本とし、「共助」「公助」や様々な地域資源を組み合わせることにより、地域・住まいにおける自立した生活を営む「地域づくり」を進めていきます。これに合わせ、フレイル対策など地域にける介護予防活動への支援を進めていきます。

<地域支え合いの推進体制づくり>

- ◆世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い、支え合う「地域支え合い活動」をさらに推進していきます。「地域支え合い活動」の普及啓発や多世代での交流など様々な形の地域支え合いを広げることで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを進めていきます。
- ◆第1層生活支援コーディネーターや第2層生活支援コーディネーターが連携し、多様な世代のニーズと地域活動とのマッチングや新たな通いの場の創出、地域の団体や関係機関とのネットワークづくりなどを推進するとともに、地域の高齢者等と社会とのつながりや地域活動への参加を支援していきます。
- ◆地域ケア推進会議等で地域の課題を共有し、解決にあたって必要になる資源やしくみを検討していくとともに、そうした課題等について活発な議論を行い、活動を創出しやすい環境を整えていきます。また、支え合い活動の主体となる人材の確保、育成を行うなど、市民が主体的に地域支え合いの担い手となって、高齢者の生活を支援する体制の整備を進めていきます。
- ◆高齢者を取り巻く複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、様々な機関の協働により総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

<地域を支える担い手への支援の充実>

- ◆老人クラブ、民生委員・児童委員等、地域住民による見守り活動だけでなく、新たな「通いの場」の創出に向け、社会福祉協議会等関係機関と連携し、新たな担い手の確保を推進します。

<見守り体制のさらなる充実>

- ◆ふれあいネットワーク会議の開催や、地域包括支援センターと民生委員・児童委員、ボランティアや高齢者見守り協定事業者等との連携により、地域での支え合いのネットワークを充実していきます。

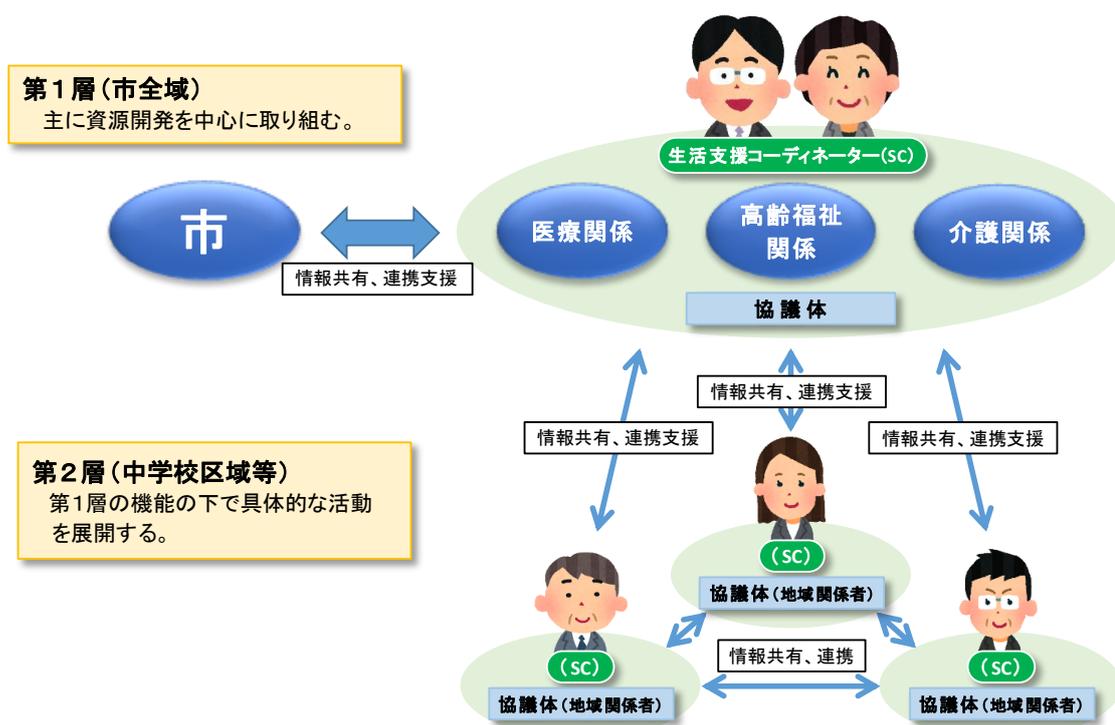
(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
生活支援体制整備事業 (高齢福祉課)	地域支え合いのしくみづくりを進めるため、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域ケア推進会議の場で、地域の社会資源の情報等を共有しながら、住民主体で取り組む生活支援の内容等の検討と、実施に向けた課題整理を行います。	—	—
高齢者緊急通報システム 高齢者見守りサポート支援事業 (高齢福祉課)	65歳以上の一人暮らし等で、慢性疾患があるなど日常生活をする上で常時注意を要する方に、緊急通報用機器（本体・ペンダント）、貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、消防本部等に通報が入るシステムです。	稼働台数 延べ1,100台	稼働台数 延べ1,100台
高齢者ニーズフォローアップ 事業（高齢福祉課）	地区の民生委員が年2回ひとり暮らし高齢者・重度要介護高齢者・高齢者のみの世帯等を訪問し、声掛けや悩み事の相談を行うとともに、生活状況や健康状態等をより具体的に把握することで、その実情に合った保健・福祉サービスの利用促進を図ります。	訪問件数 延べ15,700人	訪問件数 延べ16,000人
高齢者見守り協定事業等 (高齢福祉課)	高齢者に身近な郵便局や金融機関、新聞配達店等の民間事業者が、高齢者見守り協定事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を市または警察、消防などの関係機関へ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げていきます。 また、夏期には、熱中症予防の啓発を行い、高齢者の見守りを強化します。	登録事業者数 16事業者	登録事業者数 16事業者
老人クラブによる見守り活動 (高齢福祉課)	老人クラブの会員が友愛活動として、老人クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、ひとり暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実践することで、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。	見守り活動を行っている 老人クラブ数 80団体	見守り活動を行っている 老人クラブ数 81団体

○関係団体による事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
ふれあいサロン (社会福祉協議会)	外出機会の少ない高齢者が参加できる居場所づくりの活動です。住民同士の情報交換などを目的に住民主体の活動として運営されています。サロンの立ち上げや、運営に関する相談などの支援を行います。	支援サロン数 69サロン	支援サロン数 72サロン

【生活支援コーディネーターと協議体のイメージ】



2. 介護者への支援

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、要介護高齢者への支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。

介護者同士の交流の促進や、介護者に向けた相談体制の充実により、介護者支援の取り組みを進めていきます。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<介護者負担の軽減>

- ◆介護に関心のある市民の方を対象に、あんしんファミリー介護講座を開催しています。介護に関する知識や技術の習得を目的とし、介護者の負担軽減にも役立つように、アンケート等を活用して介護者のニーズに沿った内容・テーマで実施しています。
- ◆高齢者を介護している家族を対象に、在宅介護者リフレッシュ事業を行っています。介護から一時的に解放され、身体的・精神的疲労の回復を図るため、介護者相互の交流会を兼ねた日帰り研修等を行っています。

(2) 課題

<介護者負担の軽減>

- ◆あんしんファミリー介護講座は、介護者のニーズに沿った内容で参加しやすい講座にしてい
く必要があります。
- ◆在宅介護者リフレッシュ事業は、年々、参加者が減少傾向であり、新たな参加希望者も少な
い状況です。

(3) 今後の取り組みの方向性

<介護者負担の軽減>

- ◆あんしんファミリー介護講座並びに在宅介護者リフレッシュ事業については、アンケート等
を活用するなど、介護者のニーズを把握した上で幅広い内容・テーマで実施していきます。
- ◆介護者や介護に関心のある市民に向けた講演会を開催する等、介護者の精神的負担を軽減し、
支援の輪を広げる取り組みを行っていきます。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
あんしんファミリー介護講座 (高齢福祉課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族等を対象に、介護者講演会や介護者講座を開催します。	介護者講演会 0回 介護講座 10回	介護者講演会 1回 介護講座 10回
在宅介護リフレッシュ事業 (高齢福祉課)	高齢者を介護している家族が、介護から一時的に解放され、身体的・精神的疲労の回復を図るため、介護者相互の交流会を兼ねた日帰り研修等を行います。	年4回	年4回
在宅重度要介護高齢者介護慰労金支給事業 (高齢福祉課)	「要介護3・4・5」と認定された高齢者と同居し、主としてその介護にあっている介護者を対象に介護の労をねぎらうとともに、高齢者にとって好ましい社会環境づくりを行う目的で慰労金を支給します。	支給対象介護者 要介護 150名 要介護4・5 250名	支給対象介護者 要介護3 160名 要介護4・5 260名

3. 認知症高齢者への支援体制の充実

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）」の基本理念に沿い、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実、認知症の人やその家族等への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。そして、地域において認知症についての理解をさらに広め、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行っていきます。

（1）現状とこれまでの取り組み

<認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実>

◆令和5年3月末現在、介護保険の要支援・要介護認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度(※)Ⅱ～M」に該当し、何らかの見守りや支援を要する認知症の症状がみられる方の割合は、要支援・要介護認定者の2人に1人となっており、そのうちの7割を超える方が在宅で生活しています。また、令和2年の国勢調査の人口等基本集計結果によると、市の65歳以上一人暮らし率は15.2%で、高齢者の約7人に1人が一人暮らしという結果になっています。

※認知症による判断力・思考力の低下の程度を加味して、日常生活への影響を評価する指標。Mが最も自立度が低い。

◆地域包括支援センターに設置している認知症初期集中支援チームにおいて複数の専門職が関わることで、認知症が疑われる高齢者を早期発見・早期診断につなげ、医療や介護サービスの利用に結びつける体制の充実を図っています。

<認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり>

◆認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談体制を充実させるとともに、認知症高齢者と介護者を地域で支える体制づくりを推進しています。

<認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

◆地域全体で認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催しています。令和5年3月末現在、7,000人を超える認知症サポーターが誕生しています。

◆さらに認知症サポーターのなかで、「地域で活躍できるサポーター」を養成するため、ステップアップ講座を開催し、地域での認知症の普及啓発等の活動を推進しています。

＜認知症への理解を深めるための普及啓発の推進＞

- ◆認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症高齢者への支援体制や日常生活の対応・工夫などの情報提供を行っていくことが必要です。
- ◆認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の方のご意見や気持ちの発信を支援する、認知症に関する知識の普及啓発を行うなど、認知症への正しい理解をさらに進めていく必要があります。
- ◆認知症月間及び世界アルツハイマー月間に合わせ実施する認知症に対する理解・啓発活動を継続し取り組む必要があります。

(3) 今後の取り組みの方向性

＜認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実＞

- ◆複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症の早い段階からの支援を行うことで、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援を充実させます。また、認知症と診断された高齢者に対し、早期から利用できる支援・サービスの情報提供を行い、不安や悩みの解消を図るとともに、引き続き医療や介護サービスの利用につなげていきます。
- ◆認知症やもの忘れを心配している高齢者やその家族が身近な場所で相談できるように、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、認知症サポーター、認知症地域支援推進員等による支援体制のさらなる周知を図ります。

＜認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり＞

- ◆認知症の方やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターをはじめとする支援者を結びつけるしくみであるチームオレンジの取り組みを実施しながら、活動が他の地域にも広がるように検討を進めていきます。
- ◆地域包括支援センターが、認知症サポート医から専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネイト機能をさらに向上させていきます。
- ◆SOS おかえりマーク、見守りネットワークなど既存のしくみについても、さらなる充実を促進していきます。

＜認知症への理解を深めるための普及啓発の推進＞

- ◆地域全体で認知症高齢者を支援する体制づくりを進めるため、市内在住、在勤、在学の幅広い方を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症サポーターとともに地域における積極的な普及啓発に取り組んでいきます。

- ◆認知症の方の視点に立ち、認知症の方やその家族の想いや意見を反映させた普及啓発を実施するなど、認知症への理解を促進していきます。
- ◆認知症月間（9月）及び世界アルツハイマー月間（9月）に合わせ広報誌、ポスター掲示等による啓発活動を実施するだけでなく、認知症サポーター制度や「認知症の人にやさしい事業所」など、認知症関連施策の周知についても推進します。

＜若年性認知症の方に対する支援体制＞

- ◆若年性認知症に対する正しい理解が進むよう、普及啓発活動を推進します。
- ◆若年性認知症に関する相談支援窓口の充実と認知症初期集中チーム等も活用した早期発見が図れるよう推進します。

（4）施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
認知症サポーター養成講座 (高齢福祉課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。	認知症サポーター養成数 (累計) 7,400人	認知症サポーター養成数 (累計) 8,500人
認知症初期集中支援チームによる支援 (高齢福祉課)	地域包括支援センターの医療と福祉・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、医療や介護につなげる訪問活動を行うことで、認知症の早い段階からの支援を行います。	認知症初期集中チームの設置数 1チーム	認知症初期集中チームの設置数 チーム 1チーム
認知症地域支援推進員による支援 (高齢福祉課)	医療関係機関や介護サービス事業所、地域の支援機関につなぐ連携支援や、認知症高齢者やその家族からの相談支援の充実を図ります。	—	
認知症ケアパス (高齢福祉課)	認知症の症状が発生したときから、その人の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示す、市全体の標準的な「認知症ケアパス」を作成します。	認知症ケアパスの作成	認知症ケアパスの作成
認知症カフェ（オレンジカフェ） (高齢福祉課)	認知症地域支援推進員が中心となり、認知症高齢者やその家族、地域住民や専門家などが気軽に集い、交流の場となる「認知症カフェ」を開催します。	認知症カフェ設置数1 開催数5回	認知症カフェ設置数2 開催数10回
徘徊高齢者家族支援サービス (高齢福祉課)	徘徊の見られる認知症高齢者を在宅で介護する家族に、位置情報専用端末機の初期費用を助成します。	1件	2件
茨城県おかえりマーク・常陸太田見守おかえりSOSネットワーク事業 (高齢福祉課)	徘徊の見られる認知症高齢者の事前登録をすることで、万が一一方不明になった際の早期発見、保護に繋がります。衣服などに付けることができる「おかえりマーク」を配布します。	登録件数 15人	登録件数 30人
認知症高齢者個人責任賠償保険加入事業 (高齢福祉課)	市が保険者となり、おかえりSOSネットワーク登録者が、事故等により賠償責任を負った際に支払われる賠償保険に加入する制度です。	(新規事業)	25人

4. 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、地域包括支援センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。

(1) 現状とこれまでの取り組み

【地域包括支援センターの概要】

- ◆高齢者への総合的な相談支援の窓口として介護保険法に位置付けられている「地域包括支援センター」について、市では市民にわかりやすく「おとしより生活相談センター」と愛称をつけて、本所を1か所、サブセンターを1か所設置しています。
- ◆地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの資格を持った職員が、それぞれの専門性を生かして相談支援にあたっています。

【相談体制の充実】

<運営体制>

- ◆地域包括支援センターは、高齢者人口に応じた人員を配置し、地域の中心的な相談機関として機能強化・体制整備を図っています。地域包括支援センターにおける相談件数は、令和4年度5,038件と、年々増加傾向にあります。

<総合相談支援業務>

- ◆高齢者に関するどのような相談にもワンストップで対応し、適切なサービスや関係機関につなぐとともに、積極的なアウトリーチ(訪問相談)により、継続的に支援を行っています。
- ◆地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談体制の充実、認知症高齢者と介護者を地域で支える体制づくりを推進しています。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実を図っています。

＜権利擁護業務＞

- ◆高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、相談・通報の窓口として、関係機関等と連携を図りながら虐待への対応を行っています。
- ◆認知症等によって自ら介護の必要性を訴えられない高齢者には、成年後見制度など必要なサービスの利用の支援を行っています。

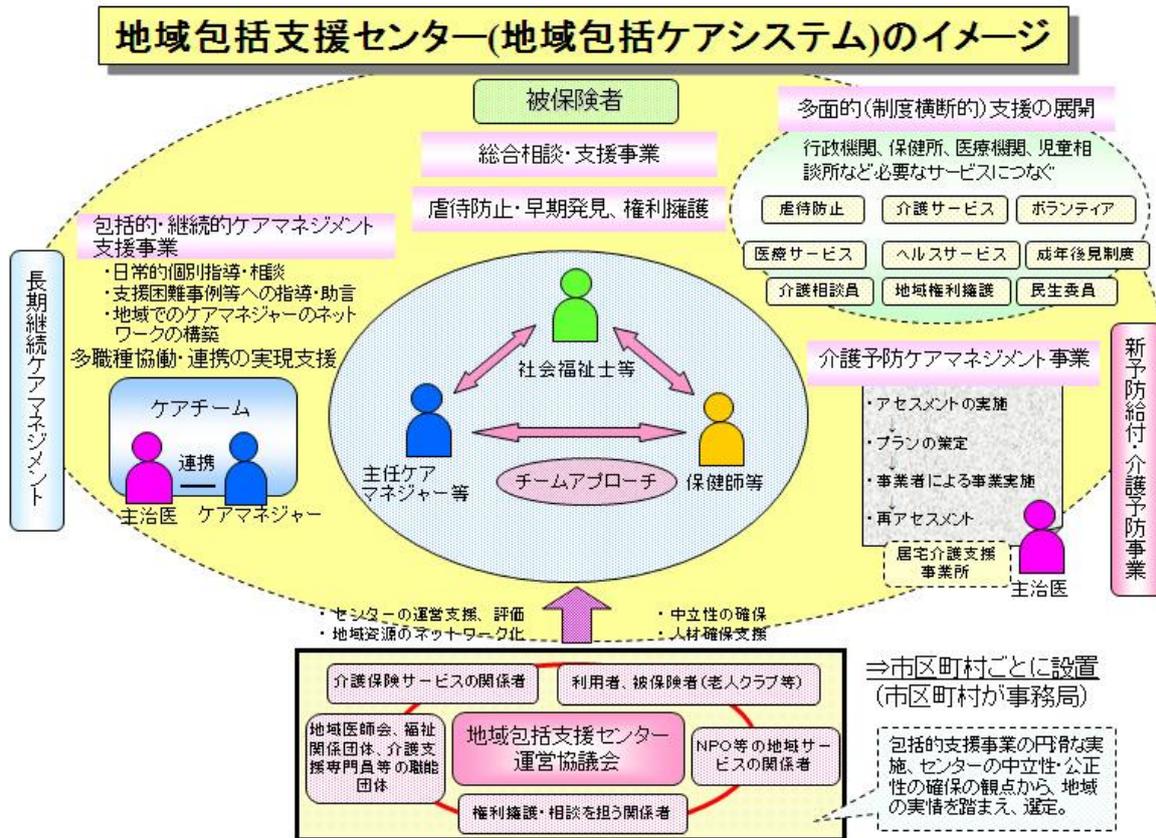
＜介護支援専門員への支援＞

- ◆介護支援専門員に対して各種情報提供を行うとともに、地域において介護支援専門員と関係機関が連携体制を構築できるよう支援しています。また、支援困難ケースを抱える介護支援専門員への個別支援を行っています。
- ◆介護支援専門員のケアマネジメントにおける質の向上のため、同行訪問などの個別支援を行うとともに、常陸太田市主任介護支援専門員会と協働で多機関ネットワーク会議を開催しています。

【地域ネットワークの構築】

- ◆地域包括支援センターでは、多職種協働による多機関ネットワーク会議を開催し、個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげています。また、市は地域ケア推進会議を開催し、市全域における地域課題の整理を行うとともに、ネットワークの構築を推進しています。
- ◆各種関係機関の会議に参加し、情報の共有及び「顔の見える関係」を図っています。

【地域包括支援センターのイメージ】



(出典：厚生労働省)

(2) 課題

【相談体制の充実】

<運営体制>

- ◆市の高齢者人口が4割を超えていることや、75歳以上の単身高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センターにおける相談件数は、これからも増加が見込まれます。また、65歳への年齢到達により、障害者福祉制度から高齢者福祉制度に移行する方、生活困窮者、ヤングケアラーを含めた介護者等の世帯への支援が必要な方など、支援ニーズは制度の枠を超え、より複雑化、複合化する傾向にあります。今後も、地域包括支援センターは、様々な機関との連携により、増加する業務や重層的な支援ニーズに的確に対応していくことが必要です。
- ◆在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの転換を進めるなど、相談体制の強化を図り、市の地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要です。

＜総合相談支援業務＞

- ◆認知症高齢者への支援にあたっては、かかりつけ医及び地域の認知症サポート医をはじめとする関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターの機能をさらに向上させることが必要です。

＜権利擁護業務＞

- ◆高齢者虐待への対応は、「高齢者虐待対応マニュアル」を積極的に活用するとともに、法的な視点を踏まえた対応力の向上が必要です。

＜介護支援専門員への支援＞

- ◆高齢者本人や家族が精神疾患を抱えるケース、サービスの受け入れの拒否やハラスメントがある等、介護支援専門員が支援困難と感じるケースが増えており、介護支援専門員が適切なケアマネジメントを提供できるよう支援する必要があります。

【地域ネットワークの構築】

- ◆地域包括支援センターが、継続的にネットワークの構築を行うことにより、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まってくる環境づくりを進めることが必要です。
- ◆地域包括支援センターは、多機関ネットワークの開催とともに、地域で活動する多様な担い手や関係機関との協力関係を築き、地域に不足する社会資源を把握するなど、地域包括ケアシステムのさらなる推進のための取り組みを進める必要があります。
- ◆地域のかかりつけ医、在宅医とより密接なネットワークを構築し、在宅医療と介護の連携を強化した地域包括ケアシステムの実現を進める必要があります。

(3) 今後の取り組みの方向性

【相談体制の充実】

＜運営体制＞

- ◆地域で活動する多様な担い手との協働を実現し、より強固な地域ネットワークを構築するとともに、相談件数や業務量の増加に対応していくための人員確保など、引き続き地域包括支援センターの運営体制の充実を図ります。

＜総合相談支援業務＞

- ◆専門職の確保・配置により、より複雑・複合化するケースへの対応力向上に努めていきます。

<権利擁護業務>

- ◆「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用することで、虐待の相談・通報の窓口として早期発見・把握に努めていきます。

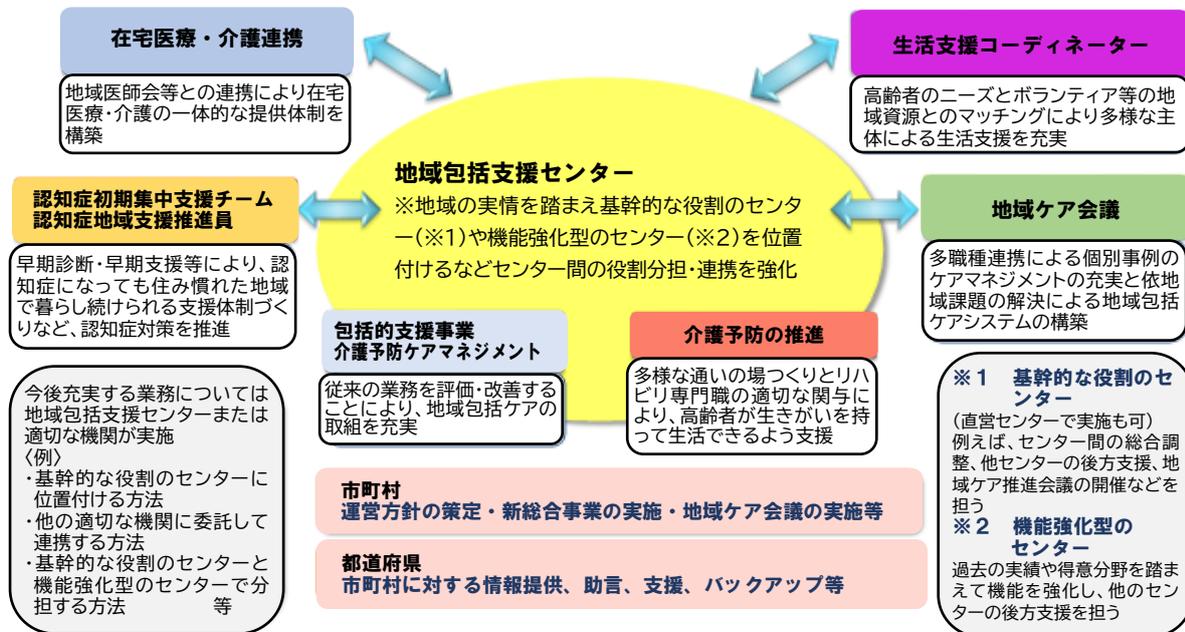
<介護支援専門員への支援>

- ◆対応が困難なケースへの同行訪問や利用者への適正なサービス利用の啓発を行うこと等により、介護支援専門員への個別支援を行っていきます。また、市全体の介護支援専門員の質の向上のため、引き続き常陸太田市主任介護支援専門員会と協働で開催する多機関ネットワーク会議等を活用し、介護保険サービスや市の制度の情報提供をすることで、運営を支援していきます。

【地域ネットワークの構築】

- ◆地域包括支援センターは、地域の社会資源の把握をさらに進めて相談業務に活用するとともに、多機関ネットワーク会議の開催や、地域のネットワーク構築に資する会議や活動への積極的な参加により、社会資源の発掘や、地域包括ケアシステム推進のためのネットワーク強化を図ります。

【地域包括支援センターの機能強化のイメージ】

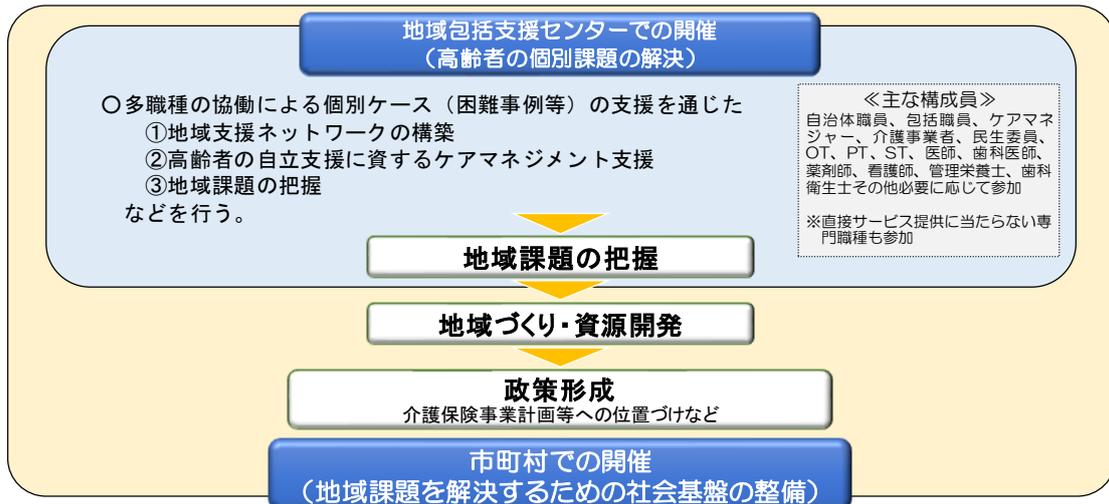


【地域ケア会議のイメージ】

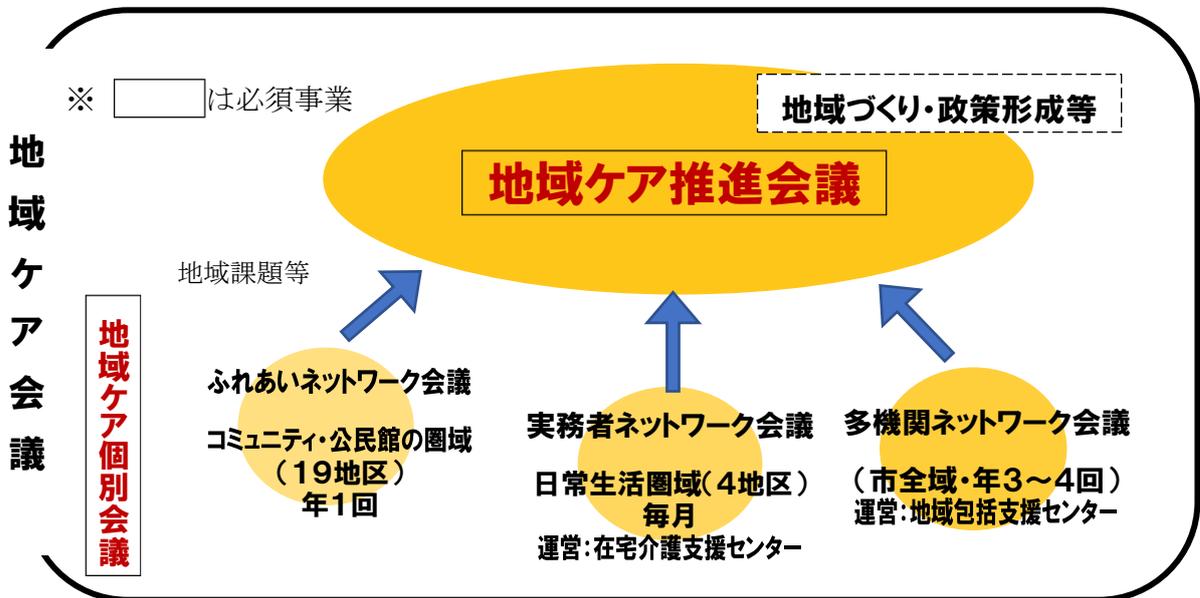
地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。



常陸太田市地域ケア会議の仕組み



地域:ふれあいネットワーク(約 770 チーム)

下記関係機関は各会議に関与するものとし、連携協力して円滑な会議の運営に資するものとする。

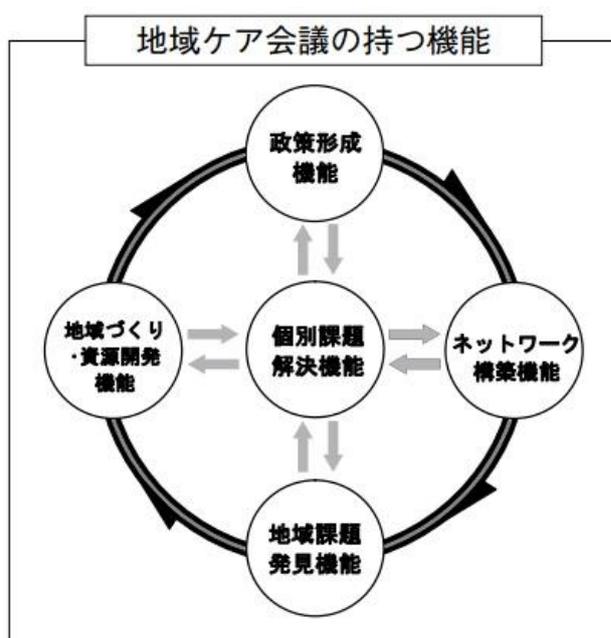
- ・地域包括支援センター
- ・在宅介護支援センター
- ・生活支援コーディネーター(SC)

＜地域ケア会議の目的と各会議の機能＞

①個別課題解決、②ネットワーク構築、③地域課題発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成

会議名	主催	会議の主な機能				
		①	②	③	④	⑤
地域ケア推進会議 (地域包括支援センター運営協議会)	市			○	○	○
多機関ネットワーク会議(市全域)	市 (運営 地域包括支援センター)	○	○	○	○	
実務者ネットワーク会議(4地区)	市 (運営 在宅介護支援センター)	○	○	○		
地域見守りネットワーク会議(19地区) (地域ケアシステムキーパーソン会議)	市社会福祉協議会	○	○			

【地域ケア会議5つの機能】



地域ケア会議の目的

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者等の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには高齢者福祉計画への反映などの政策形成につなげる。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
地域包括支援センターの機能の充実 (高齢福祉課)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、地域包括支援センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図るなど、地域ネットワークの構築を進めます。	相談件数 延べ7300件	相談件数 延べ7800件
虐待防止の推進 (高齢福祉課)	地域包括支援センターを、虐待の相談、通報の窓口の一つとしています。高齢者自身や市民等からの通報、民生委員・児童委員、介護支援専門員からの相談に対し、継続的支援を行います。	10件	15件
介護予防ケアプラン作成 (高齢福祉課)	要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者となり、予防給付や介護予防・生活支援サービスを必要とする方に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防ケアプランを作成します。原則として、地域包括支援センターが作成します。	—	—
地域ネットワークの構築 (高齢福祉課)	地域包括支援センターが、地域ケア個別会議（多機関ネットワーク会議）を開催するとともに、地域におけるネットワーク会議等に積極的に参加し、地域ネットワークの構築を図ります	個別会議 年4回 会議参加 250件	個別会議 年4回 会議参加 280件

5. 自立生活への支援（高齢者福祉サービス）

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守り等を行うことが必要です。高齢者の地域での生活を支援するため、高齢者福祉サービスを実施し、周知と利用促進を図っていきます。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<高齢者福祉サービスの安定的な提供>

- ◆高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するために、介護保険サービスに加え、高齢者の多様なニーズに対応できる様々な高齢者福祉サービスを実施しています。

- ◆高齢者の在宅生活を支援するために、配食サービス、理美容サービス、介護者等の経済的負担軽減のために、おむつ費用の助成を行っています。
- ◆高齢者が住み慣れた家で、安心して、自立した在宅生活を送るために、緊急通報システムの貸し出しや日常生活用具の給付を実施しています。
- ◆健康の保持・増進のため、75歳以上の高齢者及び65歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている障害者の方に対して、「はり・きゅう・マッサージ助成券」を交付しています。令和5年度より、対象者を70歳以上に引き下げました。
- ◆タクシー会社への委託により、市内の医療機関等への通院に際してタクシー送迎に係る運賃の一部を助成するとともに、金砂郷地区、水府地区、里美地区の地区内を対象に、医療機関への通院のための送迎サービスも実施しています。

(2) 課題

<高齢者福祉サービスの安定的な提供>

- ◆高齢者が地域で自分らしく在宅生活を継続していく上で、必要なサービスを適切に利用できるよう、制度の周知を進めていく必要があります。

(3) 今後の取り組みの方向性

<高齢者福祉サービスの安定的な提供>

- ◆高齢者福祉サービスの利用状況を踏まえつつ、高齢者福祉サービスの内容を適切に検討し、安定的に提供すると共に、ニーズに沿った制度見直し・創設を検討します。
- ◆高齢者本人やその介護者のみならず、介護支援専門員や医療機関等に対し、制度を積極的に周知することで、サービスの利用を促進します。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
配食サービス事業 (食の自立支援事業) (高齢福祉課)	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で、調理することが困難な方を対象に、夕食時に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行っています。	利用者実人数 640人 利用延べ配食数 54,000食	利用者実人数 640人 利用延べ配食数 54,000食

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
宅配買物代行サービス助成事業 (高齢福祉課)	高齢者に、買物の代行や商品の宅配サービスを実施するとともに、安否の確認による見守りを行っています。	利用者実人数 10人 利用延べ回数 350回	利用者実人数 10人 利用延べ回数 350回
高齢者通院支援助成事業 (医療機関送迎) (高齢福祉課)	タクシー会社への委託により、市内の医療機関等への通院に際してタクシー送迎に係る運賃の一部を助成しています。	利用者実人数 565人 利用延べ人数 16,000人	利用者実人数 565人 利用延べ人数 16,000人
ふれあい給食サービス事業 (高齢福祉課)	一人暮らし高齢者の孤独感の解消を図るため、ボランティアが家庭訪問などを行い、昼食時に食事を届けるとともに、会食を行っています。	利用者実人数 150人 延べ配食数 2,500食	利用者実人数 150人 延べ配食数 2,500食
軽度生活援助事業 (高齢福祉課)	軽度な障がい等のある高齢者を対象に、外出の援助(付き添いなど)、食材の確保(買物など)、屋内外の掃除、洗濯や整理整頓、健康管理、栄養管理の助言など日常生活の援助を行います。	利用者実人数 190人 利用延べ時間 3,700時間	利用者実人数 220人 利用延べ時間 3,900時間
高齢者日常生活用具給付等事業 (高齢福祉課)	低所得の一人暮らし高齢者及び軽度の障がい等のある高齢者に対し、自立した日常生活が送れるよう、電磁調理器、火災報知器、自動消火器、ガスコンロ、老人福祉車の給付、老人用電話の貸与を行っています。	利用者実件数 30件	利用者実件数 30件
生活管理指導短期宿泊事業 (高齢福祉課)	軽度な障がい等のある要介護認定を受けていない高齢者で、基本的な生活習慣が欠如している方や対人関係が成立していないなど社会適応が困難な方を対象に、養護老人ホームに短期間宿泊させ、生活管理指導を行っています。	利用実人数 7人 利用延日数 150日	利用実人数 10人 利用延日数 200日
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 (高齢福祉課)	健康の保持・増進のため、70歳以上の高齢者及び65歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている障害者の方に対して、「はり・きゅう・マッサージ助成券」を交付しています。	利用実人数 260人 利用枚数 950枚	利用実人数 280人 利用枚数 1300枚
高齢者等訪問理美容サービス助成事業 (高齢福祉課)	身体及び交通等の理由により、自ら理容店または美容院へ出向くことが困難な高齢者等が、市に登録のある理美容所で訪問理美容サービスを利用した際に使用できる助成券を交付しています。	利用実人数 48人 利用枚数 96枚	利用実人数 50人 利用枚数 100枚
高齢者の移動へのその他の支援(企画課)	運転免許を自主返納した方へ、路線バスまたは市内タクシー等の利用券を3年間助成する「運転免許証自主返納支援事業」、75歳以上の方へバス運賃の半額を助成する「高齢者バス利用促進助成事業」、市内全域を運行区域とする乗合タクシーを定額で利用できる「乗合タクシー運行事業」などがあります。	—	—
介護用品等購入費助成事業 (旧：紙おむつ購入費等助成事業) (高齢福祉課)	要介護1～5の高齢者に対し、紙おむつ等介護用品購入費用の一部助成をしています。	助成延べ人数 750人	—

6. 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携推進などにより、在宅療養体制を引き続き強化します。また、高齢者や高齢者を支える世代が在宅療養のイメージを持ち、人生の最終段階について前もって考え、話し合うことや、医療・介護サービスなどを積極的に利用することなどにより在宅療養が可能であることを実感できるよう、広く普及啓発を行います。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<在宅医療・介護連携の推進>

- ◆多職種間における研修会等により顔の見える関係の構築に努めてきたところですが、今後も引き続き医師会・歯科医師会・薬剤師会、主任介護支援専門員会等の関係機関と連携を図っています。

<専門職のスキルアップ>

- ◆多職種連携の推進を目的にした研修会や医療と介護の交流会の開催などにより、地域の連携が進んできています。また、各専門職団体が主催する研修会などにより、それぞれの職種でスキルアップが図られています。

(2) 課題

<在宅医療・介護連携の推進>

- ◆引き続き、かかりつけ医を持つ必要性を啓発するとともに、退院時の支援や日常的な療養支援、病状の急変時の対応まで、様々な場面で医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携し、高齢者とその家族が支援していくことが必要です。
- ◆在宅医療・介護は、多職種が様々な時間帯に支援を行うため、情報通信技術(ICT)を活用し、患者の日常の様子や状態の変化を速やかに把握し、関係者間で共有するシステムをより活用していく必要があります。

＜専門職のスキルアップ＞

- ◆医療職と介護職の相互理解を深めるためには、医療職が介護に関する情報や知識を持つとともに、介護職が医療に関する情報や知識を持つことが必要です。また、多職種が参加し、相互理解につながる研修会を継続的に開催していく必要があります。
- ◆研修会や交流会については、参加しやすい時間帯の設定や情報通信技術（ICT）を活用するなど実施手法を工夫し、新しい参加者を増やしていく必要があります。また、テーマとして、感染症に関する対応方法も取り上げていく必要があります。

（3）今後の取り組みの方向性

＜在宅医療・介護連携の推進＞

- ◆地域の医療・介護関係機関の協力を得て、高齢者が切れ目なくサービスを受けられる在宅医療・介護サービスの提供体制の強化を図ります。また、かかりつけ医を持つ必要性など、地域住民等への普及啓発を行い、在宅医療と介護連携の理解の促進に努めます。
- ◆在宅医療と介護の連携を推進するために、情報通信技術（ICT）等を活用し、各関係団体、関係機関、特に医師、歯科、薬剤師と介護支援専門員との連携をさらに進める取り組みを行います。また、病院職員・訪問看護師、介護事業所職員などの多職種が、顔の見える関係から、顔がわかり、頼り、頼られる関係の構築を目指し、研修等の工夫を行います。

＜専門職のスキルアップ＞

- ◆多職種の協働・連携に関する研修等を実施するとともに、医療・介護に関する研修等を実施します。

（4）施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
在宅医療・介護連携研修会 (高齢福祉課)	多職種が関係する研修を通し、在宅医療と 季語を一体的に提供できる連携体制の推進 を図る。	6回 延べ200人	8回 延べ300人
情報通信技術（ICT）導入事業 (高齢福祉課)	医療・介護のスムーズな情報共有と連携体 制の強化を図る。	-	医療機関・介護 事業者への導入

7. 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が尊厳を持っていきいきと暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用を促進します。また、高齢者の虐待防止及び早期発見を図り支援につなげるなど、高齢者の権利擁護のための取り組みを進めます。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<成年後見制度>

- ◆市では、福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。
- ◆判断能力が十分でなく、身寄りがない等の理由で、申立てをする人がいない高齢者に対しては、常陸太田市長が申立人となって家庭裁判所へ審判の請求を行い、成年後見制度が利用できるよう支援しています。
- ◆市長申立ての場合、成年後見制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を行い、費用負担の軽減を図っています。
- ◆判断能力はあるものの、認知症等により必要な福祉サービス等の利用手続や金銭管理等が自分だけでは難しい方を対象に、社会福祉協議会で「日常生活自立支援事業」の利用による支援をしており、判断能力の状況に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、成年後見制度との連携を図っています。
- ◆地域包括支援センターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続の支援を行っています。

<虐待の早期発見・相談>

- ◆地域包括支援センターは、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報・相談の窓口として、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応しています。
- ◆地域包括支援センターへの虐待相談、通報受理後の対応は、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき実施しています。
- ◆地域包括支援センターは、相談・通報を受理するだけでなく、地域の関係機関とネットワークをつくり、高齢者虐待防止に関する広報・普及活動も行っています。

<消費者被害の防止>

- ◆地域包括支援センターが把握した被害事例や被害を未然に防止した事例等を関係機関と情

報共有しています。

- ◆市消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- ◆地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員等関係機関の連絡会等の際に、権利擁護についての情報提供を行うなど普及啓発に努めています。

（２）課題

＜成年後見制度＞

- ◆本人の自己決定権を尊重した成年後見制度の運用が求められています。
- ◆認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、相談支援件数の増加が見込まれます。支援が必要な世帯の状況は様々であり、多くの生活課題を抱える事例が増加し、相談支援内容も複雑化・多様化しています。成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、継続的な制度の周知とともに、迅速かつ的確な相談支援、費用負担の軽減などにより、さらなる制度の利用促進が求められています。

＜虐待の早期発見・相談＞

- ◆虐待通報受理件数は増加傾向にあります。また、介入を拒否するセルフ・ネグレクトや、精神状態が安定しない養護者への支援が必要と考えられる等、支援困難事例が増加しています。事例ごとに的確に緊急性を判断するとともに、虐待と判別しがたい事例であっても、権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されたりする場合には、必要な援助を行っていく必要があります。
- ◆関係機関と連携を深め、早期に虐待を発見し、地域包括支援センターへの相談・通報につなげられるしくみづくりを継続していく必要があります。

＜消費者被害の防止＞

- ◆消費者被害の発見から解決までの過程、また、被害を未然に防止する上で、市消費生活センターと福祉関係者等が、事案に応じた適切な連携をするために、それぞれの役割について確認する必要があります。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- ◆成年後見制度の利用促進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、市民や介護サービス事業者等に周知・啓発を進める必要があります。

（3）今後の取り組みの方向性

＜成年後見制度＞

- ◆権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等が出来るよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を大前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。
- ◆保健・医療・福祉・司法を含めた地域のネットワークを活用し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。

＜虐待の早期発見・相談＞

- ◆「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用するとともに、セルフ・ネグレクト等、高齢者虐待に準じる対応が必要な支援困難事例に対応するため、多様な関係機関との連携協力体制の強化を図ります。
- ◆介護支援専門員や介護サービス事業者等から、早期に虐待の相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めていきます。

＜消費者被害の防止＞

- ◆消費者被害の予防・救済に向けて、地域包括支援センターと常陸太田市消費生活センターの情報共有を促進し、高齢者の生活全般を体系的に支援できるよう、両センターはじめ関係機関等との連携強化を図っていきます。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- ◆高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、市民や介護サービス事業者等を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりをさらに進めていきます。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
成年後見制度利用支援事業 (高齢福祉課)	認知症、知的・精神障害等により物事を判断することが十分でない方で、親族等支援者がいない方に対し本人の権利を守るために、成年後見制度利用申請について市が援助します。	2件	3件
虐待防止の推進 (高齢福祉課)	地域包括支援センターを、虐待の相談、通報の窓口の一つとしています。高齢者自身や市民等からの通報、民生委員・児童委員、介護支援専門員からの相談に対し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 延べ10件	虐待相談件数 延べ10件
老人福祉施設への入所等措置 (高齢福祉課)	環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な原則65歳以上の人を養護老人ホームへ入所措置します。また、虐待等やむを得ない事由により、分離保護等が必要な高齢者を対象に特別養護老人ホームへの入所等措置を行います。	養護老人ホーム 入所者数 32人 やむを得ない 事由による特別 養護老人ホーム 入所者数 0人	養護老人ホーム 入所者数 35人 やむを得ない 事由による特別 養護老人ホーム 入所者数 1人
消費者講座 (市民協働推進課)	老人クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者の消費者被害防止のための普及啓発を行います。	—	—

8. 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援

災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制を整備し、「災害に強い、逃げ遅れゼロを目指した安全なまちづくり」を進めます。また、高齢者等が住まいを安定的に確保できるよう、様々な居住支援を行い、高齢になっても安全・安心な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた居住環境の整備と福祉施策の充実による総合的なまちづくりを進めます。さらに、感染症や災害時に、介護サービスの提供が滞らないよう、介護サービス事業所の業務継続に係る支援等を行います。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<住まいの確保と各種支援>

- ◆市内には、軽費老人ホームが1か所、サービス付き高齢者向け住宅が4か所、介護付き有料老人ホームが1か所、住宅型有料老人ホームが1か所、民設民営により整備されています。
- ◆在宅の避難行動要支援者又はその高齢者と同居する介護者が、住宅を高齢者に適するよう改善するための経費を助成しています。

<福祉のまちづくり>

- ◆車いす等を使用する高齢者や身体機能の低下した高齢者が地域で暮らし続けるため、市営住宅や公共施設、道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、人にやさしいまちづくりを推進しています。

<避難行動要支援者対策等>

- ◆災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、避難行動要支援者名簿を事前に警察・消防・民生委員児童委員や自主防災会等に配付し、定期的に更新を行っています。
- ◆災害時における安否確認などの支援を行う避難行動要支援者名簿登録者には、令和5年度に非常持出用リュックを提供しています。
- ◆令和3年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」の改訂により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市区町村の努力義務とされ、市では、令和4年度に避難行動要支援者名簿の更新を行っています。

<介護サービス事業所の対策>

- ◆介護サービス事業所においては、浸水害や土砂災害を想定し避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難訓練を実施してきました。
- ◆感染症や災害時に、介護サービスを継続的に提供できるよう業務継続計画の策定は、令和6年3月末まで努力義務となっています。

(2) 課題

<住まいの確保と各種支援>

- ◆自宅での自立した生活が困難となる低所得高齢者の住まい対策の一つとして、軽費老人ホームを整備することは必要ですが、整備数は1か所のみとなっています。

<福祉のまちづくり>

- ◆今後も、市営住宅や公共施設、道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、関係部署と連携を図りながら、安心して快適に生活することができる環境を引き続き整備していく必要があります。
- ◆ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備や普及啓発を推進する必要があります。

<避難行動要支援者対策等>

- ◆令和3年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」の改訂により、避難行動要支援者(在宅人工呼吸器使用者も含まれる)ごとの個別避難計画の作成が市区町村の努力義務とされました。特に在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、災害時に必要な備えや適切な行動を取ることができるよう計画を作成し、訓練を行う必要があります。

<介護サービス事業所の対策>

- ◆避難確保計画がより実効性の高いものとなる必要があります。
- ◆全ての介護サービス事業者に対し、令和6年4月から業務継続計画の策定が義務付けられます。

(3) 今後の取り組みの方向性

<住まいの確保と各種支援>

- ◆ 住み慣れた住まい・地域に住み続けたいというニーズに応えるため、地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者が地域の様々な支援を活用しながら、自宅で生活が継続できる地域づくりを進めていきます。
- ◆ 市内に介護付き有料老人ホームが1か所整備予定となっております。

<福祉のまちづくり>

- ◆ ユニバーサルデザインによる、まちづくりを推進するため、各種公共施設による環境整備のほか、関連する情報を市民や事業者に周知することが必要です。

<避難行動要支援者対策等>

- ◆ 災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、事前に警察・消防・防災市民組織等に避難行動要支援者名簿を配付し、定期的に更新を行っていきます。
- ◆ 在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、孤立することなく災害時も住み慣れた地域で過ごせるよう、情報発信ツールの活用や医療機器の提供についての検討を進めます。

<介護サービス事業所の対策>

- ◆ 避難確保計画に基づく避難訓練の実施等について指導・助言を行います。
- ◆ 業務継続計画に基づき、介護サービスを継続的に提供できるよう指導・助言を行います。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
避難行動要支援者名簿の活用 (社会福祉課) (防災対策課)	災害時の避難等に支援を必要とする方をあらかじめ「避難行動要支援者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察、消防、民生委員・児童委員や自主防災会などに配付し、災害時に安否確認等の必要な支援が行われるようにします。	登録件数 1,050件	登録件数 1,100件
福祉避難所の充実と体制強化 (高齢福祉課)	災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。また、福祉避難所運営マニュアルを作成し、福祉避難所の開設・運営訓練を実施します。	協定事業所数 8事業所 200人	協定事業所数 10事業所 250人

重点目標2 健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します

1. 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるために、働き盛りの世代から健康づくりを推進していきます。また、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が大切です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、住民主体の活動も推進していきます。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- ◆働き盛り世代については生活習慣病予防、高齢期についてはフレイル予防を中心とした健康づくりに関する様々な事業を行っています。
- ◆「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、介護が必要となった原因としては、「高齢による衰弱」が24.9%で最も高く、次いで「骨折・転倒」14.5%「糖尿病」12.1%となっています。
- ◆高齢期の特性として、筋力低下、低栄養や口腔機能の低下等による心身機能低下等があり、同調査の一般高齢者調査では、転倒リスクのある高齢者割合が25.7%、低栄養傾向(BMI(※) ≤21.5)は31.1%、口腔機能について「半年前に比べて固いものが食べにくい」で「はい」と回答した人は29.6%、「お茶や汁物等でむせることがある」で「はい」と回答した人は23.6%、「口の渇きが気になる」で「はい」と回答した人は24.4%でした。また、社会参加について友人・知人と会う頻度を見ると「毎日ある」「週に何度かある」を合わせて36.3%でした。

(※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))

- ◆高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防の意義や重要性を市民に伝えるため、講演会や出前講座を通じて普及啓発を行っています。

<住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- ◆「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、フレイルについて「知っている」が48.9%と約半数が認識しているものの、「知らない」が51.1%となっており、今後も介護予防・フレイル予防の普及啓発を行い、意義や重要性をしっかりと伝える必要があります。
- ◆身近な地域において住民主体で、介護予防に資する活動に継続して取り組めるよう、シルバーリハビリ体操、スクエアステップ、フレイルチェックの取り組みを支援しています。

<個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- ◆令和4年度から要介護に移行しやすいフレイルのハイリスク者に対し、閉じこもり予防を中心とした訪問指導等を行っています。

<介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- ◆介護予防・生活支援サービス事業では、要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）に対し、訪問型サービスと通所型サービスを提供しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、通所型サービスは、利用自粛の傾向がありましたが、徐々にサービスの利用が回復しつつあり、定着も図られています。
- ◆「一般介護予防事業」では、「シルバーリハビリ体操」「スクエアステップ」「フレイルチェック（通所型・訪問型）」の普及啓発を担う指導員等の活動など、住民主体の取り組みがさらに広がっています。また、リハビリテーション専門職等による運動を習慣的に実施することにより、筋力の維持・向上を図ることを目的とした「らくらく健康塾」の開催や健康教育として地域の公民館等で高齢期の健康づくり・介護予防・フレイル予防の講話等の実施により、一人ひとりの介護予防・フレイル予防への意識をより高めています。

(別表) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 【対象者】 要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）	訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	訪問介護相当サービス
			生活援助サービス（訪問型サービスA）
	通所型サービス	機能訓練や集いの場などの日常生活の支援を提供します。	通所介護相当サービス
			ミニデイサービス（通所型サービスA）
介護予防ケアマネジメント	総合事業によりサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。		
一般介護予防事業 【対象者】 65歳以上の方や、65歳以上の方の支援のための活動に関わる方	介護予防把握事業	閉じこもりがち等何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげます。	
	介護予防普及啓発事業	介護予防・フレイル予防活動の普及・啓発を行います。	介護予防教室（らくらく健康塾、いきいきヘルス体操教室）
			生き生きふれあい事業
			健康づくり講演会
			フレイル予防普及啓発・フレイルチェック事業
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防・フレイル予防活動の育成・支援を行います。	スクエアステップ教室
			健康教育・健康相談
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。	地域リハビリテーション活動支援事業	

(2) 課題

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- ◆75歳以上の後期高齢者になると、身体や認知能力の低下等が支障となって要介護の原因として不活発な生活に起因するものの割合が増えていきます。そのため、この時期を中心とし、生活機能を低下させないために、高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえ、身体機能の維持及び低栄養の予防、口腔機能低下の防止、認知機能低下予防などに総合的に取り組むことが重要です。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出機会の減少により、高齢者のフレイルの進行が懸念される中で、健康づくりと介護予防・フレイル予防について、より積極的に普及啓発を図る必要があります。
- ◆高齢期は、重大な生活上のさまざまな出来事や身体機能の低下等により、慢性的なストレスを抱えがちです。ストレス管理の重要性や、疾病に関する知識とその予防について、広く啓発する必要があります。

<住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- ◆地域の身近な場所に、介護予防・フレイル予防に継続して取り組める実践の場ができるよう、住民主体の通いの場の取り組みを一層推進していく必要があります。
- ◆住民主体の通いの場で、個人差が大きい高齢者の健康状態等を踏まえたアセスメントと適切なアドバイスを行うなど、状態に応じた効果的な支援が必要です。

<個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- ◆高齢者自身が健康状態を定期的に確認し、必要に応じて適切な支援を受けられるようにする必要があります。
- ◆フレイルのリスクが高い高齢者に対しては、個々の状態に応じ、専門職による個別的な相談支援を行うなど、要介護への移行を防ぐための支援が必要です。

<介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- ◆介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援のニーズに対するサービスとして、訪問型サービスにおける「生活援助サービス」、通所型サービスにおける「ミニデイサービス」を実施しています。利用者の心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う

介護予防ケアマネジメントが今後も必要不可欠です。

- ◆一般介護予防事業では、シニア世代を対象としたシルバーリハビリ体操、スクエアステップ等の健康づくり活動を地域にさらに普及啓発していくことが必要です。また、健康教育として公民館等において行う高齢期の健康づくり・介護予防・フレイル予防の講話等、介護予防・フレイル予防を目的とした様々な取り組みをPDCAサイクルに沿って推進していく必要があります。

(3) 今後の方向性

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- ◆身体活動の維持や低栄養の予防、口腔フレイル予防、認知症・うつ予防など、高齢期の特性に応じた健康づくりや介護予防・フレイル予防の意義や重要性について、「運動・栄養・社会参加」をキーワードに、普及啓発していきます。
- ◆介護予防・フレイル予防のチェックリストを活用し、関心の低い高齢者等に広く普及啓発を行うほか、フレイルサポーターの育成等により住民が主体となり地域に広めていけるように支援していきます。

<住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- ◆高齢者が身近な地域で介護予防・フレイル予防活動に継続して取り組むことができるよう、引き続き住民主体の通いの場の立ち上げから継続まで包括的に支援していきます。
- ◆住民主体で行われている様々な活動の場において、健康づくりや介護予防・フレイル予防に資する取り組みがなされるよう、専門職が健康教育や健康相談等を行うなど総合的な支援を行います。

<個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- ◆高齢者の特性に応じた健康診査を実施します。
- ◆健診・医療情報や、地域の通いの場等で実施するフレイルチェックの結果等により、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、専門職が訪問指導等の個別支援を行います。

<介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- ◆介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援のニーズに対するサービスとして、

訪問型サービスにおける「生活援助サービス」、通所型サービスにおける「ミニデイサービス」の利用をさらに進めていきます。

- ◆一般介護予防事業では、長生き上手音頭、シルバーリハビリ体操、スクエアステップ等を地域に広めていくため、体験会や各種イベント等の機会を捉え、広く普及啓発していきます。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
介護予防把握事業 (高齢福祉課)	一人暮らし高齢者等に地域包括支援センターへの相談を促し、何らかの支援を要する方を介護予防活動等へつなぎます。	—	—
らくらく健康塾 (健康づくり推進課)	リハビリテーション専門職等による運動を習慣的に実施することにより、筋力の維持・向上を図る事業です。引き続き事業の周知に努めることで、より多くの高齢者に参加を促します。	延べ440人	延べ750人
いきいきヘルス体操教室 (健康づくり推進課)	各集会所やコミュニティセンターなどの身近な場所で、シルバーリハビリ体操指導士会の協力により教室を開催し、いきいきヘルス体操を広く普及啓発していきます。	8,000人	21,000人
生き生きふれあい事業 (高齢福祉課)	教養講座(健康、生きがい関係)、スポーツ、趣味活動、生活指導、日常動作訓練などを実施していきます。	延べ2,300人	延べ2,900人
健康づくり講演会 (健康づくり推進課)	フレイル予防につながる口腔機能の維持や低栄養の予防、心身の機能維持など、高齢者の特性に応じた健康づくりの意義や重要性について、講演会を開催します。	年1回	年1回
通所型フレイルチェック (健康づくり推進課)	フレイルの状態を知り、フレイル予防につながる生活を送ることができるよう、イレブンチェック(フレイルに関する11項目の質問票)や滑舌、手足の筋肉量の測定等実施します。	年6回	年12回
訪問型フレイルチェック (健康づくり推進課)	健診未受診者等や閉じこもりがちな高齢者宅においてフレイルチェックや健康相談を行い通いの場等につなげます。	年100人	年130人
スクエア・ステップ (高齢福祉課)	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援をしていきます。	26団体	29団体
健康教育・健康相談 (健康づくり推進課)	住民主体の様々な活動の場で介護予防を含めた健康に関する正しい知識を普及し、高齢者の健康保持・増進のために専門職が講話や健康相談を行います。	延べ3,000人	延べ4,000人
地域リハビリテーション活動支援事業 (高齢福祉課)	上記の健康教育・健康相談においてリハビリテーション専門職の活用を行います。また、訪問派遣による個別支援も行います。		
訪問型サービス事業 (高齢福祉課)	要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者となった方に。ホームヘルパー等による訪問型のサービスを提供します。	延べ490人	—

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
通所型サービス事業 (高齢福祉課)	要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者となった方に。デイサービスセンター等において通所型のサービスを提供します。	延べ2,230人	—
介護予防ケアプラン作成 (高齢福祉課)	要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者となり、予防給付や介護予防・生活支援サービスを必要とする方に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防ケアプランを作成します。原則として、地域包括支援センターが作成します。	—	—
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 (健康づくり推進課)	高齢者の健診・医療情報等に基づき、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、訪問指導等個別支援を行う（ハイリスクアプローチ）とともに、地域の様々な場で健康教育や健康相談等を行う（ポピュレーションアプローチ）など、高齢者がフレイル予防を実践できるよう専門職等が総合的な支援を行います。	ハイリスク アプローチ 年30人 ポピュレーション アプローチ 年15,000人	ハイリスク アプローチ 年40人 ポピュレーション アプローチ 年15,000人

【健康づくりに関する事業】

※高齢期だけでなく、若年層も含めた幅広い世代が対象の事業です。

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
健康診査 (保険年金課) (健康づくり推進課)	生活習慣病の予防や病気を早期に発見し、健康を保持増進するために、健康診査を行います。	特定健康診査 受診率60%※	特定健康診査 受診率60%※
健康相談 (健康づくり推進課)	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るために、個別相談を実施し必要な指導や助言を行います。	延べ160人	延べ200人
健康教育 (健康づくり推進課)	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。	延べ330人	延べ400人
骨粗しょう症予防検診 (健康づくり推進課)	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判断された人に対し、指導や助言を行います。	延べ211人	延べ300人
心の健康づくり講演会 (健康づくり推進課)	専門家による講演会を実施し、うつ病や若年層認知症など、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。	年1回	年1回

重点目標3 社会参加と生きがいづくりを支援します

1. 生きがいのある暮らしへの支援

高齢者が地域の中でいきいきと活躍するために、高齢者の社会参加や地域での活動を支援する機能の充実を図ります。また、市民による自主活動への支援や、社会参加の機会につながる講座やイベント等を開催することにより、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<イベント・講座等の開催>

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、長寿を祝う敬老会、日頃の活動の発表の場としての老人クラブ大会を実施しています。高齢者のふれあいのきっかけや生きがいのある暮らしづくりに向け、様々な機会の提供を支援しています。
- ◆高齢者の外出機会や仲間づくり等を目的に、生涯学習センターや地区公民館を生涯学習の拠点として、市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供しています。

<活動支援>

- ◆老人クラブは令和5年度現在、80クラブ、会員2,814人となっており、市ではこれらのクラブ活動費用の助成を行っています。これまで、会報誌を発行し、老人クラブの会員の加入促進につなげています。
- ◆社会福祉協議会の各支部や地域のボランティア団体により、高齢者がいつまでも健康でいきいきと生活できるよう、団らん、娯楽、交流等公民館や集会所等、身近なところで利用できる「ふれあいサロン」を実施しています。

(2) 課題

<イベント・講座等の開催>

- ◆参加者が横ばい、減少している事業も一部みられることから、市民ニーズにあったイベントや講座等に向けて、参加者のニーズや活動者の参画ニーズを把握していく必要があります。
- ◆普段から地域コミュニティに参画している方だけでなく、地域との関わりがあまりない方にも届くよう周知を行い、参加を促進する必要があります。そのためには、興味関心の高い企画や社会参加のきっかけとなる講座を実施していく必要があります。

<活動支援>

- ◆老人クラブは、年々高齢化が進み、クラブ数・会員数とも減少する傾向にあるため、会員の加入促進を強化していく必要があります。
- ◆「ふれあいサロン」は、毎年新たなサロンはできますが、既存サロンには参加者・活動者の減少や、運営する活動者の高齢化の問題等により休止するサロンもあります。活動継続のために、市と社会福祉協議会が連携し運営支援の充実を図る必要があります。

(3) 今後の取り組みの方向性

<イベント・講座等の開催>

- ◆外出機会や仲間づくり、交流機会の場と捉え、生きがいのある暮らしにつながるイベント・講座等を継続実施します。また、参加者のニーズ把握に努め、市民と協働して実施内容や実施方法などを工夫することにより、より多くの市民の参加・参画を促進するとともに、男性向けの講座を開催する等、男性の社会参加を促進するための取り組みを引き続き進めます。

<活動支援>

- ◆老人クラブが継続的に活動できるよう、各クラブが抱える運営上の課題等への相談業務を行うとともに、会員及び支援者の増加等に向けて、活動内容等を周知していきます。
- ◆地域の中で緩やかなつながりを持てる場として、「ふれあいサロン」などの通いの場が地

域に果たす役割は大きくなっています。社会福祉協議会と連携し、サロンなど通いの場への定期的な訪問や聞き取りによる実態把握、活動継続のための支援等をきめ細かく行っていきます。

- ◆高齢者のニーズに対応した教養講座等を開催することにより、高齢者が生きがいを持った生活を送るための交流や学習活動の活性化を図ることによりにより生涯学習活動を推進します。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
老人クラブへの支援・助成 (高齢福祉課)	高齢者が元気でいきいきと暮らすため、自主的に組織して運営する老人クラブ及び老人クラブ連合会の事業費の一部を助成します。	連合会 1連合会 老人クラブ 80団体 延べ2,814人	連合会 1連合会 老人クラブ 83団体 延べ2,900人
地区敬老会への補助 (高齢福祉課)	敬老の日に係る行事として、各町会を基礎単位の、町会・コミュニティ及び地区公民館や地域の諸団体の協力を得て長寿を祝うとともに高齢者と地域の方との交流を図ります。	延べ10,490人	延べ13,000人
敬老祝金 (高齢福祉課)	長年にわたり社会に貢献してきた高齢者に敬意を表すとともに、長寿を祝うことを目的として祝金及び祝品の支給をします。	88歳 442人 99歳 54人 100歳 43人 101歳以上 46人 合計 585人	—
老人クラブ大会 (高齢福祉課)	老人クラブ会員が、日頃研さんした唄や踊りを披露する発表会を、年1回開催します。	団体数 80団体	団体数 83団体
生涯学習講座 (生涯学習センター)	市民の多様なニーズに対応した様々な講座や教室、各種サークル活動など、多くの方々が自ら学習できるよう講座を開設します。その中で、高齢者向けの講座を開設しています。	2講座 8回	2講座 8回

○関係団体による事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
ふれあいサロン (社会福祉協議会)	高齢者が参加できる居場所づくりの活動です。サロンの立ち上げや、運営に関する相談などの支援を行います。	支援サロン数 69サロン	支援サロン数 72サロン

2. 就業等の支援

公益財団法人常陸太田市シルバー人材センターなど高齢者の就業等に関わる機関との連携を強化し、高齢者の就労意欲や求職者ニーズに対応した就業機会の拡大、支援などに向けた取り組みを支援します。

(1) 現状とこれまでの取り組み

<高齢者の就労支援>

◆公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターでは、令和2年度の登録会員は298人(就業実人員251人)、令和3年度の登録会員は298人(就業実人員235人)、令和4年度の登録会員は287人(就業実人員224人)となっています。

(2) 課題

<高齢者の就労支援>

◆令和3年度からの事業者による高年齢者の就業機会確保制度等の実施に伴い、常陸太田市シルバー人材センターの会員の確保や高年齢化に伴う安全就業の徹底が課題となっています。

(3) 今後の取り組みの方向性

<高齢者の就労支援>

◆高齢者の生きがいつくりや社会参加、健康維持増進につながるよう、引き続き、高齢者のボランティア活動や就業機会の拡大など、市シルバー人材センターへの支援を継続していきます。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
シルバー人材センターへの支援 (高齢福祉課)	市シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、市は就業機会の開拓・拡充に努める常陸太田市シルバー人材センターの運営費を助成します。	シルバー人材センター会員 就業率78%	シルバー人材センター会員 就業率80%

重点目標4 ニーズに応じた介護サービスを提供します

多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、サービスの提供体制を確保していきます。介護人材の育成・確保に加え、介護保険サービス事業者を支援し、地域密着型サービスの整備を進めます。また、介護保険サービスの適正利用を促進するため、事業者への指導や、利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

1. 介護保険サービスの提供と基盤整備

(1) 現状とこれまでの取り組み

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- ◆要支援・要介護認定者数及び介護保険サービス総給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度と令和4年度の実績を比較すると、高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は約2.7倍、介護保険サービス総給付費は約3.0倍に増加しています。
- ◆第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)での整備目標数は、地域密着型特別養護老人ホーム1か所、認知症高齢者グループホーム1か所、ショートステイ1か所でしたが、令和5年度3月末までの整備状況は、地域密着型特別養護老人ホーム0か所、認知症高齢者グループホーム0か所、ショートステイ0か所となっています。

<介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保等>

- ◆労働力人口の減少と高齢者の増加に伴い全産業的に人手不足が進んでおり、地域包括ケアを支える介護人材の確保が重要な課題となっているため、国や県からの介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保などに関する情報を注視しています。

<適正利用の促進>

- ◆要介護認定の公平・公正を確保し、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、要介護認定に必要な認定調査票の点検や、認定調査員を対象に認定調査の知識を深めるための研修を行っています。
- ◆適正なサービス提供を促進するため、介護保険サービス事業所への指導等を行うとともに、報酬請求内容やケアプランの点検などを実施し、不適切な報酬請求には返還を求めています。

- ◆介護サービスに関する利用者からの苦情に対応しています。苦情の原因として多い項目は、「サービスの質」「説明・情報の不足」となっています。

＜介護保険制度の普及＞

- ◆市民への介護保険制度の周知を図るため、「パンフレット」を作成し、配布しています。

(2) 課題

＜地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備＞

- ◆「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において54.7%の方が「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向を持っていることから、在宅での生活を支えるためのサービスを充実させる必要があります。
- ◆施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、保険制度の中では保険料に影響を与えることとなり、給付と負担のバランスを考慮する必要があります。

＜介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保等＞

- ◆介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供できる介護人材を育成・確保することが必要です。各職種がそれぞれの専門性を高め、関係機関との連携を強固にしていくことが必要です。
- ◆団塊の世代が全て75歳以上になる令和7(2025)年を今期計画期間中に迎えるほか、団塊ジュニア世代が全て65歳以上になる令和22(2040)年に向けてさらに介護ニーズが増大し、現役世代が急減することから、介護分野の担い手の人材確保が喫緊の課題となっています。

＜適正利用の促進＞

- ◆認定調査は要介護認定の基礎となる資料であり、全国一律の基準に基づき、公平公正で客観的かつ正確に行うことが必要です。そのため、利用者への適正な認定調査の実施及び調査内容の十分な点検が求められています。
- ◆適正なサービス提供や利用を促進するためには、介護保険サービス事業者に、より複雑化している介護保険制度を正しく理解してもらうことが必要です。介護保険サービス事業者が効率的に正しい情報を得られるよう、市による的確な情報発信が求められています。
- ◆サービスの質の低下や説明不足等による苦情が発生しないよう、介護保険サービス事業者は、日頃から丁寧なサービス提供を心がける必要があります。

＜介護保険制度の普及＞

- ◆介護保険制度は制度開始以来、数度にわたり改正され、サービスの内容や利用方法、費用などが変更されてきています。それらを利用者に対して、よりわかりやすく説明していく必要があります。

（3）今後の取り組みの方向性

＜地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備＞

- ◆介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、地域密着型サービスを含めた各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- ◆高齢者数や要介護認定者数の増加などを踏まえ、在宅生活が困難となっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、施設整備計画を進めていきます。

＜介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保等＞

- ◆介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取り組みで、多様化するニーズに対応した質が高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進していきます。
- ◆介護の専門職としてのスキルアップに資する事業者向け研修の実施及び良好な事業所運営や人材育成の支援等を図っていきます。
- ◆介護現場の生産性向上の取り組みは、都道府県が主体となり地域の実情を踏まえながら進めることになるため、県との連携が重要となります。
- ◆業務効率化の観点から介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく申請様式等の簡素化やICT等の活用を進めます。
- ◆啓発活動として、高校、小中学校に対する介護保険制度に係る出前講座の実施や職場体験への取り組みを推進することで、介護サービスに係る関心を持ってもらい、介護人材の育成・確保に努めます。

＜適正利用の促進＞

- ◆適正な認定調査を実施するため、認定調査員を対象とした専門知識を深めるための研修を実施していきます。また、調査内容の点検を確実にを行うため、引き続き職場内研修等を充実させ専門的知識を有する職員の資質向上を図り、適切な要介護認定を行っていきます。
- ◆毎年度策定する指導計画に基づき計画的に運営指導を行い、適正なサービス提供を促進していきます。

- ◆介護保険サービス事業者に丁寧なサービス提供の重要性を周知していくとともに、苦情が寄せられた場合には、原因分析やサービスの改善策等について指導します。

<介護保険制度の普及>

- ◆市民への介護保険制度の周知を図るため、「パンフレット」を作成し、配布しています。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年末 見込	令和8年 目標
介護保険サービス (高齢福祉課)	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。介護保険制度は、市が保険者となって運営しています。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。	—	—
介護サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	「地域密着型サービス」、「居宅介護支援」、「総合事業」、「介護予防支援」の事業者の指定を行います。「地域密着型サービス」の指定等に関しては、「地域密着型サービス運営委員会」で意見を聴取します。	—	—
介護保険サービス事業所向け 研修 (高齢福祉課)	市内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上や良好な事業所運営を目的とした研修を行います。	—	—
介護給付適正化の推進 (高齢福祉課)	サービスの質の向上及び適正利用の促進の観点から、認定調査票や介護報酬請求内容の点検、ケアプラン点検を行い、給付の適正化を図ります。	ケアプラン点 検件数 20件	ケアプラン点 検件数 20件
介護保険サービス事業者に対 する指導 (高齢福祉課)	介護保険サービス事業者が、指定基準や算定基準等に沿った運営を行うよう、運営指導を実施します。	運営指導 1事業所	運営指導 2事業所
介護保険制度の普及 (高齢福祉課)	市民への介護保険制度の周知を図るため、パンフレットを作成し配布します。	—	—

第 5 章

介護保険事業の推進

(第 9 期介護保険事業計画)

第5章 介護保険事業の推進

1. 第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の位置付け

常陸太田市の介護保険は、常陸太田市が保険者となって制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）と医療保険に加入している40歳から64歳の方（第2号被保険者）の保険料の50%でまかなわれています。市は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、市の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

第9期介護保険事業計画は、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上に向け取り組んでいくものです。

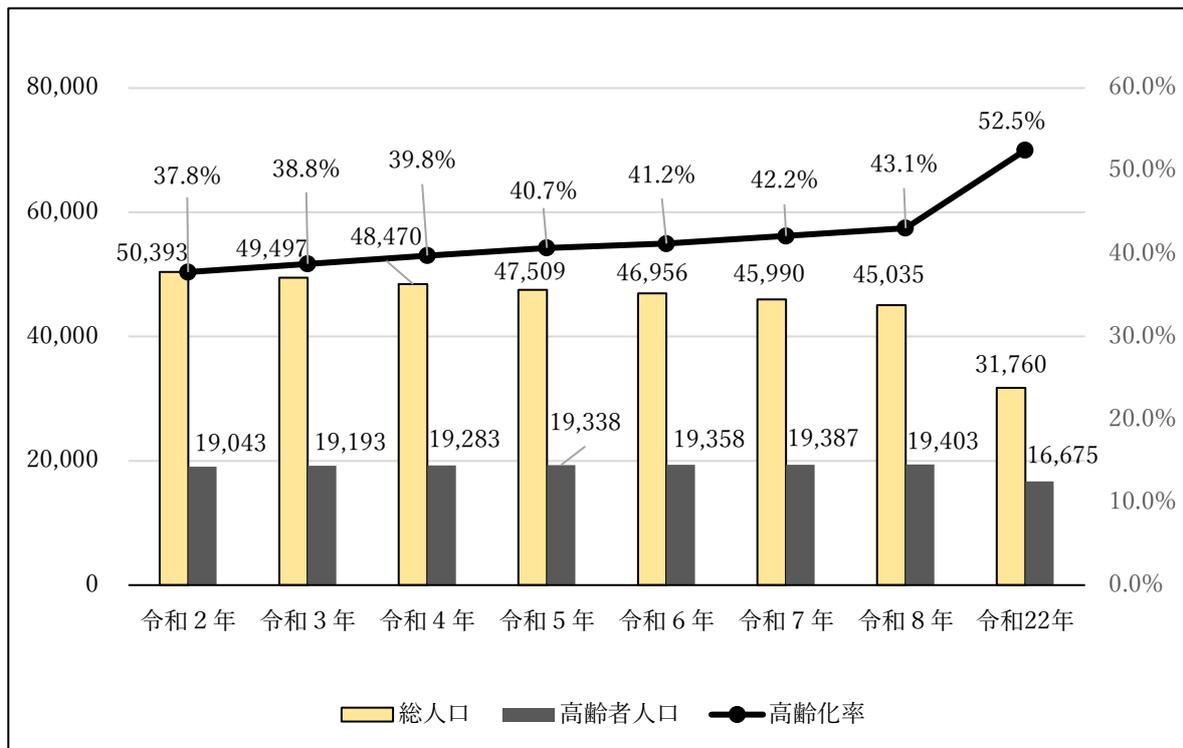
2. 被保険者の推移と推計

(1) 総人口及び高齢者の推移と推計

本市の総人口は緩やかに減少し、令和5年には47,509人、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が全て後期高齢者となる令和7年の総人口は45,990人と推計されます。

また、高齢者人口は、令和5年の19,338人が、第9期計画期間の最終年度である令和8年には19,403人へと増加することが推計されますが、今後高齢者人口は減少に転じ、令和22年には16,675人と推計されます。

○人口推移と推計



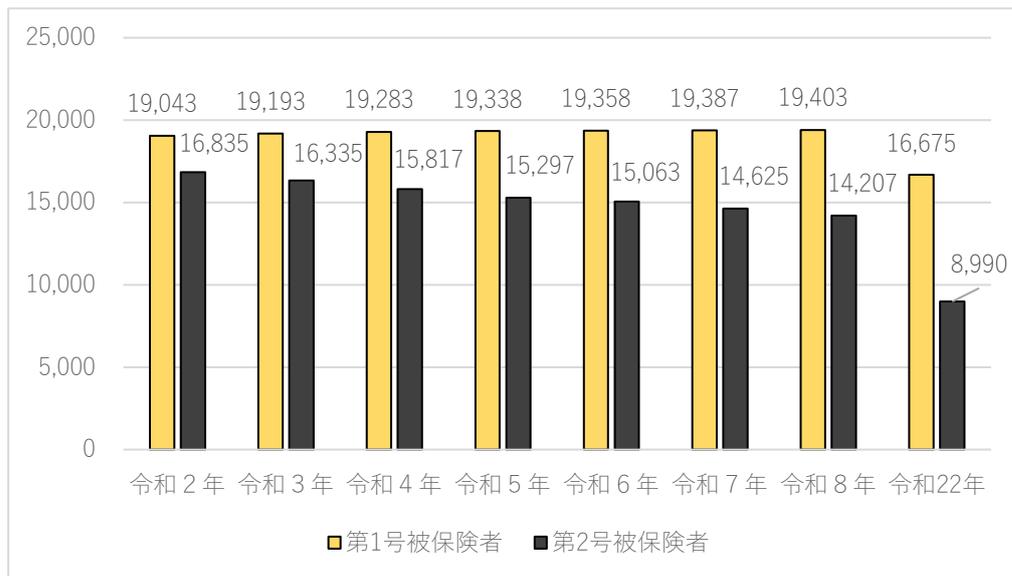
資料：住民基本台帳人口・地域包括ケア「見える化」システム

(2) 被保険者の推移と推計

介護保険は、40歳以上の方が被保険者となっており、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者に分かれます。

被保険者数の推移をみると、第1号被保険者数は緩やかに増加しており、第2号被保険者は減少しています。年々その差は広がっており、令和2年には2,208人差であったものが、令和22年には7,685人差と約3.5倍になることが推計されます。

○被保険者数の推移と推計



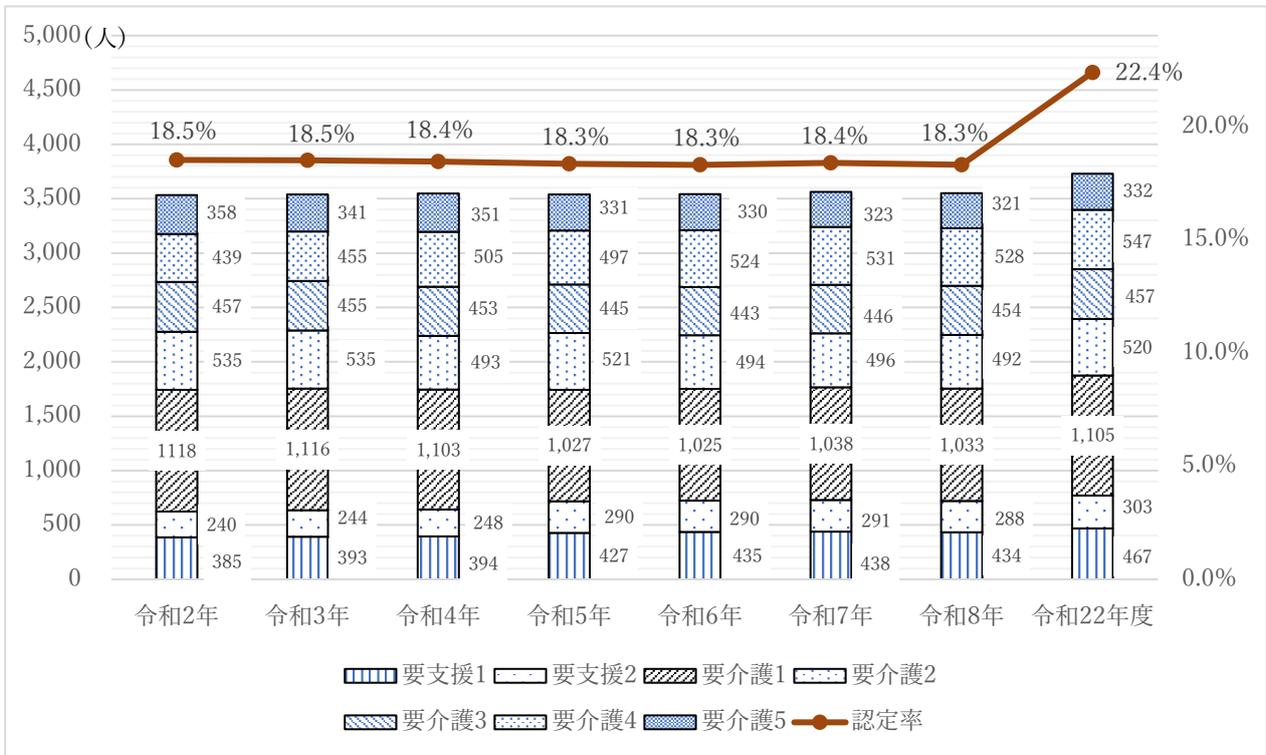
資料：住民基本台帳人口・地域包括ケア「見える化」システム

3. 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者の推計値は、推計人口をもとに、要支援・要介護認定者の出現率の傾向から推計しています。令和5年以降の推計では、令和7年には3,563人になり、認定率は18.4%と想定されます。

また、令和22年には3,731人になり、認定率は22.4%に上昇すると推計されます。

○要支援・要介護認定者推計



資料：住民基本台帳人口・地域包括ケア「見える化」システム

4. 介護保険サービスの整備計画と量の見込み

(1) 介護サービスの充実

介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実とともに介護サービス基盤の整備を進めます。

【施設・居住系サービスの基盤整備計画】

単位：事業所数、()内は利用定員

区分	令和5年度(2023年度)末 見込		令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)	合計	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6(491人)		整備予定はありません	6 (491人)	
	圏域 別 内 訳	常陸太田地区			3(290人)
		金砂郷地区			1(86人)
		水府地区			1(65人)
		里美地区			1(50人)
介護老人保健施設	2(200人)		令和6年度： 常陸太田地区 1施設(100人) 廃止	1 (100人)	
	圏域 別 内 訳	常陸太田地区			2(200人)
		金砂郷地区			-
		水府地区			-
		里美地区			-
介護医療院	-		令和6年度： 常陸太田地区 2施設(129人)	2 (129人)	
	圏域 別 内 訳	常陸太田地区			-
		金砂郷地区			-
		水府地区			-
		里美地区			-
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	1(24人)		令和8年度： 常陸太田地区 1施設(30人)	2 (54人)	
	圏域 別 内 訳	常陸太田地区			1(24人)
		金砂郷地区			-
		水府地区			-
		里美地区			-
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	8(144人)		令和7年度： 金砂郷地区 1施設(18人)廃止 1施設(9人)1ユニット増設	7 (135人)	
	圏域 別 内 訳	常陸太田地区			4(81人)
		金砂郷地区			2(36人)
		水府地区			1(18人)
		里美地区			1(9人)
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模な特別養護老人ホーム)	-		令和6年度： 常陸太田地区 1施設(29人)	1 (29人)	
	圏域 別 内 訳	常陸太田地区			-
		金砂郷地区			-
		水府地区			-
		里美地区			-

※地域密着型特定入居者生活介護は市内の整備実績及び第9期の整備計画はありません。

【居住系以外の地域密着型サービスの基盤整備計画】

単位：事業所数、()内は利用定員

区分	令和5年度(2023年度)末 見込		令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)	合計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		随時相談に応じます	1	
	圏 域 別 内 訳	常陸太田地区			1
		金砂郷地区			-
		水府地区			-
	里美地区	-			
小規模多機能型居宅介護	2(49人)		整備予定はありません	2 (49人)	
	圏 域 別 内 訳	常陸太田地区			2(49人)
		金砂郷地区			-
		水府地区			-
	里美地区	-			
地域密着型通所介護	17(258人)		整備予定はありません	17 (258人)	
	圏 域 別 内 訳	常陸太田地区			8(128人)
		金砂郷地区			7(102人)
		水府地区			1(10人)
	里美地区	1(18人)			

※小規模多機能型居宅介護の利用定員は登録定員数です。

※休止中事業所は含んでいません。

(2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

① 居宅サービス

居宅サービスについては、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数(日数)、等）を基にし、認定者数の将来推計や利用者の利用意向、介護保険サービス事業者の動向などを考慮し、将来の利用量を見込んでいます。

◆訪問介護(ホームヘルプサービス)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介 護	見込量(回/年)	55,871	57,634	58,890	60,250	59,251	59,779
	実績(回/年)	63,736	63,511	61,006			
	対比較比(%)	114.1	110.2	103.6			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆訪問入浴介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合 計	見込量(回/年)	1,481	1,441	1,430	1,668	1,716	1,716
	実績(回/年)	1,848	1,608	1,932			
	対比較比(%)	124.8	111.6	135.1			
予 防	見込量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	実績(回/年)	0	0	0			
	対比較比(%)	—	—	—			
介 護	見込量(回/年)	1,481	1,441	1,430	1,668	1,716	1,716
	実績(回/年)	1,848	1,608	1,932			
	対比較比(%)	124.8	111.6	135.1			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆訪問看護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(回/年)	27,650	28,766	29,180	24,659	25,200	24,970
	実績(回/年)	24,277	24,232	25,110			
	対比較比(%)	87.8	84.2	86.1			
予防	見込量(回/年)	1,864	1,864	1,864	3,091	3,062	3,034
	実績(回/年)	1,927	2,150	3,524			
	対比較比(%)	103.4	115.4	189.1			
介護	見込量(回/年)	25,786	26,902	27,316	21,568	22,138	21,936
	実績(回/年)	22,350	22,082	21,586			
	対比較比(%)	86.7	82.1	79.0			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆訪問リハビリテーション

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(回/年)	1,945	1,974	1,974	3,452	3,444	3,436
	実績(回/年)	2,020	1,832	3,749			
	対比較比(%)	103.8	92.8	189.9			
予防	見込量(回/年)	0	0	0	528	528	528
	実績(回/年)	0	56	642			
	対比較比(%)	—	—	—			
介護	見込量(回/年)	1,945	1,974	1,974	2,924	2,916	2,908
	実績(回/年)	2,020	1,776	3,107			
	対比較比(%)	103.8	90.0	157.4			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆居宅療養管理指導

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/月)	157	161	162	236	238	237
	実績(人/月)	191	205	235			
	対比較比(%)	121.7	127.3	145.1			
予防	見込量(人/月)	2	2	2	13	13	13
	実績(人/月)	4	6	11			
	対比較比(%)	200.0	300.0	550.0			
介護	見込量(人/月)	155	159	160	223	225	224
	実績(人/月)	187	199	224			
	対比較比(%)	120.6	125.2	140.0			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆通所介護(デイサービス)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(回/年)	67,628	69,283	69,908	53,586	53,748	53,558
	実績(回/年)	62,604	57,804	54,456			
	対比較比(%)	92.6	83.4	77.9			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆通所リハビリテーション(デイケア)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/年)	4,764	4,944	4,968	4,404	4,476	4,512
	実績(人/年)	4,476	4,452	4,368			
	対比較比(%)	94.0	90.0	87.9			
予防	見込量(人/年)	672	672	672	900	900	900
	実績(人/年)	756	828	912			
	対比較比(%)	112.5	123.2	135.7			
介護	見込量(人/年)	4,092	4,272	4,296	3,504	3,576	3,612
	実績(人/年)	3,720	3,624	3,456			
	対比較比(%)	90.9	84.8	80.4			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆短期入所生活介護(ショートステイ)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(日/年)	33,659	34,278	33,911	25,648	25,879	25,649
	実績(日/年)	24,640	27,080	25,244			
	対比較比(%)	73.2	79.0	74.4			
予防	見込量(日/年)	310	312	312	72	72	72
	実績(日/年)	148	196	50			
	対比較比(%)	47.7	62.7	16.2			
介護	見込量(日/年)	33,349	33,966	33,599	25,576	25,807	25,577
	実績(日/年)	24,492	26,884	25,194			
	対比較比(%)	73.4	79.1	75.0			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆短期入所療養介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(日/年)	4,571	4,694	4,694	3,378	3,378	3,378
	実績(日/年)	2,448	3,362	3,310			
	対比較比(%)	53.6	71.6	70.5			
予防	見込量(日/年)	0	0	0	0	0	0
	実績(日/年)	4	0	0			
	対比較比(%)	—	—	—			
介護	見込量(日/年)	4,571	4,694	4,694	3,378	3,378	3,378
	実績(日/年)	2,444	3,362	3,310			
	対比較比(%)	53.5	71.6	70.5			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆福祉用具貸与

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/月)	864	889	899	957	958	959
	実績(人/月)	902	915	957			
	対比較比(%)	104.4	102.9	106.5			
予防	見込量(人/月)	71	70	69	110	110	110
	実績(人/月)	88	90	110			
	対比較比(%)	123.9	128.6	159.4			
介護	見込量(人/月)	793	819	830	847	848	849
	実績(人/月)	814	825	847			
	対比較比(%)	102.6	100.7	102.0			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆特定福祉用具購入

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/年)	240	264	264	168	168	168
	実績(人/年)	216	204	168			
	対比較比(%)	90.0	77.3	63.6			
予防	見込量(人/年)	36	36	36	24	24	24
	実績(人/年)	36	36	24			
	対比較比(%)	100.0	100.0	66.7			
介護	見込量(人/年)	204	228	228	144	144	144
	実績(人/年)	180	168	144			
	対比較比(%)	88.2	73.7	63.2			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆住宅改修

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/年)	252	276	324	180	180	180
	実績(人/年)	216	168	204			
	対比較比(%)	85.7	60.9	63.0			
予防	見込量(人/年)	48	48	48	60	60	60
	実績(人/年)	48	36	84			
	対比較比(%)	100.0	75.0	175.0			
介護	見込量(人/年)	204	228	276	120	120	120
	実績(人/年)	168	132	120			
	対比較比(%)	82.4	57.9	43.5			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆特定施設入居者生活介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/月)	42	43	45	45	45	45
	実績(人/月)	37	44	55			
	対比較比(%)	88.1	102.3	122.2			
予防	見込量(人/月)	1	1	1	2	2	2
	実績(人/月)	0	1	3			
	対比較比(%)	—	100.0	300.0			
介護	見込量(人/月)	41	42	44	43	43	43
	実績(人/月)	37	43	52			
	対比較比(%)	90.2	102.4	118.2			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆居宅介護支援(介護予防支援)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/年)	20,064	20,904	21,528	19,776	20,160	20,136
	実績(人/年)	20,244	20,112	20,196			
	対比較比(%)	100.9	96.2	93.8			
予防	見込量(人/年)	1,452	1,428	1,428	2,388	2,328	2,316
	実績(人/年)	1,812	1,920	2,328			
	対比較比(%)	124.8	134.5	163.0			
介護	見込量(人/年)	18,612	19,476	20,100	17,388	17,832	17,820
	実績(人/年)	18,432	18,192	17,868			
	対比較比(%)	99.0	93.4	88.9			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、各市区町村が指定権限を有する介護保険サービスであるため、引き続き、今後の地域包括ケア推進の中心となると考えられます。整備計画を目標に、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数(日数)等)、認定者数の将来推計や利用者の利用意向、介護保険サービス提供事業者の動向なども考慮して、将来の利用量を見込んでいます。

◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(人/月)	16	17	16	26	26	26
	実績(人/月)	22	22	26			
	対比較比(%)	137.5	129.4	162.5			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(回/年)	838	828	828	0	0	0
	実績(回/年)	28	0	0			
	対比較比(%)	3.3	—	—			
予防	見込量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	実績(回/年)	0	0	0			
	対比較比(%)	—	—	—			
介護	見込量(回/年)	838	828	828	0	0	0
	実績(回/年)	28	0	0			
	対比較比(%)	3.3	—	—			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆小規模多機能型居宅介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/年)	600	600	600	348	348	348
	実績(人/年)	360	360	348			
	対比較比(%)	60.0	60.0	58.0			
予防	見込量(人/年)	60	60	60	0	0	0
	実績(人/年)	12	0	0			
	対比較比(%)	20.0	—	—			
介護	見込量(人/年)	540	540	540	348	348	348
	実績(人/年)	348	360	348			
	対比較比(%)	64.4	66.7	64.4			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
合計	見込量(人/月)	145	146	148	131	135	135
	実績(人/月)	132	132	131			
	対比較比(%)	91.0	90.4	88.5			
予防	見込量(人/月)	1	1	1	0	0	0
	実績(人/月)	0	0	0			
	対比較比(%)	—	—	—			
介護	見込量(人/月)	144	145	147	131	135	135
	実績(人/月)	132	132	131			
	対比較比(%)	91.7	91.0	89.1			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

第9期計画期間中に予定されている新規整備等から、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(人/月)	0	0	29	15	29	29
	実績(人/月)	0	0	0			
	対比較比(%)	—	—	—			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆地域密着型通所介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(回/年)	64,897	65,755	66,034	56,148	56,244	56,460
	実績(回/年)	60,434	57,064	55,931			
	対比較比(%)	93.1	86.8	84.7			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

③ 施設サービス

施設サービスについては、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用者回数（日数）等）を踏まえて、将来の利用量を見込んでいます。

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(人/月)	500	505	510	485	485	485
	実績(人/月)	468	462	486			
	対比較比(%)	93.6	91.5	95.3			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆介護老人保健施設

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(人/月)	225	225	225	195	155	155
	実績(人/月)	230	224	236			
	対比較比(%)	102.2	99.6	104.9			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、令和5年度末に廃止されることから、利用者は介護医療院へ移行するものと見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(人/月)	19	19	19	0	0	0
	実績(人/月)	16	13	11			
	対比較比(%)	84.2	68.4	57.9			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

◆介護医療院

介護療養型医療施設からの転換等により、利用者が移行するものと見込んでいます。

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
介護	見込量(人/月)	0	0	0	72	116	116
	実績(人/月)	2	3	3			
	対比較比(%)	—	—	—			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

(3) 地域支援事業の量の見込み

①介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービスともに75歳以上の高齢者人口伸びに比例して利用者が増加していくと見込んでいます。

ア 見込量

(単位：人)

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
訪問型サービス	見込量	516	576	624	412	422	432
	実績	408	432	402			
通所型サービス	見込量	2,064	2,184	2,292	2,073	2,083	2,093
	実績	2,119	2,070	2,063			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

イ 見込額

(単位：円)

		第8期			第9期		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
訪問型サービス	見込量	6,460,000	6,740,000	7,033,000	7,480,000	7,480,000	7,480,000
	実績	5,441,901	6,017,163	7,200,000			
通所型サービス	見込量	51,406,000	53,901,000	56,518,000	61,200,000	61,200,000	61,200,000
	実績	52,630,452	50,799,975	55,800,000			

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

②一般介護予防事業

介護予防や日常生活の自立に向けた取り組みや、地域の介護予防活動等に対して支援を行う事業です。

	主な事業	事業掲載ページ
介護予防普及啓発事業	介護予防教室 (らくらく健康塾・いきいきヘルス体操教室)	82 ページ
	生き生きふれあい事業	
	健康づくり講演会	
	通所型フレイルチェック	
	訪問型フレイルチェック	
地域介護予防活動支援事業	スクエアステップ	
	健康教育・健康相談	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	

③ 包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援を行っています。

	主な事業	事業掲載ページ
地域包括支援センターの運営	総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援、権利擁護事業	58～65 ページ
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進研修会	69 ページ
	主任介護支援専門員会との連携・協力	59～62・68・122 ページ
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	51 ページ
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームによる支援	57 ページ
	認知症ケアパスによる啓発	
	認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催	
	認知症地域支援推進員の配置	
地域ケア会議推進事業	地域ネットワークの構築	63・64 ページ

④ 任意事業

地域の実情に応じて、市独自の発想や創意工夫で実施する。

	主な事業	事業掲載ページ
介護給付等費適正化事業	介護給付適正化の推進	91・116 ページ
家族介護支援事業	あんしんファミリー介護講座	53 ページ
	在宅介護者リフレッシュ事業	
その他の事業	認知症サポーター養成講座	57 ページ
	食の自立支援事業（配食サービス）	66 ページ
	緊急通報体制整備事業	51 ページ
	高齢者見守りサポート支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	73 ページ
	徘徊高齢者見守り体制の構築	57 ページ
	徘徊高齢者家族支援サービス	

⑤ 地域支援事業費の見込み

第9期介護保険事業計画における地域支援事業費の内訳は以下のとおりです。

内訳	令和6年	令和7年	令和8年
介護予防・日常生活支援総合事業	101,350,000	101,350,000	101,350,000
介護予防・生活支援サービス事業費	78,420,000	78,420,000	78,420,000
訪問型サービス事業	7,480,000	7,480,000	7,480,000
通所型サービス事業	61,200,000	61,200,000	61,200,000
介護予防ケアマネジメント事業	9,500,000	9,500,000	9,500,000
高額サービス費	120,000	120,000	120,000
高額医療合算サービス費	120,000	120,000	120,000
一般介護予防事業費	22,650,000	22,650,000	22,650,000
介護予防把握事業	0	0	0
介護予防普及啓発事業	22,000,000	22,000,000	22,000,000
地域介護予防活動支援事業	500,000	500,000	500,000
地域リハビリテーション活動支援事業	150,000	150,000	150,000
審査支払手数料	280,000	280,000	280,000
審査支払手数料	280,000	280,000	280,000
包括的支援事業	112,800,000	112,800,000	112,800,000
地域包括支援センター事業	76,000,000	76,000,000	76,000,000
在宅医療・介護連携推進事業	4,000,000	4,000,000	4,000,000
生活支援体制整備事業	23,000,000	23,000,000	23,000,000
認知症初期集中支援推進事業	5,500,000	5,500,000	5,500,000
認知症地域支援・ケア向上事業	3,500,000	3,500,000	3,500,000
地域ケア会議推進事業	800,000	800,000	800,000
任意事業	50,000,000	50,000,000	50,000,000
合 計	264,150,000	264,150,000	264,150,000

(4) 介護保険事業費の推計値

①介護給付費

(単位：千円)

サービスの種類	令和6年	令和7年	令和8年
(1) 在宅サービス	1,497,093	1,505,273	1,503,734
訪問介護	183,280	180,463	181,956
訪問入浴介護	21,125	21,762	21,785
訪問看護	94,359	96,976	95,910
訪問リハビリテーション	9,571	9,555	9,527
居宅療養管理指導	25,793	26,067	25,961
通所介護	434,943	435,340	433,202
通所リハビリテーション	227,353	231,861	233,971
短期入所生活介護	222,918	225,243	223,347
短期入所療養介護	38,290	38,339	38,339
福祉用具貸与	114,456	114,525	114,594
特定福祉用具購入費	4,673	4,673	4,673
住宅改修	12,494	12,494	12,494
特定施設入居者生活介護	107,838	107,975	107,975
(2) 地域密着型サービス	1,055,265	1,116,375	1,117,242
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44,669	44,726	44,726
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	56,603	56,674	56,674
認知症対応型共同生活介護	426,387	441,182	441,182
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	45,688	91,292	91,292
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	481,918	482,501	483,368
(3) 施設サービス	2,486,231	2,529,773	2,529,773
介護老人福祉施設	1,568,863	1,570,848	1,570,848
介護老人保健施設	659,422	523,584	523,584
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	257,946	435,341	435,341
(4) 居宅介護支援	252,230	258,394	258,182
介護給付費 合計 (①)	5,290,819	5,409,815	5,408,931

②介護予防給付費

(単位：千円)

サービスの種類	令和6年	令和7年	令和8年
(1) 介護予防サービス	62,223	62,185	62,088
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	10,968	10,884	10,787
介護予防訪問リハビリテーション	1,527	1,529	1,529
介護予防居宅療養管理指導	850	851	851
介護予防通所リハビリテーション	31,194	31,234	31,234
介護予防短期入所生活介護	493	494	494
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,444	7,444	7,444
特定介護予防福祉用具購入費	773	773	773
介護予防住宅改修	7,493	7,493	7,493
介護予防特定施設入居者生活介護	1,481	1,483	1,483
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	11,503	11,224	11,165
介護予防給付費 合計 (②)	73,726	73,409	73,253

(単位：千円)

	令和6年	令和7年	令和8年
総給付費 (①+②)	5,364,545	5,483,224	5,482,184

(5) 標準給付費の見込額

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、保険者（市町村）ごとに決められ、介護保険事業計画期間（3年）を単位とした標準給付費見込額等を推計し、設定します。したがって、保険料基準額は計画期間の給付水準を反映したものとなり、介護保険給付費が増加すれば保険料負担も増えることになります。

(単位：千円)

	令和6年	令和7年	令和8年	合計
標準給付費見込額	5,709,377	5,830,395	5,827,828	17,367,600
総給付費	5,364,545	5,483,224	5,482,184	16,329,953
特定入所者介護サービス費等給付額	202,881	204,261	203,362	610,504
高額介護サービス費等給付額	120,745	121,587	121,053	363,385
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,043	17,137	17,061	51,241
算定対象審査支払手数料	4,163	4,186	4,168	12,517

(6) 市町村特別給付

第9期事業計画の期間において、介護保険法第62条の規定による要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対する市町村特別給付を行います。

(単位：千円)

	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者介護用品購入費助成事業費	11,700	11,700	11,700
介護サービス利用者負担額助成事業費	3,450	3,450	3,450
高齢者通院支援助成事業費	15,006	14,256	13,543
計	30,156	29,406	28,693

5. 介護給付適正化に向けた取り組み及び目標

(1) 第8期の取り組み

「要介護認定の適正化」では、認定調査の点検指導及び調査員研修を実施し、認定調査の精度の確保に努めました。「ケアプラン点検」及び「住宅改修・福祉用具点検」は計画どおり実施しました。「縦覧点検・医療情報との突合」及び「給付実績の活用」も計画どおり実施され、不適切な介護報酬の返還請求や、実地指導等での活用につなげました。

(2) 第9期の取り組み方針と目標

国の第6期介護給付適正化計画に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業に再編し介護給付の適正化に取り組んでいきます。

「要介護認定の適正化」では、認定調査の点検指導に多大な時間を要している現状から、認定調査員への指導及び研修をより効果的に実施し、要介護認定の平準化を図っていきます。

「ケアプラン等の点検」は、従来の計画の「ケアプラン点検」と「住宅改修・福祉用具実態調査」を統合した事業となり、「医療情報との突合・縦覧点検」とともに、国保連合会から提供される情報を活用することで、より効果的な点検を行っていきます。

また、独自事業として、常陸太田市主任介護支援専門員会と連携し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを通じて、利用者が真に必要とする過不足のないサービスが組み込まれたケアプランが作成されるよう、面談形式によるケアプランの点検を行い、介護支援専門員の質の向上を図ります。

事業名及び基本的考え方	取組目標		
	令和6年	令和7年	令和8年
要介護認定の適正化 全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 審査会委員の情報共有化 認定調査員への指 	継続	継続
ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検 運営指導時等におけるケアプラン点検、住宅改修・福祉用具の申請資料点検のほか、国保連合会の帳票等による点検を行うことにより、自立支援に資するとともに適正なサービス提供を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検 住宅改修・福祉用具点検 国保連合会の帳票等による点検 点検結果の他の事業所への周知 	継続	継続
医療情報との突合・縦覧点検 点検により介護報酬請求の誤りを発見し、事業者に適切な対応を指導することにより、給付の適正化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 国保連合会の帳票等による医療情報との突合及び縦覧点検 	継続	継続

6. 第1号被保険者の保険料

(1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料(第1号保険料)は、市町村(保険者)ごとに決められ、額はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

本市の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の利用見込量に応じたものとなります。したがって、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額(月額)は、第1期の2,911円から第8期は6,014円と約2.07倍となりました。本市の介護保険料基準額(月額)は、第1期の1,910円から第8期は5,290円と約2.77倍です。

○第8期までの介護保険料基準額(月額)の推移

		第1期 (平成12～ 14年度)	第2期 (平成15～ 17年度)	第3期 (平成18～ 20年度)	第4期 (平成21～ 23年度)	第5期 (平成24～ 26年度)	第6期 (平成27～ 29年度)	第7期 (平成30～ 令和2年度)	第8期 (令和3～5 年度)
常陸太田市	保険料	1,910円	2,750円	3,650円	3,650円	4,240円	4,810円	5,290円	5,290円
	増減額 (対前期比)	-	840円	900円	0円 増減なし	592円	568円	480円	0円 増減なし
全国	保険料	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円
	増減額 (対前期比)	-	382円	797円	70円	812円	578円	355円	145円 +2.5%
茨城県	保険料	2,393円	2,613円	3,461円	3,717円	4,528円	5,204円	5,339円	5,485円
	増減額 (対前期比)	-	220円	848円	256円	811円	676円	135円	146円

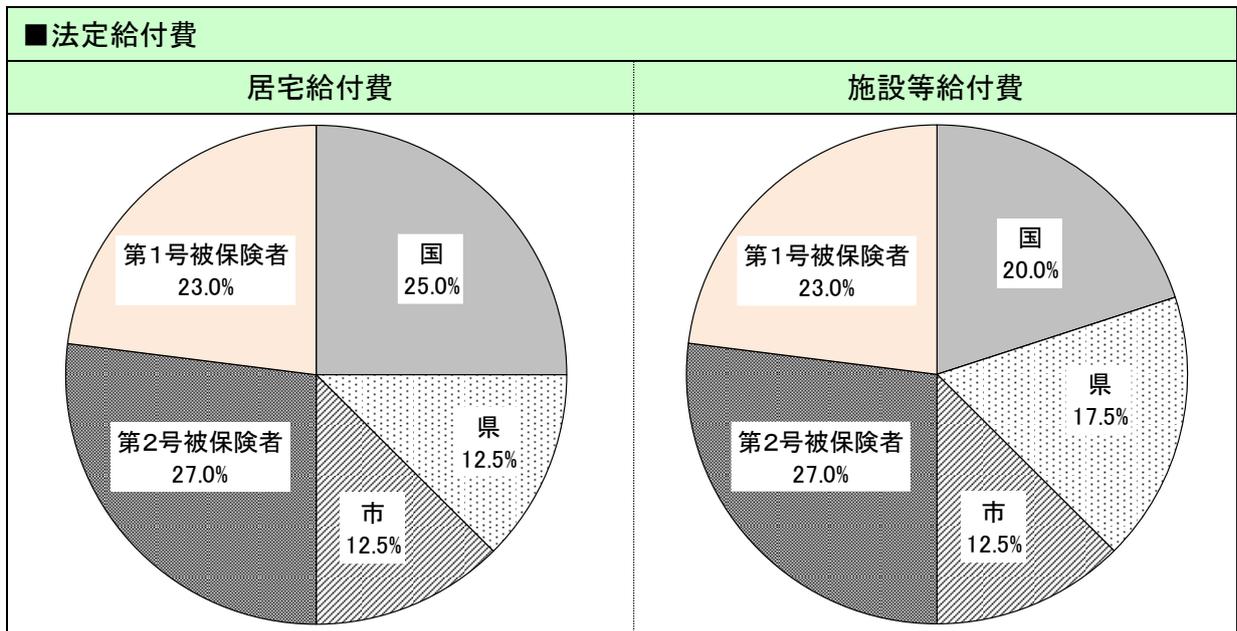
(2) 第9期の介護保険料基準額

① 第1号被保険者の負担率

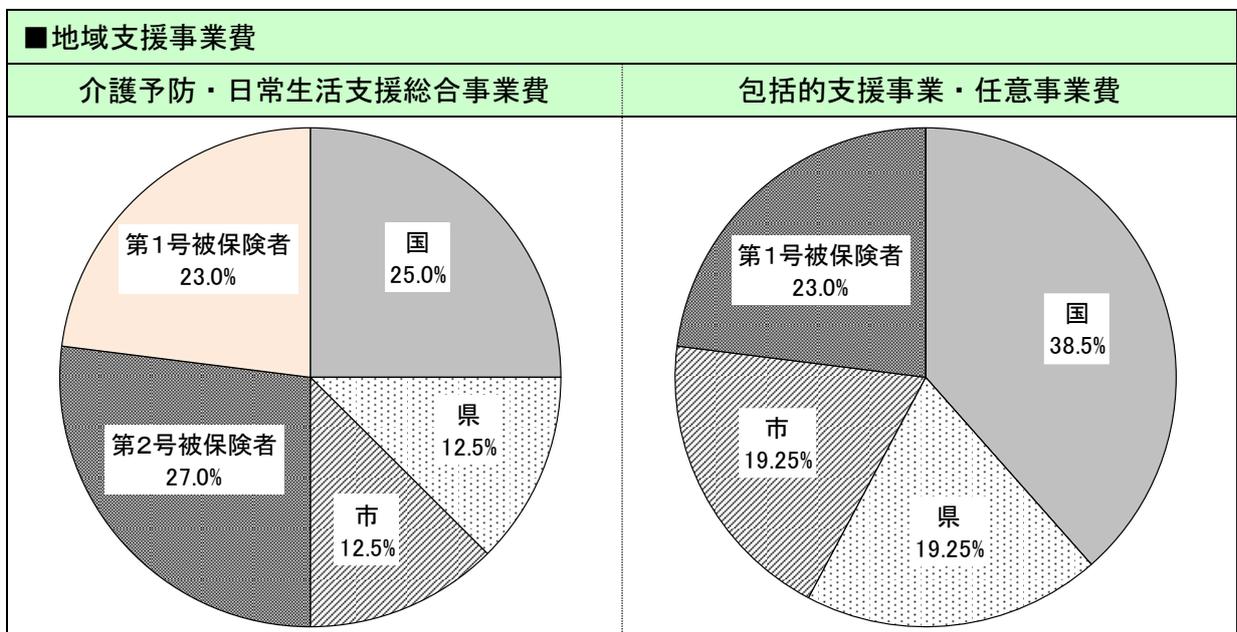
第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第9期の第1号被保険者の負担率は、第8期に引き続き23%です。

◆介護保険の財源構成

【介護サービス費】（居宅サービス・施設サービス）



【地域支援事業費】（総合事業・包括的支援事業）



② 介護保険支払準備基金の活用

※介護保険支払準備基金

介護保険料については、中期財政運営(3年間)を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目又は3年度目の給付費に充てることとなります。その際の当該剰余金について、適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するため基金を設置するものとされています。

③ 介護保険料基準額

介護報酬改定や介護保険制度改正に伴う財政影響額を勘案し、介護保険料を算定した結果、第9期計画における介護保険料基準額は、月額5,440円(年額65,300円)と見込まれます。

	令和6年	令和7年	令和8年	合計
標準給付費見込額 (A)	5,709,376,802	5,830,394,928	5,827,828,534	17,367,600,264
地域支援事業費 (B)	264,150,000	264,150,000	264,150,000	792,450,000
第1号被保険者負担分相当額 ((A+B) × 23% = (C))	1,373,911,164	1,401,745,333	1,401,155,063	4,176,811,561
調整交付金相当額 ((A+B(総合事業費分)) × 5.0% = (D))	290,536,340	296,587,246	296,458,927	883,582,513
調整交付金見込交付割合	5.39%	5.03%	4.73%	
調整交付金見込額 (E)	313,198,000	298,367,000	280,450,000	892,015,000
市町村特別給付費等 (F)	30,156,000	29,406,000	28,693,000	88,255,000
保険者機能強化推進交付金等見込額 (G)				45,000,000
介護保険支払準備基金取崩額 (H)				400,000,000
保険料収納必要額 (C+D-E+F-G-H=I)				3,811,634,074
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J)	19,554	19,592	19,544	58,690
予定保険料収納率 (K)			99.5%	
保険料の基準額 【(I÷K) ÷ J=L】 (年額) ※100円未満切上げ				65,300
保険料の基準額 【L÷12カ月】 (月額)				5,440

(3) 第9期の保険料段階

第9期計画期間の介護保険料は、負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、保険料段階を13段階とし、各所得段階区分における年間保険料及び負担割合は以下のとおりとします。

低所得者の軽減割合の拡大を図りながら、引き続き負担能力に応じた負担割合と多段階設定について検討し、安定的な財政運営を実施していきます。

(参考)

課税状況		要件		段階	基準額に対する割合	第9期介護保険料	第8期介護保険料	
世帯	本人							
		生活保護受給者						
住民税非課税	住民税非課税	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.285 (0.455) ※1	18,700円 (29,800円)	19,100円 (31,800円)	
		80万円以下						
		80万円超 120万円以下		第2段階	0.485 (0.685) ※1	31,700円 (44,800円)	31,800円 (47,600円)	
		120万円超		第3段階	0.685 (0.69) ※1	44,800円 (45,100円)	44,500円 (47,600円)	
		80万円以下		第4段階	0.9	58,800円	57,200円	
住民税課税	住民税課税	※2 合計所得金額		80万円超	第5段階 【基準額】	1.00	65,300円	63,500円
		120万円未満		第6段階	1.20	78,400円	76,200円	
		120万円以上 210万円未満		第7段階	1.30	84,900円	82,600円	
		210万円以上 320万円未満		第8段階	1.50	98,000円	95,300円	
		320万円以上 420万円未満		第9段階	1.70	111,100円	108,000円	
		420万円以上 520万円未満		第10段階	1.90	124,100円		
		520万円以上 620万円未満		第11段階	2.10	137,200円		
		620万円以上 720万円未満		第12段階	2.30	150,200円		
720万円以上		第13段階	2.40	156,800円				

※1 公費による介護保険料軽減前の保険料の割合です。

※2 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。

7. 低所得者等への対応

(1) 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費(滞在費)・食費について、住民税非課税世帯等の要件に該当する場合に、所得に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

(2) 高額介護(予防)サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得等に応じた上限額を超えた場合、その超えた額を高額介護(予防)サービス費として支給します。

(3) 高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が1年間の限度額を超えた場合、その超えた額を高額医療合算介護(予防)サービス費として支給します。

(4) 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減

生計が困難な方を対象に、登録された社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担額等の軽減を行います。

(5) 訪問介護サービス費の助成

所得税(※令和6年4月からは市民税)が非課税である世帯の方を対象に、訪問介護、訪問型サービスの利用者負担額の4/10を助成します。

(6) 高額介護(予防)サービス費等の貸付

高額介護(予防)サービス費が支給されるまでの間や、償還払いの特定(介護予防)福祉用具購入、(介護予防)住宅改修のサービス利用の際に生じる一時的な全額負担の支払いが困難な場合に、保険給付されるまでの間、資金の貸付を行います。

(7) 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護(予防)サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すると生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方(境界層該当者)については、その低い基準を適用とすることとしています。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 推進体制の確立

基本理念である「地域包括ケアシステムの更なる推進」を達成するには、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供をする観点からも、関係部署による更なる連携・支援体制が必要となります。

高齢者個人や地域が抱える課題の解決のため、関連する各部署との連携により、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ横断的な相談支援を行うことで地域包括ケアシステムを包括する「地域共生社会」の推進に引き続き取り組み、支援体制の構築や状況に応じた柔軟な対応が図れるように努めます。

(2) 地域住民や関係機関との連携

地域住民、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業所、医療機関、教育機関、消防や警察、民生委員・児童委員協議会、地域自主防災会、ボランティア団体やNPO法人、主任介護支援専門員会、様々な職能団体や専門職等、関係者・関係機関との協力関係を強固にするとともに、地域包括ケアシステムの一翼となり得る地域資源の開発や発掘等により、協力連携の輪を全体的に広げていくことで、高齢者が地域で安心して生活できる地域包括ケアの実現を目指します。

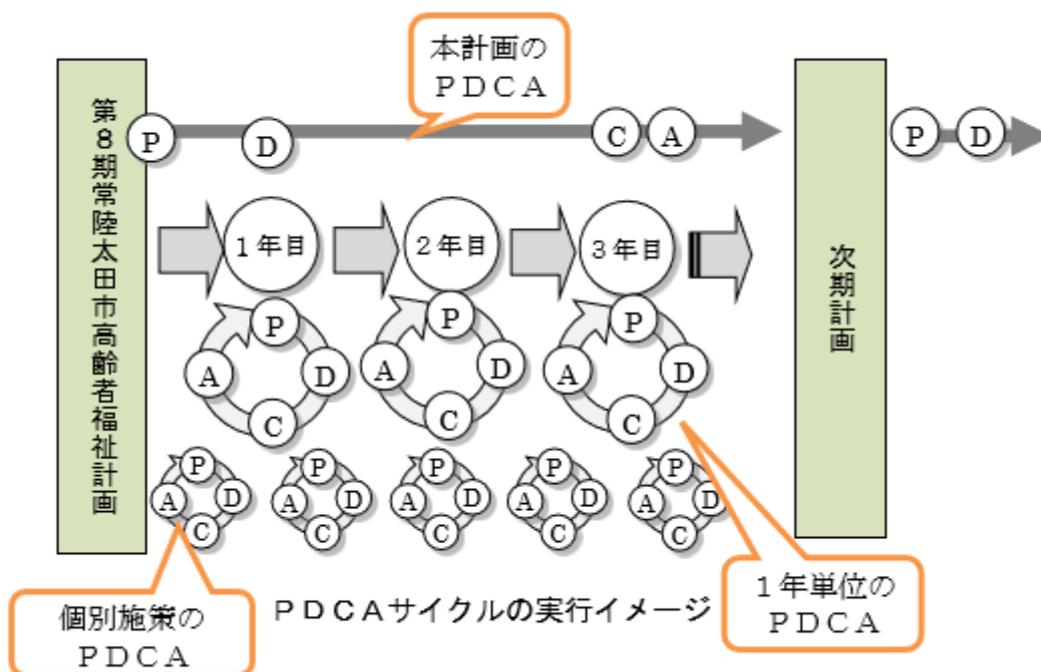
2. 計画の推進（点検・評価）

（1）計画の進捗管理と評価

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）のみならず、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、長期的な高齢者福祉の基本方針の達成を目指し、社会情勢の変化に合わせ柔軟に施策を企画・展開していくため、取り組みに合わせた評価・改善を行います。

具体的には、本計画で掲げた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルを継続的に実行していきます。ここでいうPDCAサイクルとは、計画を策定し（Plan）、取り組みを実施（Do）、その取り組み結果を把握・評価し（Check）、問題点があれば見直しを検討し（Action）、検討した見直し結果を実施するための計画を再度策定する（Plan）ことを繰り返し改善を図るといふものです。

PDCAサイクルは、個々の施策の実施に合わせてその都度実施するもの、1年の単位でその年の取り組み状況を見るもの、本計画の実施状況などを3年単位で見るものの大きく3種類に分けて実施していきます。



資料編

資料編

1. 計画策定の経過

日付	項目	内容
令和4年 11月1日(火)	第1回 第9期常陸太田市高齢者福祉計画策定推進会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び職務代理者の指名について 2 高齢者等実態調査について 3 計画策定スケジュールについて
11月7日(月)	第1回 第9期常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び職務代理者の指名について 2 高齢者等実態調査について 3 計画策定スケジュールについて
令和4年11月 ～令和5年2月	高齢者等実態把握調査	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者、要支援1・2、介護予防・日常生活支援総合事業対象者 ・60～65歳未満の方（要支援1・2、介護予防・日常生活支援総合事業対象者含む） ○在宅介護実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護1～5の方（訪問調査・郵送調査） ○介護支援専門員調査 <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 ○介護サービス事業者調査 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者
令和5年 2月22日(水)	第2回 常陸太田市高齢者福祉計画策定推進会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 アンケート集計結果について 2 今後のスケジュールについて
3月23日(木)	第2回 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 アンケート集計結果について 2 今後のスケジュールについて
8月3日(木)	第3回 常陸太田市高齢者福祉計画・策定推進会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要 2 介護サービス等の現況について 3 第9期介護保険事業（支援）計画の基本方針（案）について 4 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的考え方について 5 介護用具支給見直しについて

日付	項目	内容
8月10日(木)	第3回 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会	1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要 2 介護サービス等の現況について 3 第9期介護保険事業(支援)計画の基本方針(案)について 4 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的考え方について 5 介護用具支給見直しについて
12月18日(月)	第4回 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定推進会議	1 第9期常陸太田市高齢者福祉計画(案)について
12月25日(月)	第4回 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会	1 第9期常陸太田市高齢者福祉計画(案)について
令和6年 1月19日(金)	市議会全員協議会	第9期常陸太田市高齢者福祉計画の概要説明
1月22日(月) ～ 2月20日(火)	パブリック・コメント	意見公募期間 30日間
2月22日(木)	第5回 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会	1 パブリックコメントの結果について 2 介護保険料について
3月4日(月)	市議会定例会	介護保険条例の一部改正
3月	計画書の発行	

2. 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により、第9期常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 計画の策定方針に関すること。
- (2) 計画の原案に関すること。
- (3) その他、計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 介護保険サービス事業者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定に関する審議が終了した日までとする。ただし、特定の地位又は職に基づき委嘱された委員の任期については、その職を失った日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 委員は、あらかじめ委員長の承認を得たうえで、代理の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(謝金)

第7条 委員に対する謝金は、出席した会議1回あたり3,000円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3. 常陸太田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

選出区分	氏名	所属	備考
保健医療	小林 肇	常陸太田市医師会	委員長
保健医療	高倉 篤	常陸太田市歯科医師会	
保健医療	草野 朋子	常陸太田薬剤師会	
福祉	松本 幸雄	常陸太田市民生委員児童委員協議会	副委員長
福祉	黒澤 一治	常陸太田市老人クラブ連合会	
福祉	鴨志田 幸司	常陸太田主任介護支援専門員会	
福祉	大金 博典	常陸太田市社会福祉協議会	
介護事業者	帯刀 真一	特別養護老人ホーム世矢の里	
介護事業者	岡崎 好巳	(株)ながたの里工房 デイサービスセンター花・大里&丸山	
介護事業者	中澤 範義	ハートリンクス株式会社	
被保険者	浅川 和子	常陸太田市食生活改善推進協議会	
被保険者	原田 静雄	常陸太田スクエアステップ・リーダー会	

第 9 期
常陸太田市高齢者福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 常陸太田市

編集 保健福祉部 福祉事務所 高齢福祉課

TEL 0294-72-3111 (代表)

URL <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>